

平成25年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

平成25年11月29日（開会）

平成25年12月20日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十五年第四回定例会会議録

(平成二十五年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (11 月 29 日) (金曜日)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第 3 号 上程	10
報告	
1. 議案第 64 号～議案第 72 号 一括上程	10
委員長報告、質疑、討論、表決 (認定)	
1. 議案第 73 号・議案第 74 号 一括上程	15
説明、質疑	
議案第 73 号 総務文教委員会付託	
議案第 74 号 産業厚生委員会付託	
1. 発言の申し出について	19
1. 議案第 75 号～議案第 81 号 一括上程	19
説明、質疑	
議案第 75 号～議案第 81 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 82 号・議案第 83 号 一括上程	25
説明、質疑	
議案第 82 号・議案第 83 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 84 号 上程	27
説明、質疑	
議案第 84 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 85 号・議案第 86 号 一括上程	27
説明、休憩、全協、質疑、表決 (同意)	
1. 日程の追加について	28
動議、質疑、表決 (可決)	
1. 議案第 87 号 上程	29
説明、質疑	
議案第 87 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 88 号～議案第 90 号 一括上程	32
説明、質疑	
議案第 88 号～議案第 90 号 産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	33

1. 散 会	34
--------------	----

第2号（12月10日）（火曜日）

1. 開 議	36
1. 議長の報告	36
1. 一般質問	36
川越信男議員	36

乳幼児等医療費助成制度について

- (1) 乳幼児等医療費助成制度の県内の状況は
- (2) 本市の過去3年間の乳幼児等医療費の推移と全額無料にした場合の財政負担は
- (3) 乳幼児等医療費の自己負担分の無料化について

地域の元気臨時交付金について

- (1) 元気臨時交付金事業と発注状況は
- (2) 事業効果と費用対効果、評価は
- (3) 基金と来年度以降の状況は

橋梁対策について

- (1) 垂水市が所管する橋梁は
- (2) 老朽化した橋梁の耐震状況及び安全点検は
- (3) 国土強靱化対策への取組は

高峠のメガ・ソーラーについて

- (1) 現在の進捗状況は
- (2) 今後の計画は（なぜ遅れているのか。）
- (3) これからの高峠開発の考えは

環境問題について

- (1) 大気汚染PM2.5と健康被害は
- (2) 監視体制と市民への情報は
- (3) 健康被害発生時の周知は
- (4) PM2.5の測定・公表は

堀内貴志議員	43
--------------	----

「森の駅たるみず」を活かした垂水市の観光振興について

- (1) 森の駅たるみずの経営の在り方と実績について
- (2) 今後の集客の取組と方向性について
- (3) 森の駅たるみずの指定管理者制度導入への検討の時期について
- (4) 森の駅たるみずを拠点とした垂水市の観光誘致の在り方について

学校給食費の在り方について

- (1) 未納及び滞納者の実態について
- (2) 子育て支援の一環として学校給食費の無料化について、検討できないか。

大 藪 藤 幸 議 員	53
城山団地取付道の整備は	
脇田市木線と国道との取付は	
所管課の統廃合を問う	
市町村設置型浄化槽は	
垂水スローリー条例（仮称）の設置を願う	
川 畑 三 郎 議 員	61
農用地区変更の現状は	
しおかぜ街道事業の進捗状況は	
道路整備について（降灰除去など）	
田 平 輝 也 議 員	67
大隅半島の観光開発について	
(1) 佐多岬への観光バスの現状と現在の利用状況は	
(2) 本市の観光に対してどのような効果があったのか	
市庁舎の今後の計画は	
(1) 市庁舎の耐用年数と耐震構造について	
(2) 建設などについての長期的な計画及び検討は	
本市における一人暮らしの対策は	
(1) 独居老人の現状は（県、本市の現状は）	
(2) 本市における各施設への入居待機者の方は	
(3) 生活支援が必要な一人暮らし（障害者等）の現状は	
起業支援事業について	
(1) 起業支援事業などで本年度はどのような事業があったのか、内容と雇用について	
池 山 節 夫 議 員	75
観光について	
(1) 佐土原入城イベントと宮崎市との今後について	
(2) 宇喜多秀家公と岡山市との今後について	
高齢者福祉について	
(1) 介護保険制度、介護施設について	
(2) 認知症と高齢者見守りに関して	
(3) 民生委員について	
再生可能エネルギーについて	
(1) 太陽光発電について	
(2) エネファームについて	
(3) 木質バイオマスについて	
学校教育について	
(1) 学力テストについて	

(2) 義務教育について	
(3) 公立学校の民間委託について	
(4) 小・中学校のトイレについて	
北方貞明議員	86
安心安全のまちづくりについて	
(1) 防災ラジオの配布について	
(2) 災害時の生活用水と井戸水活用について	
観光について	
(1) しおかぜ街道柘原から浜平間について	
(2) サイクリングステーションの自転車貸出しについて	
(3) 教育旅行の民泊の基金について	
(4) 森の駅のガス給湯器について	
(5) 南中跡地の利活用について	
社会教育関係について	
(1) 図書館の全祝日開館について	
(2) 地区公民館について	
財政調整基金について	
(1) 財政調整基金は、平成26年度目標額7億円、平成24年度で13億円に達しているが、今後の見通しと目標額は	
堀添國尚議員	95
人権擁護委員制度について	
(1) 現状と課題について	
市営住宅について	
(1) 安全性と居住性の改善について	
国道220号について	
(1) 今後の整備計画について、具体的には、遮断機の撤去についての計画は進められているのか。	
1. 日程報告	98
1. 散 会	98
<hr/>	
第3号（12月11日）（水曜日）	
1. 開 議	100
1. 一般質問	100
持留良一議員	100
来年度予算への考え方と市民の暮らしを守る対策について	
(1) 来年度予算の考え方	
ア 税金の使い方は、暮らし、福祉優先に	

(2) 消費税増税と社会保障の新たな負担の問題

- ア 市民生活への影響
- イ 社会保障で新たな負担は（社会保障改革プログラム）

(3) 市民の暮らしを守り支える対策の検討を

- ア 「公私の扶助」の具体化（判断）は、どうなっているのか。
- イ 「非婚の母」にみなし寡婦控除適用へ（最高裁の判決を受けて）
- ウ 子育て支援策の充実

地域経済活性化対策について

(1) 住宅リフォーム助成制度の今後の方向性

- ア 予算の執行状況と経済効果は
- イ 地域経済活性化（雇用と仕事起こし）のためにも更なる予算化（補正か新年度予算で）を

(2) 「商店（店舗）版リフォーム助成制度」の検討を

- ア 地域経済活性化と集客力の向上を目標に
（群馬県高崎市／長崎県大村市等）

福祉行政について

(1) 生活保護行政「親族扶養が要件」は誤りの問題

（憲法で保障された生活保護の受給権の侵害）

- ア 11月8日付けの厚生労働省の事務連絡の内容は（簡単に）
- イ 本市の内容及び実態は、「保護のしおり」等に明記されていなかったか。
- ウ あったのであれば、今後の対応について（是正も含め）

(2) 介護保険改革の中止を（国へ強く働きかけよ）

- ア 「訪問・通所介護」の受皿はあるのか。
- イ 「訪問介護、通所介護の切捨てをやめ、要支援サービスの拡充を」と求めるべきではないか
- ウ 低所得者への利用料の軽減策を（特別の事情の考慮）

環境行政について

(1) 環境基本条例案

目的の達成と実効性のある条例にするために

- ア 公共施設の整備等の推進
- イ 年次報告－報告書の作成と公表
- ウ 国の位置付け
- エ 財政上の措置－施策の推進をするため財政上の措置
- オ 財政的支援－市民及び事業者への支援
- カ 開発事業等に係る問題（環境への配慮）

教育行政について

(1) 学力テスト 学校別の結果公表

ア 公表による「問題」の認識について

イ 公表の「判断」の方向について

農業行政について

(1) 「農地中間管理機構」法案について

ア 地域農業の振興につながるのか。

イ 課題や問題点の認識はあるのか

(ア) 地域農家の排除にならないか。

(イ) 条件の悪い農地の切捨て

(ウ) 地域の権限を奪うことにならないか。(市・農業委員会の意見の反映は)

宮迫泰倫議員…………… 114

「住んでよかったと思えるまちづくり」及び「誇りの持てるまちづくり」について

本市は、二代表制でいろいろなことを決めていく。そして、最終的に決断をして決めていくというのは市長の仕事です。ベター、ベストな選択肢を選択して行くように努力してきた。見方によってそのプロセスにおいてなかなか決められない状況もあります。そのことは御理解をいただきたいとは、どういうことか。

川尻達志議員…………… 118

子供の学力の低下について

(1) その要因は、どうとらえているか。

(2) 最近、期限付きの教員が増加しているが、子供及び保護者との関係は

公共事業について

(1) 業者の弱体化が言われているが、本市の現状は

(2) 業者のランク付けが変更になったが、その理由は

池之上 誠議員…………… 128

教育行政について

(1) 高校再編の現状

ア 大隅地域高校再編と垂水高校の現状

イ 高山高校と楠隼高校との比較

ウ 地域への影響

(2) 中学校跡地利活用について

ア それぞれの跡地利用計画について

イ 小学校統合を踏まえた跡地利用

(3) 中央運動公園について

ア 垂水中央運動公園施設のあり方検討委員会について

イ 現状と方向性

財政改革について

(1) わたりの現状と財政改革への影響について

住宅補助事業について

(1) 垂水市住宅用太陽光発電設置事業補助金	
(2) 垂水市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	
(3) 垂水市住宅リフォーム促進事業補助金等の実績について	
感王寺耕造議員	139
農業政策の見直しについて	
(1) 今回の見直しの内容は	
(2) コメ政策の見直しによる本市水田農業への影響と今後の対策は	
新規就農者対策について	
(1) 就農者増加への対策は	
(2) リース事業等への考えは	
徳留邦治議員	149
臨時職員、公社職員の待遇について	
(1) 各課の臨時職員数	
(2) 公社職員の数	
決算委員会の参考資料の提出について	
(1) 異動に対する各課の対応	
元気交付金の活用について	
(1) 各課の振分け	
1. 日程報告	154
1. 散 会	154

第4号（12月20日）（金曜日）

1. 開 議	156
1. 議案第73号～議案第84号、議案第87号～議案第90号 一括上程	156
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第73号～議案第84号（原案可決）	
議案第87号～議案第90号（原案可決）	
1. 議案第91号～議案第93号 一括上程	159
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第91号～議案第93号（原案可決）	
1. 陳情第20号 上程	163
産業厚生委員会付託、閉会中の継続審査	
1. 閉 会	164

平成25年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・29	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
11・30	土	休 会	
12・ 1	日	〃	
12・ 2	月	〃	
12・ 3	火	〃	(質問通告期限：正午)
12・ 4	水	〃	
12・ 5	木	〃	
12・ 6	金	〃	
12・ 7	土	〃	
12・ 8	日	〃	
12・ 9	月	〃	
12・10	火	本会議	一般質問
12・11	水	本会議	一般質問
12・12	木	休 会	
12・13	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
12・14	土	〃	
12・15	日	〃	
12・16	月	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
12・17	火	〃	
12・18	水	〃	
12・19	木	〃	議会運営委員会
12・20	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 3号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

- 議案第 64 号 平成 24 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 65 号 平成 24 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 66 号 平成 24 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 67 号 平成 24 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 68 号 平成 24 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 69 号 平成 24 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 70 号 平成 24 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 71 号 平成 24 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 72 号 平成 24 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 73 号 垂水市地域の元気臨時交付金基金条例 案
- 議案第 74 号 垂水市環境基本条例 案
- 議案第 75 号 行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 76 号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 77 号 垂水市社会教育委員条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 78 号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 79 号 垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 80 号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 81 号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 82 号 消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理に関する条例 案
- 議案第 83 号 消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理に関する条例 案
- 議案第 84 号 垂水市清掃センター集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 案
- 議案第 85 号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 86 号 垂水市固定資産評価員の選任について
- 議案第 87 号 平成 25 年度垂水市一般会計補正予算（第 4 号）案
- 議案第 88 号 平成 25 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 89 号 平成 25 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 90 号 平成 25 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 91 号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 92 号 垂水市議会議員定数条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 93 号 垂水市議会委員会条例の一部を改正する条例 案
- 意見書案第 17 号 特定秘密保護法案の制定に反対する意見書 案

陳 情

- 陳情第 20 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の採択について

平成 25 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 25 年 11 月 29 日

本会議第1号(11月29日)(金曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長	北迫一信	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年11月29日午前10時開会

△開 会

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（森 正勝）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（森 正勝）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において大菌藤幸議員、宮迫泰倫議員を指名します。

△会期の決定

○議長（森 正勝）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月25日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月20日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（森 正勝）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成25年8月分、9月分及び10月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておきましたから御了承願います。

以上で、議長の報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

9月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、報告をいたします。

初めに、安心・安全対策について報告いたします。

本年度現在までの災害警戒本部の設置につきましては、豪雨や台風接近などによりまして2回設置をいたしました。幸いなことに大きな被害などはありませんでした。

また、年々桜島噴火活動が活発化する中、爆発的噴火及び地震などによる災害発生を想定しての防災訓練を、11月24日協和小学校において実施いたしました。海潟小浜、脇登及び牛根麓自主防災組織を中心に、防災関係機関の協力のもと、防災体制の実効性について検証・確認を行うとともに、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図りました。

次に、水産商工観光関係について報告いたします。

9月22日から23日の2日間、「カンパチ祭り」を垂水市漁協で開催し、垂高生との缶詰PR効果もあり、2日間で昨年の約2倍、1万8,000人の来場者がありまして、つかみどり、販売など大変なにぎわいを見せておりました。

また、秋の教育旅行・民泊につきましては、9月25日から12月5日まで、9校の中・高校生約2,000人を受け入れまして、餌やり、農業体験などを実施し、生徒・受け入れ家庭の方々の元気な声が聞こえております。

11月3日に開催いたしました「食の秋、垂水の秋」と銘打っての産業祭は、あいにくの天候ではありましたが、約6,000人の御来場をいただき、抽選会、地場産の農・水産物などの販売を行いました。

今年度は、「さかな祭り」といたしまして、

カンパチ・ブリの解体ショーを初めて行い、来場者に水産物が振る舞われました。

季節的にこれからは「千本イチョウ」祭りで大変なにぎわいとなり、入り込み客も多くなると思われませんが、垂水市の活性化のために引き続き観光振興を図ってまいります。

次に、企業立地協定の提携について報告をさせていただきます。

11月25日県庁で、鹿児島県商工労働水産部の立ち会いのもと、株式会社さと丸と立地協定の調印式を行いました。

株式会社さと丸は、本市中俣の有限会社さと丸水産が、自社の養殖魚の加工品の製造や販売を行うために新設した会社で、工場は旧垂水フェリー駐車場に新設をされ、操業開始を平成27年2月、従業員数20名を予定しております。

有限会社さと丸水産は、本年10月に6次産業化の認定を受けており、今後、本市の雇用の創出、活性化はもとより、地域経済の浮揚発展に大きく貢献するものと期待しております。

次に、農政関係について報告いたします。

10月24日に鹿児島県から発表がありましたが、新城地区公民館が2013年度農林水産祭むらづくり部門で農林水産大臣賞を受賞いたしました。

新城地区公民館は、農産物直売場「おたけどんの郷」の運営、地区広報誌の発行、郷土芸能など継承活動など、地域ぐるみの取り組みが評価いただけたとのことでした。来月12月2日に九州農政局で表彰式があり、7日に記念祝賀会が催されると伺っておりますので、ともに受賞をお喜びしたいと思っております。

次に、教育関係について報告いたします。

9月2日開会の平成25年第3回市議会定例会で教育委員の同意をいただきました葛迫幸平氏が、10月18日教育委員に就任されました。

10月22日に開催されました教育委員会臨時会において、野村繼治委員が委員長に選任されました。教育委員会を代表し、これまでの豊富な

経験と知識を生かして本市教育行政の発展に尽力していただけるものと思っております。

次に、教育施設整備でございますが、10月4日、終原小学校と協和小学校の外壁・手すり改修工事完了に伴う完成検査を実施いたしました。この事業は、6月に開催された平成25年第2回市議会定例会で報告しました平成24年度繰り越し事業です。これにより、児童の安全・安心を確保できる教育環境の充実が図られました。

また、10月18日、中央中学校の外構整備工事完了に伴う完成検査を実施しました。早速、正門やスクールバス駐車場などを供用開始いたしました。

中央中学校の武道館新築、プール新築、運動場整備及び防球フェンス設置工事については、順調に進められており、本市の義務教育の拠点施設が完成しつつあります。

次に、学校教育関係につきまして報告いたします。

11月7日付で協和小学校が「平成25年度学校安全文部科学大臣表彰」を受けました。同校のこれまでの防災教育に対する取り組みが高く評価されたものであり、大変喜ばしいことでございます。

また、11月8日に県中学校駅伝大会が指宿市で行われました。垂水中央中学校の生徒たちが、大隅地区の代表5校中の1校として10年ぶりに出場し、全参加37チーム中25位の成績をおさめました。陸上部を有しない学校が県大会に出場し、活躍したことは大変賞賛すべきことであり、生徒たちのその頑張りに心から拍手を送りたいと思います。

さらに、11月17日に境小学校の「学校創立140周年記念学校祭」がとり行われました。来賓の方々を初め、保護者や地域の方々が多数出席され、盛大な学校祭となりました。

次に、社会教育関係につきまして報告いたします。

10月27日に第52回市民体育祭が4年ぶりに開催をされました。秋晴れのもと、市内全域から約600人の市民の方々が競技やゲームに参加されました。

次に、平成32年度に行われる予定の第72回鹿児島国体の会場について、10月29日付で県準備委員会事務局より、垂水市をフェンシング会場として候補地に選定する旨の通知が参っております。正式には来年2月に決定される予定であります。関係者の御尽力に感謝を申し上げます。

また、11月2日、3日の両日、第37回垂水市民文化祭が開催されました。展示部門は、市体育館において、2日より2日間にわたり行われ、15団体の展示に加え、市内小・中学校の児童生徒や垂水高校生による作品の展示がありました。舞台部門は、3日に文化会館において、市の産業祭とあわせて開催され、19団体の発表と若草文学賞の朗読があり、観客数は1,000人を超えて盛会のうちに終了しました。

次に、本市におけます平成25年度中の交通事故の発生状況について報告いたします。

10月末日現在、交通事故発生件数は92件、死亡者数2名、負傷者数132名となっております。前年同時期と比較いたしますと、発生件数が3件、死亡者数が2名増加しておりますが、負傷者数につきましては7名減少しております。

今後も引き続き、交通事故発生件数の減少を図るために、鹿屋警察署並びに垂水地区交通安全協会や振興会、関係団体と協力して交通安全運動の周知徹底に努めてまいります。

次に、9月議会後の火災について報告いたします。

建物火災2件、その他火災2件の火災が発生しております。

建物火災は、9月14日本城において、建屋内の機械類が燃える「ぼや火災」が発生しております。また、9月26日市木において、住宅1棟の全焼火災が発生しております。

その他火災は、9月12日本城の上野台地において、電柱類が燃える火災が、また、9月20日には海潟において、田畑が20アール燃える火災が発生しております。

次に、主な出張用務について報告いたします。

まず、10月2日ですが、森山裕衆議院議員事務所を訪問し、防災対策及び水産振興対策に関する陳情及び意見交換を行ってまいりました。

次に、10月10日から11日にかけては、関西の旅行代理店等が大阪市及び京都市で開催しました、関西方面の大学を対象としたスポーツ合宿の誘致イベントに出席しまして、春・夏のキャンプ並びに合宿で垂水市にお越しいただけるようお願いをしましてまいりました。

また、10月13日には、岡山市の岡山城にて開催されました「宇喜多秀家フェス」に、昨年引き続きまして審査員として招待されておりましたので、御挨拶と本市PRを兼ねてお伺いいたしました。

次に、10月17日から18日にかけては、熊本県天草市で開催されました九州市長会に出席し、全国市長会に提出する要望事項などを審議してまいりました。

10月19日から20日にかけては、関西垂水会に出席しました。19日は関西垂水会役員の皆様との意見交換会、20日は総会でしたが、多くの参加者の皆様の前で、本市の現状報告やふるさと納税へのお礼、広報誌の定期購読の御協力などをお願いいたしました。

次に、11月13日には、東京で行われました九州地方国道整備促進総決起大会に参加しました。大会終了後に、国道の整備促進について県選出国會議員への要望活動も行ってまいりました。翌14日には、全国過疎地域自立促進連盟定期総会に出席し、今後の過疎地域の振興策に対する意見交換等を行ってまいりました。

次に、11月20日には、大阪市で開催された「鹿児島県企業立地懇話会セミナー」に出席し、環

境・エネルギー関連企業の皆様と意見交換を行うことができました。

21日には、東京で開催された「国保制度改善強化全国大会」に参加し、大会終了後に、国保制度の改善協議について県選出国會議員へ要望活動も行ってまいりました。

22日には、半島振興法の適用を受けている自治体で構成されます「半島振興対策促進大会」に出席してまいりました。いずれの陳情・要望活動も、直接足を運ぶことで予想以上の成果につながっていると感じました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（森 正勝） 以上で、市長報告を終わります。

次に、総務文教委員会委員長及び産業厚生委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る10月23日から25日にかけて、総務文教委員会委員8名と随行1名により、東日本大震災において甚大な被害を受けた市町に対し、震災直後から現在に至るまで継続的で直接的な支援をされている岩手県一関市において、「大規模災害時の後方支援のあり方について」、さらに、114名のとうとい犠牲が発生し、現在も79名の方が行方不明となっており、懸命に復興に向け努力されている大船渡市において、「東日本大震災における災害対応と教訓について」の説明を受け、陸前高田市、宮城県の南三陸町まで足を運び、東日本大震災の爪跡を視察し、計4市町において所管事項調査を実施しましたので、御報告申し上げます。

最初に伺いました一関市でございますが、平成17年に隣の7市町村が対等合併でできた人口約12万7,000人、総面積約1,200平方キロメートルと、岩手県下第2位の人口と面積を誇って

おります。農業の第1次産業が基幹産業と言えますが、世界遺産となりました平泉町の中尊寺等が近在することから、観光産業も発展しつつあるのではと感じるところでした。

一関市は、東日本大震災の元凶であります「東北地方太平洋沖地震」本震と4月に発生した余震によりまして、260億円もの被害をみずからこうむっているにもかかわらず、近隣の沿岸市町である陸前高田市、大船渡市、宮城県気仙沼市ほかへ、震災直後から、被災地後方支援を現在にわたって継続して実施されております。

物的支援はもちろん、ありとあらゆる人的支援、医師会を中心とした医療支援など40項目を超える支援を実施しており、その支援はさらに多岐にわたっております。

また、被災市町に延べ1万2,000人ほどの職員を派遣し、職員みずからで支援ニーズの把握に努め、直接的な支援が可能な状況を構築されておられました。近いところを助ける「近助」としたスローガンのもと、市長みずからの即断・即決の行動力や、市職員や市民の意識の高さなど、大変すばらしい活動をされておりました。

次に、直接的な被害をこうむった大船渡市でございますが、人口約3万9,000人、総面積323平方キロメートルと、人口・面積とも本市の2倍に当たります。陸中海岸の代表的な景勝地である碇石海岸など、自然豊かで風光明媚な都市です。世界三大漁場の1つである三陸沖を生かした水産業が基幹産業と言えます。

大船渡市は、関連死を含め414名の市民が犠牲となり、現在も79名の方が行方不明となっております。それを背負いながら、職員の皆さんを含め、市民総出で復興にいそしんでいるように見受けられました。

当市は、昭和35年に発生した「チリ地震津波」の経験から、毎年5月に全市を挙げて津波防災訓練を実施しており、津波避難に対する防災意識は高かったことから、400名からの犠牲者を出

しましたが、人的被害は少なかったほうだと言えるかと思います。

また、陸前高田市や南三陸町にも視察のため足を運びました。

相当な物量をもって再生に向けた取り組みが進められていましたが、陸前高田市においては、広大な土地の広がる片隅にある「奇跡の一本松」や、南三陸町においても、広大な土地の真ん中にたたずむ「防災庁舎」など、何とも物悲しく、津波のすさまじい破壊力や犠牲となられた方々の苦悩をかいま見た気がしております。

さらに、海岸沿いに位置する南三陸町立戸倉中学校にも伺いましたが、海拔20数メートルの高台にある体育館の2階の部分まで波が押し寄せてきており、利用することができないことから、現在は他の中学校内に学校を設けていらっしゃるとのことでした。

今後とも復興に向けた大きな取り組みが進められることとは思いますが、今まさに行方不明となっておられる方々のいち早い発見、犠牲となられた方々や家族を亡くされた皆様の心の安寧、さらには、自宅を離れ現在も仮設住宅などに住まわれている皆様の心が癒されますことを切に心からお祈り申し上げて、総務文教委員会の所管事項調査の報告とさせていただきます。

○議長（森 正勝）次に、産業厚生委員会委員長感王寺耕造議員。

[産業厚生委員長感王寺耕造議員登壇]

○産業厚生委員長（感王寺耕造）皆さん、おはようございます。

議会閉会中の去る11月6日から11月8日まで、岐阜県郡上市、同じく白川町において、私ども産業厚生委員会の7名及び随行1名は所管事項調査を実施いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

初めに、白川町について報告いたします。

白川町は、人口は9,500人で、東は中津川市、東白川村、西は七宗、南は恵那市、八百津町、

北は下呂市の6市町村と隣接しており、総面積の87%を山林が占め、水と緑の自然豊かな町であります。

白川町では、「タブレット端末を活用した高齢者見守りシステム」について研修いたしました。

白川町では、平成21年度、22年度の2年間で光ケーブルテレビ網が民設民営において整備され、通称「e-しらかわちゃつ」と呼ばれております。

白川町情報通信基盤整備網が完成し、ICT利活用の一環として、高齢者の孤立を防ぎ、地域とのかかわりを持つことを目的に事業がスタートし、タブレット端末の利用申請時に近所に住む人を「緊急通報協力員」に指定し、登録することが要件となっております。この緊急通報協力員は、行政が関与するのではなく、利用者が近隣住民にお願いするとのことで、これにより、高齢者の方々の自尊心と地域コミュニティの維持が図られておりました。

白川町も、本市と同様に過疎化が深刻で、高齢化率38%と高齢化社会の影響を多く受けており、独居や高齢化世帯の急激な増加、家に閉じこもりがちになり、その結果、地域コミュニティとの疎遠化、健康に対する意識の低下や健康受診率の低下など、さまざまな課題があり、今後ふえ続ける高齢者をどのように見守っていくのが検討されております。

まず、民生委員等の訪問できない日も毎日安否確認できること、一方的に監視するのではなく、みずから情報を発信してもらうこと、近所づき合いの中でコミュニティづくりをさせることなどを目指し、設計されておりました。

NECとの協力により共同開発したタブレットは、高齢者の方々でも認識しやすい配色やボタンの大きさなど、随所にタブレット端末利用者への配慮がなされており、直接、町の保健師などとのテレビ電話での通話も可能で、利用者

の体調管理などにも役立てられているとのことでした。

事業効果の例としましては、連絡がとれずに翌日に訪問した際に自宅で動けなくなっているところを発見され、一命を取りとめたりしたことなどがあったとのことでした。

また、将来的には、高齢者の遠隔見守り、保険制度改正を見据えて、病院と家庭を結ぶ遠隔医療、災害未然防止の防災活動、白川町と都市住民を結ぶ産業活動にも利用したいとのことでした。

国内発の取り組みであり、情報通信基盤整備事業として8億6,960万円、防災放送網整備事業費として2億5,767万円とかかり、その大半は国・県の補助金で賄われておりました。

白川町については以上でございますが、莫大な費用がかかり、このシステムを本市に導入することは難しいと思われませんが、本市についても、高齢化の伸びが大きく、今後ますます高齢者の方々ふえていくものと思われ、これから先、地域コミュニティや御近所づき合いの中で、人としての尊厳を保ち、支え合いながら安心して生活できる社会の構築が必要であることを再度認識いたしました。白川町の取り組みについては参考になるところが多く見受けられました。

次に、郡上市についてですが、郡上市は、人口4万5,000人で、東部は下呂市に接し、北部は高山市に、西部は関市、福井県大野市に、南部は美濃市及び関市に接しており、面積は約1,030平方キロメートルと広大であります。その約9割が森林で占めており、さらには、長良川を初めとして一級河川が24本あり、山林の高い水源涵養能力によって美しく豊かな水に恵まれております。

郡上市では、「まちづくりと観光交流施設」について研修いたしました。

郡上市の取り組みは、市域全体で収益を循環させ、次世代を担う人材を育てる第三セクター

による市民協働での「歌の心」を生かした地域活性化が、第三セクターによる文化施設、道の駅、パーキングエリアサービス施設の管理運営を中心に進められており、和歌文化を発信し、サービスを提供する拠点を整備し、交流人口を拡大することで、文化振興による経済の活性化を図るものであります。

取り組みのポイントとして、市内業者との関係づくりに取り組み、地場製品の販路を確保したり、共同での商品開発やイベントを開催することで、三セクの事業による収益を地域全体に循環させていること。産業活性化に結びつける施設設計や民間ノウハウを活用した店づくりにおける品ぞろえ・陳列・供給体制の工夫により、施設経営による収益を確保していること。若者に対し人材育成からかかわって、地元の若者や地元の高校生を雇用したり、三セクの職員に対する現場重視の国内外での研修を通じて、施設の管理運営を担う後継者を育てていることなどがありました。

取り組みによる成果として、各施設の売り上げ増、来客数増加、交流人口については3万人程度であったものが87万人へと大きな成果が出ており、経済波及効果としても約13億円あり、これにより、若者・女性が好む働ける場所づくり、地元商工業者・農業者の新市場づくりへとつながり、暮らし続けられるまちへと進化しておりました。

以上が郡上市での研修報告でございますが、研修時に説明していただいた総務省認定地域力創造アドバイザー、内閣官房選定地域活性化伝道師の肩書を持つ水野正文氏については、本市へ一度足を運んでいただいて、直接指導をしていただきたいと感じました。

この方は、もともと合併前の町の行政マンでありましたが、平成5年の古今伝授の里フィールドミュージアムの企画、管理運営から、今日までの全ての事業に責任者として参加され、各

大学で建築学、マーケティング学等を修められ、和歌の知識にも大変造詣の深い方でありました。行政マンとしての枠を飛び越え、文化、和歌、薪能を中心として誇りの持てるまちを実現され、文化から経済的自立を目指して各種施設を立ち上げてこられました。また、施設の設計、造園、ライティング、調度品についてもみずから参画され、ゆとりのある超一級品の本物志向で取り組み、そのことが交流人口の増加につながったとのこと。行政マンとしての枠を飛び越え、一経営者として従事されたとのこと、それを許してくれた町長の信頼が何よりもありがたかったとお話が深く心に残りました。

また、行政マンでありながら、行政の硬直性についても言及されておりました。垂水市も錦江湾と高隈山系の大自然、農畜産物とブリ・カンパチの養殖業など、長期滞在型のツーリズムを展開できるすばらしい環境が存在します。まず、官民ともに人材を育成し、自然、文化を誇りに思えるまちづくりを展開するとともに、観光拠点づくりに努めなければと心を新たにされた次第です。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考になる事例が非常に多くありましたことを報告して、終わりにいたします。

○議長（森 正勝）以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第3号上程

○議長（森 正勝）日程第4、報告第3号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

○財政課長（野妻正美）おはようございます。

地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の指定によりまして、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成25年7月17日に垂水市南松原町の市道において発生しました、土木課臨時職員によります公用車運転中の接触事故でございます。

市は、相手方に責任割合20%の損害賠償額1万5,231円を支払うことになりましたが、相手方の負担額と相殺することで和解いたしました。

なお、幸い車両損傷だけで、けがはありませんでした。

また、損害賠償額は全額、市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。

当事者には、車の運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 正勝）報告第3号については、ただいまの報告のとおり御了承願います。

△議案第64号～議案第72号一括上程

○議長（森 正勝）日程第5、議案第64号から日程第13、議案第72号までの議案9件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第64号 平成24年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成24年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成24年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成24年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成24年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（森 正勝）ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長持留良一議員。

[決算特別委員長持留良一議員登壇]

○決算特別委員長（持留良一）おはようございます。

それでは、決算委員会、一般会計及び特別会計に関する報告をいたします。

去る9月25日、平成25年第3回定例会において決算特別委員会に付託となり、閉会中の継続審査となっております平成24年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算について、10月29日及び30日に審査いたしましたので、審査の経過とその結果を御報告いたします。

審査に当たりましては、予算が議決した趣旨と目的に沿って適正に、そして効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、また、どのような行政効果が発揮できたか、そのことで今後の行政運営においてどのような改善工夫が必要かに重点を置いて審査いたしました。さらに、計数等につきましては監査委員の監査を十分尊重し、決算報告書、決算意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

まず、議案第64号平成24年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

最初に、平成24年度決算の評価について、歳入においては、市税は5年連続前年度を下回っ

たものの、対前年度の関係では、市税が伸びているが、市税の中核をなす固定資産税の評価替えの影響で対前年度8%も減額になっています。徴収率は90%を引き続き割り込んでいます。歳出では、総じて減額傾向であります。災害復旧に係る降灰除去等の増額が顕著でありました。さらに、障害者福祉費や児童福祉費等が伸びた扶助費、平成21年度借り入れ分の起債の元金償還が始まり、公債費が増加し、結果、義務的経費が増加しています。よって、厳しい財政運営が行われてきています。そして、実質収支は2億3,397万2,000円の黒字が計上されました。

財政状況から積極的・意欲的財政運営は困難でありましたが、監査委員の意見にあるように、「全財政の維持と将来にわたる財政安定化への運営姿勢がうかがえる決算」との指摘があります。さらに、「予算管理においては、歳出不用額が前年度に比べても1億1,342万円余り増加し、3億2,473万円に達しています。結果的には、翌年度の基金積み立てや財源になるものの、減額補正や効率のよい執行管理にも留意されたい」との指摘には同意するものです。

特別会計の評価について、全体としては実質収支が前年度に続いて黒字になっています。適正な財政運営に努められた結果というふうに考えます。

まず、教育委員会教育総務課所管において、垂水高校振興対策費の効果についての質疑がありました。入学者の増加はなかったが、垂水中央中学校の卒業生が減少する中、昨年度並みの入学者が確保でき、一定の成果はあったということでした。

次に、教育委員会学校教育課において、スクールソーシャルワーカーの勤務形態と、さらにそれについての要望が増加していることで問題はないかという指摘があり、事業は県の補助事業であり、傾向として補助が削減されてきている、今後の対応についても、要望もふえてきている

ことから、課題として検討しているとの考えが示されました。

次に、社会教育課所管について、郷土芸能保存運営補助金についての選定基準のあり方や支出について、問題はないかと質疑があり、郷土芸能代表者の会で、状況等を考慮しながら支給を決定しているという回答がありました。

次に、総務課所管について、残業問題でサービス産業が命令書に基づくものか確認はできているのか問いに対し、時間外勤務については日誌等で確認できるようになっていて、実績に合やすように指導しているとの回答がありました。

次に、水産商工観光課所管については、森の駅について指定管理への方向であったが今後の方針や判断はどうなっているのかの質疑があり、経費等を考えたとき現段階ではペイできず、今後、精査をしていきたいとの考えが示されました。

次に、財政課所管について、入札におけるランクづけについて、どんな形で指名のランクづけがされているのか、県との協議や説明に行っているのかの問いに対して、格付の要綱があり、県の経営審査を参考にすると成績評点から格付を行っている。以上のようなことで問題はないと回答がありました。

また、公用車の管理問題と燃費問題についての質疑があり、安全点検や清掃の点検等徹底していくこと、燃費問題については、経費の削減も考慮しながら、課の要望等も聞いて対応していきたいとの考えが示されました。

次に、企画課所管について、地域振興計画の交付金において、ハード事業分の増額の必要性について指摘があり、現行の70万円では足りないとの現状が示され、今後、他の事業との可能性も探していきたいと回答が示されました。

次に、生活環境課所管について、高峠の最終処分場の廃止も含めて、今後の方向性についての質疑があり、ごみ処理基本計画の見直し作業

の中で、最終処分場のあり方の検討を10年計画の中に盛り込む方向であると回答がありました。

また、共同墓地の管理について、他の施設や他自治体との関係からも問題はないかと指摘があり、墓地管理システムなどの導入など、総合的な形で検討していきたいとの回答がありました。

次に、農林課所管について、技連会の補助金に関し、人員確保が不十分ではないかとの指摘に対し、各関係機関とも相談しながら、農家の方々に反映できるような形で対応していくという回答がありました。

次に、土木課所管について、公営住宅等長寿命化計画の結果について、今後の住宅建築のあり方についての質疑があり、10カ年計画で用途廃止・建てかえ・個別改善・維持管理という方向で立てているという回答でありました。

次に、歳入について申し上げます。

税務課所管において、市税の状況については、市税収入済み額の総計は13億3,768万5,965円であり、前年度比で2,559万1,092円の減額となったとのことでありました。年少者扶養控除の廃止により、市民税は、調定額は前年を上回ったが、固定資産税は評価替えの影響で減額になっています。また、収入率は調定額に対し89.4%であり、前年度とほぼ同率になっています。これについては、県と合同催告、搜索の実施、悪質納税者に対する差し押さえなどによる滞納対策を強化した結果であるということでした。

不納欠損については、滞納処分執行停止による処分が25件の67万453円、地方税の消滅時効による処分1,427件の1,288万134円、合計1,452件の1,355万587円で、前年度と比較して、件数は103件の増加、金額で312万2,263円増加しているとのことでした。

委員から、不納欠損の消滅時効について10年間への検討をとの指摘があり、10年過ぎた件についても、分納誓約を交わすことによって10年

以上遡及する分も徴収することが可能で、できるだけ納税してもらう方向で検討していくという回答がありました。

次に、財政課所管においては、歳入合計は94億1,480万円であったが、前年に比べて平成24年度も県支出金や前年度繰越金等が多かったことから、4億1,018万5,000円、4.2%の減になったとのことでした。

委員から、不用額との関係で効率のよい執行管理をしていけば、財政運営もできたのではないかとの指摘に、執行上できるだけ無駄を省いた執行というものを心がけている。一方では、ある程度不用額が出ることをやむを得ない部分もあるとの考え方をしながら財政運営に当たっているという回答がありました。

以上、審査の結果、下記の要望を付して、議案第64号平成24年度垂水市一般会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定をいたしました。

一つ、スクールソーシャルワーカーの予算の確保に努められたい。

一つ、入札に関し、県に準じるなど透明性・公平性を図られたい。

一つ、地域振興計画策定については、地元の要望を十分に反映させるべく予算の増額を図られたい。

一つ、潮彩町排水処理施設について、使用料の見直しの検討をされたい。

以上であります。

次に、議案第65号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入合計は26億7,477万6,274円、歳出合計は26億6,781万7,762円で、実質収支は695万8,000円の黒字で、単年度実質収支では1,235万3,000円の赤字になったということでした。

委員から、滞納額や不納欠損額を減らす方向についての質疑があり、国保連合会の収納率向

上アドバイザー事業を取り入れ、差し押さえ等、これらが勉強できているので、積極的に滞納対策を実施していくという方向が示されました。

また、効果的に運用するためには、徴収吏員がみんな一緒に徴収する方法は検討できないかとの質疑に、今後、協議していく価値はあると考えるとの回答がありました。さらに、人間ドックの内容については広報が不十分との指摘があり、市民に理解できる広報にしていくと回答があったところであります。

以上、審査の結果、下記の要望を付して、議案第65号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定をいたします。

要望事項は、一つ、国民健康保険税について、保険税負担の公平性と財源確保からも収納率の向上に努められたい。

以上であります。

次に、議案第72号平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は2億1,122万3,209円、歳出総額2億1,063万9,869円で、差し引き58万3,400円になっています。

以上、審査の結果、議案第72号平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号平成24年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算額は、歳入449万1,564円、歳出322万9,817円で、差し引き126万1,747円であるとのことでした。

委員から、積立金が多額になっていることについての質疑があり、多数の事故に遭うことの場合に備える必要があるとの回答がありました。

以上、審査の結果、議案第66号平成24年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算につい

て、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第67号平成24年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算額は、歳入472万1,782円、歳出は235万8,859円で、差し引き236万2,923円になったということでした。

以上、審査の結果、議案第67号平成24年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第68号平成24年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算額は、歳入で5億9,732万5,904円、歳出は5億7,501万1,443円で、差し引き2,231万4,461円になったということでした。

以上、審査の結果、議案第68号平成24年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第70号平成24年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入で19億1,707万9,801円、歳出は18億6,260万9,230円、差し引き5,447万571円になったということです。

以上、審査の結果、議案第70号平成24年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第69号平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成24年度に決算額は歳入3,269万4,864円、歳出は3,065万9,673円、差し引き203万5,191円になったとのことです。

以上、審査の結果、議案第69号平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号平成24年度垂水市簡易水道

事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入で3,566万9,346円、歳出は3,408万5,297円で、差し引き158万4,049円になったということです。

以上、審査の結果、議案第71号平成24年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 正勝）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 64号の一般会計のところ、森の駅の指定管理者はペイしないからという説明だったんだけど、ペイしないというのはどこを言うのかな、その内容をもうちょっと詳しく、議論があったら。

○決算特別委員長（持留良一）この問題については、この間、一度報告がありましたかね、全協のときにですね。2年後には、当面そういう事業の計画によって指定管理者に持っていきたいということがあったんですけども、ところが、やっぱりその後の事業の中でなかなか歳入と歳出の関係が思うように図られない。そのことがいわゆる、表現はちょっとまずいかもしれませんが、ペイという形にしましたけれども、いわゆる事業の歳入と歳出との関係で、なかなか歳入が上回る状況ではないと。そういう経過の中で今後の方向として、当分はちょっと状況を見ながら判断をせざるを得ないというような状況だということでした。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

各議案に対する委員長の報告は、認定であります。

各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第72号までの議案9件は委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第73号・議案第74号一括上程

○議長（森 正勝）日程第14、議案第73号及び日程第15、議案第74号の議案2件を一括議題とします。

議案第73号 垂水市地域の元気臨時交付金基金
 条例 案

議案第74号 垂水市環境基本条例 案

○議長（森 正勝）説明を求めます。

○財政課長（野妻正美）議案第73号垂水市地域の元気臨時交付金基金条例案について、御説明申し上げます。

地域の経済活性化及び雇用創出のために交付される地域の元気臨時交付金の一部につきまして、確実かつ有効に執行するための財源としまして基金を造成したいことから、この条例を制定しようとするものでございます。

それでは、順を追って御説明申し上げます。

まず、第1条は、設置に関することについて規定しようとするものでございます。

第2条は、積み立てに関することについて規定しようとするものでございます。

第3条は、基金に属する現金の管理に関することについて規定しようとするものでございま

す。

第4条は、運用益金の処理に関することについて規定しようとするものでございます。

第5条は、繰り替え運用に関することについて規定しようとするものでございます。

第6条は、基金の本来の処分に関することについて規定しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項で施行日を、第2項で条例の効力期間を規定しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（村山芳秀）それでは、議案第74号垂水市環境基本条例案について御説明申し上げます。

まず、この条例制定に至る背景を申し上げますと、全ての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営み、ひとしく環境の恵みを受ける権利を有するとともに、良好な環境づくりを進め、これを将来にわたって守り、育み、さらに引き継いでいく必要があります。

また、身近なところに恵み豊かな環境をつくり出し、その環境にあずかって生活を営んでいくことは、ますます重要になってまいります。そのため、市民、事業者及び行政の協働により、人と自然が共生し、環境への負荷の少ないまちづくりを進めるために、この条例を制定するものです。

さらに、第4次総合計画の基本目標の1つに、「環境と経済が共存し、循環していくまち」が掲げられ、自然と共生していくまちづくりや循環型社会の構築、環境保全、地域資源の活用などが基本計画に盛り込まれており、本条例は、市民に環境への意識を持っていただき、かけがえのない地域の自然環境と社会経済活動との調和を図っていくことを目的とするものです。

それでは、条例案について御説明申し上げます。

まず、前文で、本市の環境政策の基本的な考え方を示し、地球温暖化問題を初めとした環境保全・形成の推進に市民と一体となって取り組むことをうたっております。

第1条の目的であります。健全で恵み豊かな環境の保全について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の文化的な生活の確保に寄与することを目的といたしております。

第2条の定義でございますが、第1号から第5号まで、用語の意義について定めたものです。

第3条は、環境について、良好な地域環境の確保、循環型社会の形成、水環境や自然との共生、地球環境の保全について、4つの基本理念を定めたものです。

第4条から第7条につきましては、基本理念に基づき、市、事業者、市民のおのおのが果たすべき責務と市民団体の役割について定めたものです。

第8条では、同じく基本理念に基づき、環境の保全及び形成に関する施策の策定・実施に当たっての基本的な指針について規定したものです。

第1号で緑化推進、住宅環境整備促進、第2号で生物の多様性の確保、自然環境の保全、第3号で錦江湾や河川など水環境の保全、第4号では廃棄物削減・リサイクルの推進、第5号では地球温暖化対策を初めとする地球環境保全、第6号で環境教育・環境学習等による環境意識の高揚について規定しております。

第9条では、環境の保全及び形成に関する施策を推進するため、市に環境基本計画の策定を義務づける規定でございます。

第10条は、基本理念に基づく市の基本姿勢を表明したもので、環境に影響を及ぼすと認められる新たな施策等の展開に当たっては、環境基本計画との整合性を図り、策定・実施されるべ

きことを規定したものです。

第11条から第17条につきましては、第8条の基本方針及び第9条の環境基本計画に規定する内容を具体的に示しております。

第18条は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの規定する調査や測定の実施について規定しております。

第19条は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市役所庁舎など公共施設から排出する二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制を初め、市民、事業者との協働・協力によってその活動の推進に努めることを規定しています。

第20条は、これまで環境行政の分野において重要な役割を果たしてきた規制的手法について、今後も引き続き実施していくことが必要であることを明確にしたものです。

第21条については、環境基本計画策定を初め、環境保全及び形成の実施状況や方策等を審議する垂水市環境審議会の設置に関する規定です。

第22条で、この条例の必要事項について規則等により別に定めることを規定したものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするもので、あわせて、環境基本計画を審議する環境審議会の委員の報酬も定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（森 正勝）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○大園藤幸議員 議案第73号、地域の元気臨時交付金の基金条例の件でございますけれども、目的としては、交付金そのものが地域経済の活性化及び雇用の創出を図るためと、この予想される事業の内容をおわかりであれば教えていただきたいのと、6条でそう書いてあります。1条に定める目的を達成するためですから。

それと、この条例の期限といいますか、27年の3月末をもって効力を失うということが、これは交付金の決定に当たって国からの期限が示されているのかということと、最終的に残余があれば国庫に、国に返すというふうに明記されておりますけれども、最終の期限と事業の内容をおわかりであればお教えください。

○**財政課長（野妻正美）** 1つ目の事業の内容でございますが、この事業の内容は、個別のものはありません。ただ、国に提出しました実施計画では、基金は市道、農道等の整備事業に充てるとしておりますので、基金を充当して平成26年度に実施する単独事業は、道路整備等の事業に限定されることになります。

2点目の1年間延ばして基金に積むということの考え方ですが、この最終的な交付限度額の提示が10月25日であったところでございます。これからの予算編成では十分な事業の実施がとれないと考えております。仮に年度内に工事が終わらない場合は交付金の返納になります。いまだく交付金を確保かつ有効に活用するために、この交付金の一部を基金に積んで平成26年度の事業に充当するものです。

なお、この地域臨時交付金は、1年間のみ基金を造成し、繰り越すことができることとなっております。

以上でございます。

○**議長（森 正勝）** よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○**堀添國尚議員** 議案第74号ですけど、中でも、この基本条例を生かすも殺すも、21条の審議会のメンバーが問題になってくると思うんですが、これは市内だけに限らず、そこらあたりがはっきりしないんですが、市外からもこういう審議委員を求めるということはできるんですか。そこらあたりがちょっとわかっていないから。

○**生活環境課長（村山芳秀）** ただいまの堀添議員の御質問にお答えします。

この環境審議会のメンバーですが、現在、交渉中ということで、前もって今、事前に交渉をかけているところですが、学識経験者として鹿児島大学の先生、それから関係行政機関といたしましては鹿児島県の環境保全課、それから大隅の森林管理署、そして大隅地域振興局の各行政機関、それからあとは市民の代表の方、あと公募の方というような形で、市外の方という形では5～6名になるのではないかとこのように考えております。

○**議長（森 正勝）** よろしいですか。

○**堀添國尚議員** よくわかりました。

しかし、行政のほうで目的としているようなことに賛成するような人だけでは、私はだめだと思えます。あなた方の言うことだけを聞くようであれば、これは何もこの条例はならない。だから、それにちょっと反論するみたいな、そういう御用学者的なものじゃなくて、そこらあたりをしっかりと考えて委員の選択をしてほしい。これを要望しておきます。

○**議長（森 正勝）** ほかに質疑はありませんか。

○**持留良一議員** 環境基本条例案について総括的にちょっと質疑をさせていただきたいんですが、3点ほどあるんですけども、1つは、今言われたとおり、実効性あるものにしていくのが非常に重要な私はこの条例の目的だろうと、実効性がないと、まさに本当にこの条例自体の意味がなくなるんですけど、そのためにはやっぱりこれをどうつくってきたかということ、それを実行していくための当然今後は基本計画になろうかと思いますが、条例案の中身もいろいろこれから審議されていくと、修正案なんかも出たりする可能性があると思うんですが、そのあたりがきちっと担保されるような中身になっていかないと、私はこれが本当に結果として結果を見ないんじゃないかなというふうに思うんですね。

そうしたときに、私はこの問題にはやはり市民参加ですね、当初から、条例づくりから市民参加をどう位置づけていたのかというのは非常にあったと思うんです。というのはやっぱりこの問題では市民の関心は最も高いと思っているんですよ、環境問題というのは。そうなったときにやっぱり市民の目線、市民の立場というのは非常に作成する上で重要な役割を果たすと思うんですよ。そここのところは実際どうだったのかですね。今回パブリックコメントをされたんですけれども、それはあくまでも市がつくった中身であってですね、なかなかその意見というのは出にくいと、やっぱり参加ということになるとそういうものがあるわけですので、そういう経過の中でどうだったのかということと、今後この計画を立てるわけですがけれども、この計画の中においてそれをどう位置づけていくのかというのが1つあります。

もう1つは、その目的の関係で、前文のところに、中段あたりに「市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに」と、非常に明確なことがうたわれているわけです。権利というものが、権利ということがうたわれている。今、憲法問題で環境権というのがいろいろ言われていますけれども、非常にこれはある意味では環境権につながるような中身であると思うんですよ。そうやってきたときにやはりそれだけ強いメッセージを出しているんだということを僕は理解するんですが、そういう理解でいいのかということですね。

それと3番目は、私はまだ不十分な点がいっぱいあると思っているんですけど、これはまた一般質問でさせていただきますけれども、いわゆる効果が確保される、確保されるのは単純に計画だけじゃないと思うんですよ。その基本条例そのものの中にうたわれている部分がなければいけないと思うんですが、いろいろ見させ

ていただきましたり、他市のを見ていたんですけれども、それぞれ地域に合った形で条例は確かにつくられているし、本市も11条、12条、13条と、特別にこういう形で他市にないような形もつくっていらっしゃいます。そういう意味では非常に努力されたんだなというふうに思いますが、しかし、まだいろんな点で、市の立場の問題とか、それから財政的な問題とか、いろいろそれを担保する上で非常に関係の問題でも国との関係とか含めて非常に弱い点があると思うんですよ、一方では権利をうたいながら、実際上の各条文の中には義務だというようなところに市民への負担というんですかね、そういうのが非常にあって、行政としての責任をどう果たしていくのかというのが非常に明確じゃない部分があるものですから。

そういう中で、例えば、伊達市は、環境を確保することを目的とするということで、確保するということを明確にうたっているし、垂水の場合は、確保に寄与するという非常に、ある意味、柔らかい表現にもなっているわけなんです。だから、そういうことから見ても、本当にこの効果がどれだけ確保されるのかというのが非常に私は曖昧だなという部分を若干気にかけたものですから、そのあたりについてどのように考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

○生活環境課長（村山芳秀） 持留議員の質問にお答えいたします。

この原案作成に当たりましては、鹿児島県の環境基本条例、それから県内外の各市の条例の内容等を参考にしながら、国の環境基本法に倣って、条例の目的、定義、各主体の責務規定、それから環境基本計画の策定の位置づけ、基本的な施策の提示とか、環境審議会の設置とか、そういう形で条例案をお出ししたわけですが、質問の中で、つくる過程で市民の参画があったのかということですが、今回の基本条例につき

ましては、専門家も含めまして意見徴収ということで、着手自体は5月から着手をしております。市役所内に副市長を長とした全課長から成る垂水市環境基本計画策定委員会を先駆けて立ち上げをしております、全課長にも、この条例の足りないところ、こういうところというような形で協議をしていただいて、それから6月、案の段階でも、生活環境協会という私どもの外郭団体を持っているものですから、そこにも主な方々に素案を提示し、7月に、先ほど申されましたパブリックコメントを実施しまして、お1人の方から2件意見をいただいております。8月になりまして、鹿児島大学のほうに2回訪問しまして、環境省から出向しております特認の准教授の先生に意見を、原案を見ていただいたり、それから……

○議長（森 正勝）課長、済みません、簡潔にお願いします。

○生活環境課長（村山芳秀）はい。さわやか環境づくり懇話会にも10月に説明し、お示ししているところです。

それから、環境権のことについてですが、この「環境」という用語が大変包括的な概念を指しますので、諸法令におきましては、さまざまな文献におきましても、多様な意味にとられております。環境権という環境の施策に関するものも時代に伴っていろいろ変わっていくものと思っておりますので、画一的に定義するというのは困難かなというふうに感じております。

それから、この条例を制定して効果があるかというような部分があったかと思っておりますけど、まず、この条例を制定する目的の1つとしては、垂水市民、環境の意識を高めるといふか、人づくりが一番の目的にもなると思っています。子供たちの環境教育とかも進めながら、いろいろな情報提供、いろんな学校教育、それから消費者教育の場で、そういう意識の高い人づくり、地域づくり、ひいてはそれがむらづくり、まちづく

りにつながっていけばいいと思います。

以上で終わります。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまの議案第73号は総務文教委員会に、議案第74号は産業厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第73号は総務文教委員会に、議案第74号は産業厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時30分に再開いたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申し出について

○議長（森 正勝）ここで、去る10月1日付の異動により、紹介のための発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○税務課長（北迫一信）おはようございます。

税務課長に任命されました北迫一信でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

△議案第75号～議案第81号一括上程

○議長（森 正勝）日程第16、議案第75号から日程第22、議案第81号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第75号 行政財産の目的外使用料条例の一

部を改正する条例 案

議案第76号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第77号 垂水市社会教育委員条例の一部を改正する条例 案

議案第78号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案

議案第79号 垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第80号 垂水市地方卸売市場の一部を改正する条例 案

議案第81号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

○議長（森 正勝）説明を求めます。

○財政課長（野妻正美）議案第75号行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、引用条項の是正と消費税法等の改正に伴い、本条例を一部改正しようとするものでございます。

添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条でございますが、これまで引用していた地方自治法の関連条項が改正されることから、その規定を適正に準用するため、一部改正しようとするものでございます。

次に、第7条でございますが、使用料についての規定でございます。これでは消費税分として5%を加算して使用料を決定しておりましたが、今回の消費税法等の一部改正に基づき、使用料に係る消費税分を8%に改正をしようとするものでございます。

なお、附則において、この条例は、消費税法等の一部改正の施行日との整合性を図り、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○市民課長（白木修文）議案第76号垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号において、地方税の延滞金の割合が改正されたことに伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の割合についても地方税の延滞金の割合と同様の取り扱いとするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について、新旧対照表により御説明いたします。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

まず、第6条第1項ですが、延滞金の割合について、当該納期限の翌日から一月を経過する日までの特例についての規定を今回追加整理するものでございます。

附則第3条についてですが、今回の地方税法の一部を改正する法律における地方税法の延滞金の割合と同様に、延滞金の割合について、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中において、年14.6%の割合の延滞金は、当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合とする。年7.3%の割合の延滞金は、当該特例基準割合に年1%を加算した割合とし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合とする旨を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

経過措置としまして、この条例による改正後の垂水市後期高齢者医療に関する条例第6条第1項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○社会教育課長（瀬角龍平）議案第77号垂水市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について、御説明をいたします。

社会教育法の改正に伴いまして、「公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布をされまして、「社会教育委員の委嘱の基準」等が新たに追加をされたところでございます。

そこで、垂水市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定に当たりまして、別表のとおり、社会教育委員の委嘱の基準等を追加・改正しようとするものでございます。

具体的には、別表の新旧対照表で御説明をいたします。

現行の垂水市社会教育委員条例第2条を第3条とし、以下、各条を繰り下げます。そして新たに第2条に「委員の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする」の1条を加え、また、第4条中の「補欠委員の任期」を「補欠の委員の任期」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願いたします。以上です。

○保健福祉課長（篠原輝義）議案第78号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案について、御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行され、延滞金・還付加算金の見直しが行われたことに伴い、当該条例に規定する延滞金等についてもその割合を引き下げる必要が生じたので、今回改正をするものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたします。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

延滞金については、先ほどの後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同様であります。改正の内容は、附則第8条の改正でございます。条例に規定する延滞金について、年14.6%の割合は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合に、年7.3%の割合は、特例基準割合に1%を加算した割合へ、さらに第2項で還付加算金について、特例基準割合へとそれぞれ引き下げることとしたものでございます。

附則としまして、第1項は、施行期日を平成26年1月1日からとし、第2項は、施行日までの経過措置について規定しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

引き続きまして、議案第79号垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

消費税法等が改正され、平成26年4月1日に消費税率が8%へ引き上げられることが閣議決定され、また平成27年10月1日には10%へ引き上げられる予定となり、2段階に引き上げられることから、これに対応するため、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたします。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

第7条及び第8条第2項並びに第3項は、文言の整理を行うものでございます。

第9条第2項は、病院で徴収する料金の額は、現行は、計算した額に1.05を乗じて得た額及び別表に定める額としておりましたが、改正案は、計算した額及び別表に定める額に消費税率を乗

じて得た額を加えた額とするものがございます。

次のページの別表は、入院室加算料及び文書料の金額ですが、現行は消費税込みの金額としておりましたが、改正案は消費税抜きの金額に改めたものがございます。

附則としまして、第1項は、施行期日を平成26年4月1日からとし、第2項は、施行日までの経過措置について規定しようとするものがございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林課長（池松 烈） 議案第80号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の公布及び地方税法等の一部改正によりますものと、そのほか文言整理のために当該条例の改正をしようとするものがございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により御説明申し上げます。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

まず、第11条第3項中、「すみやかに」を漢字表現の「速やかに」に改めるものがございます。

次に、第27条の2第4項中、「垂水市地方卸売市場運営審議会条例」の次に「（昭和52年条例第19号）」を加えるものがございます。

次に、第49条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第4項中「後段」及び「いわゆる」を削り、「5%」を「8パーセント」に改めるものがございます。

2ページをお願いします。

次に、第50条中「5%」を「8パーセント」に改めるものがございます。

次に、第52条第1項中「5%」を「8パーセント」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改めるものがございます。

次に、第54条第3項中「5%」を「8パーセント」に改めるものがございます。

3ページをお願いします。

別表第4、卸売場使用料の項中「315円」を「324円」に改め、同表業者事務所使用料の項中「735円」を「756円」に改め、同表倉庫使用料の項中「525円」を「540円」に改め、同表加工施設使用料の項中「105円」を「108円」に改め、同表買受人控室使用料の項中「735円」を「756円」に改め、同表関連商品売場使用料の項中「1,050円」を「1,080円」に改め、同表買受人事務所使用料の項中「2,100円」を「2,160円」に改め、同表冷蔵庫使用料の項中「105」円を「108」円に改めるものがございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものがございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（塚田光春） 議案第81号垂水市給水条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

今回の改正の理由でございますが、消費税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%引き上げられるため、垂水市給水条例の一部を改正するものがございます。

なお、現行の水道料金は内税方式を採用しておりますが、県内19市の中で内税方式をとっている市は、本市を含め4市のみであることから、今回の改正により外税方式に変更しようとするものがございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明申し上げます。

なお、改正する箇所はアンダーラインでお示ししてあります。

まず、現行の第24条本文中、2行目の「合計額」の次に「に100分の108を乗じて得た金額」を加えて、別表では、基本料金及び水量料金の両方について、現行の消費税込み金額から消費税抜きの金額へそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則について御説明いたします。

第1項では、施行期日を定めたもので、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項では、4月分の水道料金は3月に使用した水道代であることから、経過措置を定めたもので、この条例による改正後の垂水市給水条例第24条の規定にかかわらず、施行日前から継続している上水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例によると定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 正勝）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 お願いします。教えていただきます。

今いろいろ御説明があったんですけども、この中で、消費税に関することで内税と外税と違う、ある課もあるし、ない課もあるんですよ、そこをなぜ統一できなかったのか、そういう何か支障があったのか、まずそれを1回。外税と内税があった課があるんですよ、どっちかに統一できなかったのか、市として。仕様書の扱い方です。ある課は内税でして、ある課は内税がないところがあるんですよ。外税でしてあります。

○議長（森 正勝）どの課でもよろしいですか、それは。

○宮迫泰倫議員 だから、代表を、市長でもいいんですよ、これは。

○議長（森 正勝）では、それぞれ答えてください。

財政課長から。

○財政課長（野妻正美）この消費税法等の改正に伴う取り扱いですが、条例で消費税分として明記してあるもの、105%、5%と。これについては改正が必要となります。今回の場合、8%ということですが、また、次回の10%のときには一部改正が必要となるものでございます。

今、御質問のありました消費税が内税となっているものにつきましては、これを上げるか上げないか、ここについては、所管課での判断、協議のもと。といいますのが、その中で、上げるとした場合、この8%、この使用料等でいきますと、改正をして間もないものもあろうかと思えます。そのために今回の8%のときに上げるべきか、それとも10%、また先が見えているものですから、それを含めて上げるべきか。それとか、改正が間もないため、これは市に負担をかけるということで、改正をしないという選択肢もあります。それごとにいろんな検討事項がありますので、その規定を持つ所管課でそのところは十分検討をし、判断されるものとしております。

以上です。

○宮迫泰倫議員 検討されると思いますけれども、これはもう検討された結果なんですよ。それを各課で違うことは、なぜ違うかということを知っているんですよ。

○財政課長（野妻正美）消費税の今回の8%、先ほど申しました5%と明記してある分につきましては改正しなければなりませんので、まず、それに基づくものについて、明確なものについて上程させていただいていると考えております。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○宮迫泰倫議員 もう1つ。それはもう自分たちで考えてください。

それから今度は76号、お願いします。

この中で、6条の中に「年14.6パーセント（該当納入期限の翌日から1月）」と書いてあります。これを1カ月と読んだんですね。これはどっちが正しいのか、一月が正しいのか、1月が正しいのか。なぜなればですね、附則のところに、この条例は26年1月1日からと言われました。これは1月じゃないかと、どっちかと。そこら辺のちょっとしたなんですけれども、一月か、1月か。

○市民課長（白木修文）これは一月でございます。1月ではございません。

○宮迫泰倫議員 そうであればですね、この6条の中に「一月」と書いたほうがわかりやすいんじゃないかと思えますけれども。それとも、どっちかを一月、26年の1月1日からとか、

○議長（森 正勝）宮迫議員、質疑は3回までだそうです。

ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 今先ほど消費税の問題では、財政課長のほうが今回そういう判断があったということで回答があったんですけれども、当然、この消費税の問題については、私は基本的には反対の立場をとっているんですが、それぞれ事業所においては、例えば水道関係では値上げが何年か前にあって、そうするとまた10%になったときにどうするのかと、いろいろ問題があるかというふうに思うんですが、そういう意味では今回、議案81号についてのどういう議論があって、こういう結果になったのか。そして大体平均的にどのくらいの、8%で市民への負担が行くのか、それを教えていただきたいということがあります。

それともう1つ、議案79号、今回外税にするということで中身を変えられたということなんですが、私は運用上の問題で、相談にもよくあるんですけれども、要するに差額ベッド代というふうに認識をしているんですが、このことで、入りたくもないんだけど、入らざるを

得ないという状況があると思うんですよね。そのかわり結果として差額ベッド代を取られてしまうという部分があるかと思うんですが、ところが、厚労省はきちっとこのことに関して通知も出しながら、こういう場合はきちっと払わなくてもいいですよというふうになっているかと思うんですが、そのあたりは今回のこういう形での運用上等の関係で、そのあたりはきちっと対応できるような中身になっているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○水道課長（塚田光春）水道料金の改定につきましては、これは消費税の改定に伴う改定でございます。

そしてあと、水道料金についてどのくらいのアップがあるのかという質問でございますが、これに関しましては、標準家庭で1カ月30トン程度を使った場合、約120円ぐらいのアップになります。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義）入室加算料等のことでございますが、この運用についてでございます。

特別室、それぞれ準特別室、個室、いろいろあるわけでございますが、やはり部屋によってはそこに入らざるを得ないという場合も出てきます。そういった場合には、仮に特別室のほうに入っても例えば個室待遇とか、そういうふうになっているようでございます。

以上です。

○持留良一議員 水道課の関係なんですけれども、この前値上げがあって、そういう経過の中でまた今回5%、当然また次8%とか、次10%となっていくのか。というのは、それだけ市民への負担がこのことによって大きいわけですよね。だから、そのあたりをどのように検討する中で考えられたのかなというのが、1点の質疑だったんです。

確かに言われたように、30トンで120円の値上

げ分に相当するんじゃないかということですが、これでもきついし、負担がやっぱり大変だというのがある中で、水道料金そのものを改正した中で、今回値上げという形でまたそんなふうにするというのは、やっぱりどうなのかなど。要するに、結果としてそのことがどれだけ議論の中でされたのかなというそこをちょっとお聞きをしたかったんです。

それと、今のことなんですけれども、特別料金を求めてはならない場合というのが何か通知をされているみたいですよ。ぜひそれは確認をしていただきたいんですけれども、1つは同意書による同意の確認を行っていない場合、要するにそういうことを確認しないのに、部屋に利用せざるを得ないという形の場合ですね、それは署名がないと、内容が不十分な場合とか、そういう形できちっとそのあたりは同意を得てからやるんだというふうになっているということ。それから、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室への入院させる場合という形のときですね。そういう3点ぐらいあるみたいなんです。そのことがきちっとこれだけのまた利用料になりますのでね、負担も大きいし、また消費税がかかってくるとその分がまた大きくなるということがありますので、そのあたりはきちっとこの見直しをする中でそのあたりもぜひ確認していただいて、これをきちっと病院との関係でも整理していただきたいんですが、そのあたりはぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（篠原輝義）その点については、病院と今後、十分に協議をしてまいりたいと思います。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第81号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

△議案第82号・議案第83号一括上程

○議長（森 正勝）日程第23、議案第82号及び日程第24、議案第83号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第82号 消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理に関する条例 案
議案第83号 消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理に関する条例 案

○議長（森 正勝）説明を求めます。

○土木課長（宮迫章二）議案第82号消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理に関する条例案について、御説明申し上げます。

この条例は、消費税及び地方消費税が改正されたことに伴い、土木課所管の6条例を一括して整理をしようとするものでございます。

添付の新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、第1条は、垂水市普通河川等管理条例の一部改正でございまして、別表中「1.05」を「100分の108」に改めようとするものでございます。

次に、第2条は、垂水市道路占用料徴収条例の一部改正でございまして、第2条第2項中「100分の105」を「100の108」に改めようとするもの

でございます。

次に、第3条は、垂水市漁港管理条例の一部改正でございまして、別表第1中「1.05」を「100分の108」に改め、同表で引用しております条例の題名を「垂水市道路占用料徴収条例」に改め、別表第2中「1.05」を「100分の108」に改めようとするものでございます。

次に、第4条は、垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正でございまして、第9条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改めようとするものでございます。

次に、第5条は、垂水市港湾管理条例の一部改正でございまして、第8条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改めようとするものでございます。

最後に、第6条は、垂水市建設残土処分場設置及び管理に関する条例の一部改正でございまして、第3条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改めようとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○生活環境課長（村山芳秀） それでは、議案第83号消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理に関する条例案について、御説明申し上げます。

来年4月から消費税が5%から8%に改定されるに伴い、生活環境課所管の2つの条例について、改定率と文言の整理を行うものです。

新旧対照表をごらんください。

まず、第1条の垂水市環境センター設置及び管理に関する条例の一部改正案ですが、第3条の使用料について、第2項で定めている消費税分について、100分の5から100分の8に改定するものであります。

次に、第2条の垂水市漁業集落排水処理施設

の設置及び管理に関する条例の一部改正案ですが、第11条に定めている毎月の使用料の算定について、現条例は消費税込みの合計金額を表示していたため、これを基本料金500円、従量金額1立方メートル当たり70円の消費税抜きの金額表示と消費税率の表示に改めたものです。

なお、附則といたしまして、この条例は来年4月1日から施行するもので、あわせて第2条につきましては、開始届の提出等が来年4月以降になされた場合、平成26年3月31日までの使用料につきましては、従来100分の105を加算した額で料金計算が行われることを規定したものです。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（森 正勝） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案2件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号及び議案第83号の議案2件については、いずれも産業厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

1時10分から再開いたします。

正 午 休憩

午後1時10分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第84号上程

○議長（森 正勝） 日程第25、議案第84号垂水市清掃センター集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案についてを議題とします。

説明を求めます。

○生活環境課長（村山芳秀） 議案第84号垂水市清掃センター集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について、御説明申し上げます。

垂水市清掃センター集会施設は、昭和55年清掃センター開設当初、地域住民の各種会合、健康増進及びレクリエーション等の利用に供することを目的とし、設置されたものですが、場所的な問題等もあり、利用は年数回程度で、次第に利用されなくなりました。

同センターは、平成14年11月まで焼却処理施設として稼働していましたが、ダイオキシン類対策等の理由で翌12月から休止したため、熱源を利用して沸かしていたお風呂も利用できなくなり、また、同時にスタートしたごみの26分別に伴い、次第にリサイクル事業の分類及び管理施設として使用されるようになり、目的外使用の形となっております。

現在の状況や、また清掃センター消却処理施設としての機能を終えていることから、現在行っている清掃センターのリサイクル関連施設とし、行政財産として管理運営していこうというもので、今回、集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願います。

○議長（森 正勝） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 質疑なりと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、産業厚生委員会

に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号は産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△議案第85号・議案第86号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第26、議案第85号及び日程第27、議案第86号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第85号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第86号 垂水市固定資産評価員の選任について

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○市長（尾崎雅弥） 議案第85号の垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります戸越俊一氏が平成26年2月3日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

再任しようとする戸越俊一氏の住所は垂水市新城3846番地、生年月日は昭和17年4月6日でございます。

なお、委員の任期は3年でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第86号垂水市固定資産評価員の選任について、御説明を申し上げます。

前任者の税務課長が人事異動により辞任をし、新たに垂水市固定資産評価員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございま

す。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の北迫一信でございます。

住所は垂水市市木517番地3、生年月日は昭和32年6月10日でございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 正勝）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午後1時15分休憩

午後1時26分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程の追加について

○議長（森 正勝）ただいま持留良一議員外1名から、特定秘密保護法案の制定に反対する意見書（案）に係る動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

お諮りします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

本動議を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△特定秘密保護法案の制定に反対する意見書（案）に係る動議

○議長（森 正勝）特定秘密保護法案の制定に反対する意見書（案）に係る動議を議題とします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

特定秘密保護法案の制定に反対する意見書
（案）

政府は、国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる「特定秘密の保護に関する法律案」を国会に提出し成立を求めている。しかし、議論からわかるように、知る権利や人権、そして、民主主義そのものが壊されるような内容が明らかになってきている。だからこそ、日本弁護士会をはじめ国民の各界各層から成立反対の声が多くなってきている。

特定秘密保護法案は、第一に、秘密の範囲が政府の裁量で決められ、広がりかねない。第二に、秘密の期間を5年としているが、更新も可能とされており、事実上無期限で秘密とすることが可能で、今日の情報公開の流れに逆行する。第三に、国会議員も処罰対象とされており、「国権の最高機関」である国会議員の政府への質問でも、政府は「特定秘密」との理由で答弁を拒否することにもなる。また、国会議員の国政調査権や証人喚問も制限され、国政調査権に対する重大な侵害となる。第四に、人をだましたり、暴行、脅迫を加えたりして秘密を取得する行為は最高10年の懲役に、また、「未遂・教唆・扇動」も罰せられる。

報道機関の取材活動が秘密の不当利得とみなされ、処罰される可能性もある。「国民の基本的権利を侵害しない」との文言を盛り込むとはいえ、漠然とした言い方では歯止めにならない。例えば、原発の問題でも、原発の安全性に関わる問題でさえ、原発に対するテロ活動防止の観点から、特定秘密にされるおそれがある。また、「TPP交渉に関わる情報」も、外交に関する情報として特定秘密に指定される可能性がある。これらの情報が特定秘密に指定され、その漏洩や取得、つまり内部告発や取材活動が処罰の対象になれば、国民はこれらの生活に関わる重要な情報を知ることができなくなる。

このような国民の知る権利や言論の自由に対する侵害と併せ、民主主義の根幹を攻撃する重

大な内容である。

よって、日本国憲法の目指している精神にも相反する「特定秘密保護法案」を制定しないように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年11月29日

鹿児島県垂水市議会議長 森 正勝

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

○議長（森 正勝）お諮りします。

本動議は、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、本動議を起立により採決いたします。

本動議を文面のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（森 正勝）起立多数です。

よって、本動議は原案のとおり可決されました。

次に、先ほど議題としました議案第85号及議案第86号に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

まず、議案第85号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

△議案第87号上程

○議長（森 正勝）日程第28、議案第87号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美）議案第87号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の補正ですが、歳出については、新設の地域の元気臨時交付金基金の積み立て、市有施設整備基金の積み立て、環境センターの地下ポンプ制御盤修繕費などを増額補正し、当初予算編成時との職員構成の変化に伴う人件費、県事業が実施されなかったことによる港湾管理費の県営事業負担金などを減額補正するものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金などを補正し、収支の均衡を図っております。

今回、歳入歳出とも2,959万4,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、95億9,602万9,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第2表地方債の補正をごらんください。

変更でございますが、港湾整備事業につきましては、垂水旧港の港湾長寿命化修繕工事に係る県事業が実施されなかったため、公共事業等債を減額するものでございます。

道路整備事業につきましては、垂水49号線改良事業に係るもので、地域の元気臨時交付金へ財源組み替えをしたことによる過疎債の減でございます。

観光施設整備事業は、森の駅たるみずの温泉給湯施設整備に係る起債で、先ほどと同じく、地域の元気臨時交付金へ財源組み替えをしたことによる辺地債の減でございます。

最後の道路整備事業につきましては、県道南之郷線高峠工区の県営事業負担金の減額と道路新設改良事業の内ノ野線、元垂水原田線の社会资本整備総合交付金が減額になったことによる辺地債の増額補正でございます。

地方債の変更につきましては、それぞれの事業に伴う起債額を右の欄にお示ししております限度額に変更し、本年度の借り入れ総額を繰り越し分を除いて、合計額7億1,446万6,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

まず、11ページをお開きください。

2款総務費の1項総務管理費の7目財政管理費ですが、地域の元気臨時交付金の一部を、新たな基金を造成し積もうとするものでございます。同じく、8目の財産管理費でございますが、市有施設整備基金へ計画的に1億円を積み立てるものでございます。

次に、15ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、2目の児童措

置費ですが、保育所に第3子以降を入所させる多子世帯の保育料を助成する制度で、県の2分の1の補助事業でございます。

また、24ページの幼稚園費にも同様の助成制度がございます。

同じく、9目子ども・子育て支援事業計画策定事業費ですが、子ども・子育て支援の新制度に係る電子システムの構築費用で、システムの改修に係るものについては県の100%事業となっております。

次に、17ページをお開きください。

一番上の4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の浄化槽設置整備事業補助金ですが、補助申請の件数が多いことから10基分を補正するものでございます。

同じく、下の2目し尿処理場費の修繕料ですが、環境センターの地下ポンプ制御盤等に修理に係るものでございます。

次に、21ページをお開きください。

一番上の8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費ですが、地方債で御説明しましたとおり、垂水旧港の港湾長寿命化修繕工事に係る県事業が実施されなかったため、市の負担金がなくなったことから減額するものでございます。

次に、22ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、5目災害応急対策費ですが、災害時の緊急放送に対応するため、FM中継局設置に伴う免許更新費用等を補正するものでございます。

次に、23ページをごらんください。

10款教育費、2項小学校費、3目小学校施設整備費の修繕費ですが、垂水小学校体育館水槽ポンプ修繕ほか、各小学校の修繕分でございます。

同じく、小学校施設整備費の工事請負費ですが、垂水小学校消火栓布設替え工事と境小学校の光村文庫の空調取り替え工事でございます。

次に、24ページをお開きください。

10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費ですが、庭球場照明自動点灯盤取り替え、運動公園内側溝修理等に係る経費でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、6ページの事項別明細書総括表及び8ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、市債などの特定財源と財産収入や諸収入等の一般財源を充てて、収支の均衡を図っているものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけお聞きしたいと思えます。

衛生費の清掃総務費の関係なんですけれども、10基分を追加したということなんです、ある方は、単独から合併浄化槽という計画を立てたら、新規分だけが認められるようですよということで、今回、本年度はできないみたいな関係ですよと話をされたんですが、この10基分の基準というのは、そういう要請に対して対応できる中身なのかですね、それともやっぱりそういう新規だけの中身なのか、この点についてお聞かせいただきたいし、市民のそういう要望に対してはどうしていくのか、お願いします。

○生活環境課長（村山芳秀）持留議員の質問にお答えします。

合併浄化槽の補助金ですが、実は消費税率の引き上げ等を見越して、新築の家が急増しました。75%を7月末の現在で予定しまして、11月で募集というか、もう金額自体がなくなったというような状況になりました。それで、新築の分それから補償分について、やむを得ない分について、今回、10基分というような形で予算を

出しております。単独から合併槽に切りかえる分については、新年度以降に改めて受け付けをお願いしますということで皆さんに呼びかけを行ったところです。

以上です。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 単独から変える分と、単独の部分の補助は継続されていくという理解でいいわけですね。ある一部ではもうなくなるという話も出ていまして、それが走り回ってしまっただけで、それで今回できなければどうするんだという声があったものですから、じゃ、そのことは確認できるわけですね。

○生活環境課長（村山芳秀）今の単独から合併槽への切りかえの分ですけど、上乗せ分を含めまして、4月から対応をしております。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○宮迫泰倫議員 ちょっとお聞きします。

商工費の中の観光費で、佐土原入城の410年イベントと書いてございますけれども、これはどういうことを指すのか、そしてまた議会はどういう対応をすればいいのか、そこをもしあればですね、わかっている状態でよろしいので、よろしくお願い申し上げます。

○水産商工観光課長（山口親志）佐土原入城の410周年を、今、日程の段階では、今詰めている段階ですが、2月の8、9に、垂水で2月8日に前夜祭を行いまして、2月9日垂水小学校で出発式を行いまして、それで行列を行いまして、行事を今詰めているところです。その関係でここに上げておりますのが、前夜祭の会場借り上げ等の関係で予算を上げております。

議会の対応としましては、内容を詰めましたら議員の皆様にも御案内できるんじゃないかと思っていますところでは。

以上です。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）これで質疑を終わります。お諮りします。

本案は、所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第87号は所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第88号～議案第90号一括上程

○議長（森 正勝）日程第29、議案第88号から日程第31、議案第90号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第88号 平成25年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第89号 平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第90号 平成25年度垂水市水道事業特別会計補正予算（第2号）案

○議長（森 正勝）説明を求めます。

○保健福祉課長（篠原輝義）議案第88号平成25年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明いたします。

今回の補正は、第6期の介護保険事業計画策定のための高齢者実態調査の追加補正と、地域支援事業費の組み替え補正が主なものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ178万5,000円を追加し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ21億959万7,000円とするものでございます。

まず、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額は、第6期介護保険事業計画策定のため的高齢者実態調査を行うための謝金及び需用費と、介護給付費準備基金への積立金でございます。

次の3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目一次予防事業費の補正は、組み替え補正でございます。

次の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費から3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、新たに居宅支援事業所となった牛根麓の「観麗」への予防ケアマネジメントシステム導入に要する経費である委託料への組み替え補正を行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費繰入金の補正額は、第6期介護保険事業計画策定のため的高齢者実態調査を行うための事務費繰入金でございます。

今回は、介護保険特別会計への繰越金を財源としておりました9月補正分も追加補正額をあわせて受け入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（塚田光春）議案第89号と議案第90号につきましては水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第89号平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ84万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,799万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、人件費の減額補正

と印刷製本費の増額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明しますので、4ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費の2節給料と3節職員手当等及び4節共済費は、国の要請に基づく給料減額支給措置によるものと、定期人事異動に伴い、人件費の減額をするものでございます。

11節需用費の印刷製本費は、来年度から消費税増税に伴い、水道料金検針お知らせ票の印刷代を増額するものでございます。

次に、歳入でございますが、上段をごらんください。

2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を減額補正しまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第90号平成25年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案につきまして御説明申し上げます。

それでは、参考資料により支出から御説明しますので、4ページをお開きください。

1款1項2目配水及び給水費の節の給料、手当及び法定福利費は、国の要請に基づく給料減額支給措置によるものと、定期人事異動に伴い、人件費の減額をするものでございます。

1款1項3目総係費の節の給料、手当及び法定福利費も、同様の理由で減額するものでございます。

節の印刷製本費は、来年度からの消費税増税に伴い、水道料金の収納済み通知書などの印刷代を増額するものでございます。

次に、収入でございますが、上段をごらんください。

1款3項1目その他特別利益の節のその他特

別利益は、過去に国等の指導により公営企業職員の退職金として積み立てられていた引当金を計上したものでございますが、本市の公営企業職員は市長部局からの出向職員であることから、退職手当は一般会計から支給されているところでございます。そこで、退職給与引当金を今後計上し続けることは好ましくないことから、今回の補正で、その他特別利益として計上するものでございます。

つきましては、1ページに記載してありますように、第2条の収益的収入及び支出の収入は、水道事業収益を800万円増額し、2億8,320万9,000円とし、支出は、水道事業費用を676万5,000円減額し、2億5,490万2,000円とするものでございます。

また、第3条の職員給与費として720万1,000円減額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議ほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 正勝）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案3件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思いません。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第90号までの議案3件については、いずれも産業厚生委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝）明30日から12月9日まで
は、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12月10日及び11日の午前9時
30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定によ
り、12月3日の正午までに質問事項を具体的に
文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（森 正勝）本日は、これもちまして
散会します。

午後1時48分散会

平成 25 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 25 年 12 月 10 日

本会議第2号(12月10日)(火曜)

出席議員 15名

1番	川越信男	10番	池山節夫
2番	堀内貴志	11番	森正勝
3番	大藪藤幸	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎
9番	北方貞明		

欠席議員 1名

4番 感王寺耕造

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長	北迫一信	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年12月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

副市長と農林課長が所用のためおくれますので、御理解いただきたいと思えます。

△議長の報告

○議長（森 正勝）この際、議長の報告を行います。

4番感王寺耕造議員から欠席届が提出され、本日の会議は欠席となりますので、報告いたします。

なお、本日予定されておりました感王寺議員の一般質問は、あすの午後に行いたいと思えますので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（森 正勝）日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、1番川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。

2013年も12月を迎え、1年過ぎることの早さを痛感しているところであります。先週には流行語が発表され、オリンピック誘致での「お・も・て・な・し」が、テレビの影響なのか「倍返し」「今でしょ!」が、またNHKの「あまちゃん」の方言の「じえじえじえ」が流行語大賞を受賞し、ことしの世相を反映しているのかなと思いつつ、私にはアベノミクスかなと思いつつながら、1年を振り返ってみているところです。

しかしながら、まだまだ東日本大震災の復興はままならないし、原発の問題も解消できていない状況の中、我々垂水市の1年間はどうであったか考え、反省し、まちづくりに欠かせない絆、結いの心を忘れることなく持ち続けてまいりたいと思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、平成25年最後の一般質問を1番議員として、またトップバッターとして、私なりに1年の総括を込めて、通告に従いまして質問をいたしますので、関係課長の簡潔で明快な回答をお願いいたします。

まず、1番目の乳幼児等医療費助成制度についてであります。全国的に人口減少が進む中、垂水市も例外ではなく、子育て支援は喫緊の課題であると思えます。垂水市においては、子育て支援の1つである乳幼児等医療費助成を中学校卒業まで拡大していますが、県内の乳幼児等医療費助成制度の状況はどのような状況なのか、伺います。

2番目の地域の元気臨時交付金についてであります。私は、6月議会から毎回質問しておりますが、今回、元気臨時交付金事業が出そろったと思えますが、各ランクの業者への発注状況はどのようなになっているか、伺います。

3番目の橋梁対策についてであります。9月議会で交付金を生かした取り組みの中で、安

心・安全対策として橋梁の点検がありました。垂水市が所管する橋梁はどれぐらいあるのか、伺います。

4番目は、高峠のメガソーラー開発について、現在の進捗状況はどの程度か、伺います。

最後に、環境問題についてであります。11月15日の新聞にも載っており、報道でもありました。中国大陸からの大気汚染PM2.5ですが、関東地方では桜島の爆発が影響しているとの報道等がありました。垂水市はその直下にあるが、健康被害等はないのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（篠原輝義） おはようございます。

川越議員の御質問にお答えいたします。

御承知のように本市の乳幼児等医療費助成につきましては、平成21年4月から、中学校修了まで、非課税世帯は全額助成、課税世帯は月額3,000円を超える額を助成するという制度拡充を実施してきているところでございます。

県内市町村の状況でございますが、自己負担なしの全額助成を行っている市町村は、中学校修了までが11自治体、小学校修了までが2自治体、小学校3年生までが2自治体、9歳未満までが1自治体、就学前までが22自治体、4歳未満までが2自治体、3歳未満までが2自治体、0歳児が1自治体となっております。また、その中で、本市同様、全額助成の有無にかかわらず、対象年齢を中学校修了まで制度を拡充している市町村は、15自治体となっております。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

地域の元気臨時交付金事業と発注状況についての御質問にお答えいたします。

地域の元気臨時交付金につきましては、まず、5月27日に第1次分の交付限度額の通知がございまして、交付金を活用して実施する事業の補正予算案を6月議会に追加提案し、迅速な事業実施を行っているところでございます。本市の

最終的な交付限度額は3億218万円でございますが、交付額の確定については、農林水産省所管事業等の地方負担額の集計に国のほうが大分時間がかかりまして、第2次分の通知があったのが10月25日でした。その後、実施計画書の審査を受け、12月2日付で交付申請書を提出しているところであります。

交付金を活用して実施する事業は、当初予算や2号補正で計上した事業を中心に全14事業を実施計画に上げております。主な事業としては、農道等整備事業、市道等の整備を行う市内交通網整備事業、市住元垂水団地外壁改修工事、垂水小学校屋体改修工事、市民館電気設備改修工事、水之上小学校校舎屋根防水改修工事、森の駅たるみず整備事業、今回の4号補正に計上している垂水市地域の元気臨時交付金基金積み立てなどでございます。

元気臨時交付金で実施する事業の発注状況ですが、設計委託等を含め、全部で45件の契約件数がございまして、うち11月30日現在の発注済み件数は31件、執行済み額約1億9,000万円となっております。発注済みのうち市内業者への発注件数は25件でございますが、土木工事業者の格付別の件数及び金額は、Aランクが2件の3,675万円、Bランクが5件の4,732万円、Cランクが8件の3,435万円、Dランクが7件の1,419万円となっております。その他、建築工事等3件で3,956万円でございます。

このほか、まだ市住元垂水団地外壁工事、農道等整備事業など14件の未発注工事がありますが、12月、1月で全て発注できる見込みでございます。

以上です。

○土木課長（宮迫章二） 川越議員の橋梁対策について、お答えいたします。

土木課の所管する橋梁でございますが、1級市道にかかる橋が14橋、2級市道に10橋、その他市道に80橋がかかっており、全部で104橋ござ

います。橋種別に分類しますと、P C橋が48橋、R C橋が49橋、鋼橋が6橋、石橋が1橋となっております。

橋長別では、5メートル未満が34橋、5メートルから15メートルが37橋、15メートルから50メートルが25橋、50メートル以上が8橋となっております。

現時点で高齢と言われる建設後50年を経過した橋梁は全体の12%であり、今まではその大半がまだ若年であったことから、事後的な対策で対応できておりました。しかしながら、10年後の平成35年度では38橋の37%になり、さらに20年後の平成45年度には63橋の61%と急激に増加することになるため、これらの高齢化を迎える橋梁部に対して、従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕、かけかえに要する費用が増大し、対応が困難になると懸念される場所があります。

このようなことから、従来の事後保全型から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型へ転換を行い、橋梁の寿命を延ばすことでコスト削減を図る必要があるため、橋梁長寿命化計画を策定したところでございます。

○企画課長（前木場強也） おはようございます。

川越議員のメガソーラーについての御質問にお答えいたします。

まず、当プロジェクトの経緯についてでございますが、本年6月議会の全員協議会において御説明させていただきましたとおり、発電効率を上げるために追加で市有地を貸し出すことといたしました。この新たに追加した土地と既に土地賃借契約を締結している土地につきまして分筆登記を行うよう、建設資金を融資する金融機関からリニューアブル・ジャパン株式会社に申し出があったところでございます。そのため、貸し付ける土地の測量及び分筆登記作業をリニューアブル・ジャパンの費用負担において11月

に終わっております。あわせて、建設予定地の地質調査もリニューアブル・ジャパンにおいて行ったところでございます。

また、ジャパンファーム所有地につきましても、送電線設置のために追加でリニューアブル・ジャパンが借り受ける必要がありましたため、ジャパンファームとリニューアブル・ジャパンにおいて、追加の土地賃借契約手続をこれまでに終わらせております。

メガソーラー建設工事につきましては、調整池、沈砂池の建設準備作業を先行的に進めているところであり、当工事については近々着工する予定となっております。

以上でございます。

○生活環境課長（村山芳秀） おはようございます。

川越議員の質問にお答えいたします。

中国から飛来するPM2.5に関してですが、大気中の環境汚染に対する危機感は、政府のみならず、鹿児島県を初め、各自治体とも重要な課題として捉えております。新聞報道によりますと、夏場、桜島の火山ガスが一因で、関東、東海のPM2.5の濃度が上昇したとの報道がありました。桜島の直下に住んでいる垂水市民にとりまして大変気になるニュースではありますが、直接的にPM2.5による健康被害を受けたとの情報は入っておりません。また確認もされておられません。

しかしながら、連日の降灰は、呼吸器系や目の症状に影響があり、降灰時にはマスクやゴーグルの着用、コンタクトレンズの使用を控えたり、外出そのものを控えるなど、対策は県のホームページ等でも注意を呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 それでは、各質問事項に一問一答方式でお願いいたします。

まず、乳幼児等医療費助成制度の県内の状況

及び取り組みをお聞きいたしました。垂水市の乳幼児等医療費については、子供の数や病気等によって医療費も変わってくると思われるが、乳幼児等医療費の自己負担分の過去3年間の推移と、乳幼児等医療費を中学校卒業まで全額無料とした場合の財政負担はどのぐらいになるのか、伺います。

○保健福祉課長（篠原輝義） 2回目の御質問にお答えいたします。

過去3年間の乳幼児等医療費についてでございますが、個人が病院へ支払った医療費の総額は平成22年度が2,295万円で、そのうち市が助成した額は1,318万円、受給者が延べ3,969人、23年度が2,417万円で、市の助成額は1,528万円、受給者が4,250人、24年度が2,534万円で、市の助成額が1,504万円、受給者が4,713人となっております。また、平成23年度及び24年度は、22年度に比べ医療費がふえておりますが、この年はノロウイルスや新型インフルエンザが流行した年であり、そのため医療費が伸びたのではないかと考えております。

次に、医療費助成を中学校修了まで全額助成した場合の財政負担でございますが、先ほどの23年度、24年度を参考にしますと、市の新たな財政負担は、審査手数料やシステム改修費用なども含めて、初年度の経費は1,300万円ほど必要になるのではないかと考えられます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

次に、まちづくりの政策として、子を持つ若い世代が一番悩む問題は、子供の病気と医療費の負担であると言われております。2回目で財政負担も聞きましたが、垂水市で安心して子供を産み育てるための環境づくりとして、関係の病院がないわけだから、せめて乳幼児等医療費の自己負担金をなくしていくべきと考えるが、見解をお聞きします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 3回目の御質問

にお答えいたします。

子育て世代が安心して子供を産み育てる環境を整えることは重要な課題の1つでございます。子供の医療費の負担軽減を図ることは、子供たちが安心して必要な医療を受けられるとともに、保護者の子育てに対する負担や不安を和らげ、子育て環境を整えていくためにも、また少子化対策にとっても重要な施策と考えております。

御質問の乳幼児医療費の中学校修了までの自己負担分の無料化については、子育て世代の方からも要望が多く、また県内におきましても、中学校修了までこの全額無料化は今後進むものと考えられます。

本市においては、この全額無料化については、先ほどお示ししましたように、新たな財政負担を伴うことから、関係課と協議を行いながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 どうか思い切った政策を期待しまして、次に、元気臨時交付金についてお聞きします。

振興会や地域の要望と、また年度計画の前倒しなど、経済政策としてある程度の成果があったと思いますが、どのような検証のもと事業効果や費用対効果を見ているのか、また、財政課としてこの事業をどう捉えて考えているのか、伺います。

○財政課長（野妻正美） 2回目の御質問にお答えいたします。

地域の元気臨時交付金につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市の最終的な交付限度額は3億218万円ですが、実施計画に上げた全事業の事業費ベースでは3億6,206万円でございます。交付金事業を分野別に見ますと、市道、農道等の整備事業に1億6,090万円、市営住宅の改修事業に5,820万円、学校施設整備事業に4,730万円、公民館等の整備事業に3,530万円、観光施設整備事業などその他事業に3,036万円、

基金積み立てに3,000万円となっております。ほとんどの事業が、後年度に計画されていたものや、財源の問題等で先送りにされていたもの、地域からの要望が多かったものでございまして、実施年度の前倒し等によって、市民生活の利便性の向上や、市民の安全・安心につながるものでございます。

特に、振興会などからの要望の多い道路関係の整備につきましては、市道が浜平大都線、岳野線など10件、農道等が牛根麓地区農道、白山林道など15件の工事を発注済み、または発注予定ですが、既に工事が終わったところでは、住民の皆さんから大変喜ばれているとの報告も担当課からは聞いております。

また、市営住宅の改修工事や、学校施設の防水工事などにつきましては、これまでも必要性は十分に認識されていたものの、中央中学校の大規模改造事業等の大きな継続事業があったために先送りされていたものですが、今回、前倒ししてできるもので、住民の皆さんの生活や子供たちの教育環境の向上に大いに資するものと考えております。

一方、経済対策の効果としましては、先ほども答弁いたしましたとおり、既に発注している31件の工事や委託契約のうち、市内業者への発注件数は25件で、割合は80%となっております。特に、工事関係の契約の市内業者への発注割合は90%を超え、1億7,217万円の発注額となっております。さらに12月、1月で約1億3,000万円の工事を発注する予定ですので、地域の元気臨時交付金は市内経済の活性化や雇用対策に大きな効果があるものと考えております。

次に、財政課の評価についてですが、国の平成24年度補正予算に計上された追加の公共事業、いわゆる地域の元気臨時交付金は、地方自治体の負担軽減につながる有利な交付金であるという情報を入手したことから、補正予算が閣議決定される平成25年1月15日以前から、市長の指

示を受け、本市は県との連携を密にした情報収集に努め、平成25年度以降で計画されていた事業を前倒しして実施ができないか、検討を重ねてまいりました。各担当課の積極的な取り組みによって、学校施設整備事業や市道整備事業、市営住宅の改修などの事業を、平成24年度補正予算事業として前倒しして実施することになったわけですが、これにより、いずれ実施する事業を有利な補正予算債を使ってできたというメリットと、補正予算の事業費から国庫補助金を除いた市の負担額の9割が、平成25年度において、地域の元気臨時交付金として交付されることにつながったものでございます。

鹿児島県内の各市町村の交付額と比較しましても、本市は、財政規模の割にたくさんの交付金をいただいているという結果になっております。このことは容易なことではなく、市長の的確な指示と、それに応え、一生懸命に仕事に取り組んでいる職員の努力の成果であると考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 アベノミクスかどうかわかりませんが、確かに、目に見えて事業の進展が見られるように感じております。今回、基金を創設されますが、来年度以降どのような状況なのか、伺います。

○財政課長（野妻正美） 3回目の御質問にお答えします。

地域の元気臨時交付金の事業につきましては、国の制度要綱及び運用指針に基づいて実施しており、この交付金を原資とする基金は、原則として平成26年度までに地方単独事業に充てるために取り崩すものとされておりますので、附則において、平成27年3月31日で失効する旨をうたっております。

地域の元気臨時交付金基金を設置する理由としましては、国からの最終的な交付限度額の提示が10月25日であったため、これからの予算編

ていくと思いますので、それが市の発展、交流人口、経済効果、いろいろなものにつながっていくように努力をしまいいりますので、皆さんの御支援もお願いをしたいと思います。

○池山節夫議員 それでは、最後ですけど、時間がないみたいですけど、先ほど田平議員の質問であったんですよ、高齢者の見守りということで緊急通報システム、ブザーみたいなもの。私がちょっと調べたら、アルソック、総合警備保障がシルバーパックというのを、これ月額3,700円なんですけど、自宅で急病とかになったら、ペンダントをかけていて、それをぽちっと押すとガードマンが駆けつけると。これは3,700円するからちょっと高いですけどね。あと携帯電話のKDDIは、2011年の9月からミルックというのを発売していて、外出しているときはその外出時の歩数計を、例えばおふくろだったら息子のところへ歩数、歩いているよというのを送ると。それで、自宅にいるときは人感センサーで、人感センサーつきの卓上のホルダーがあって、その前を行ったり来たりすると、その前に、通ったなというのが、それも送ると。そういうのが月額で、何かあったら携帯のストラップがついていて、それをぴっと押すと息子なりにメールで知らせてくれると。これは月額1,095円ですよ。

だから、先ほど田平議員も要望ということで言われたんですけど、こういうものを何とかうまく、例えばKDDIと話をする、どこと話をするというだけでもいいんですけど、安い費用で、非課税世帯は無料だけど、課税世帯は3,000円というのがさっき緊急通報のブザー、ありましたけど、1,000円ぐらいなら、うまく使えば何とかなるんじゃないかなとそういうことを思うもんですから、この辺についても、答弁は要らないです。保健福祉課長、将来的なものとして、検討の課題として頭の中に入れておいていただきたいと思います。

私の質問は、これで終わります。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩いたします。

次は、3時49分から再開します。

午後3時39分休憩

午後3時49分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、お疲れさま。

私は、今回の質問は、私がこれまで質問した中で、答弁といたしまして「検討します」、「研究や検討いたしてまいります」というような前向きな答弁をいただいておりますが、その後、どのような結果、結論が出たか。また、今、まさに来年度に向けての財政課とのヒアリングが行われている時期でもあります。来年度の予算獲得できるように、中心に聞きますので、よろしく願います。

まず、安心・安全について。

防災ラジオ全戸配布について。

昨年の12月議会で、安心・安全まちづくりに、今後、災害伝達として戸別受信機を全戸配布する事業に取り組むとのことであったが、その後どのような取り組みをなされているか、お聞かせください。

災害時の生活用水と井戸水活用について。

現在、生活環境課では、飲料井戸等の調査がまだ最終結果ではないが、市内全域90%で調査が済んでいると聞いております。その中で、約1,000戸の井戸数に対し、約30%は飲料水として使用されているようです。今後どのように取り組まれるか、お聞かせください。

観光について。

しおかぜ街道柵原一浜平間について。

さきの答弁で、柵原一浜平間は違法建物があ

り、遊歩道の整備は厳しい状況を把握しているということでありまして、適切に今後に対応していくことではありましたが、これまでどのようなことをなされたか。これは市長の地元でありますので、市長にお伺いたします。

サイクリングステーションの自転車貸し出しについて。

現在は観光用としてのサイクリングステーションの利用・活用はできていないと思っております。ただの通勤・通学者の駐輪場であり、本来の観光客目的のサイクリングステーションの自転車貸し出しはできていないですが、どのように取り組まれるか、お聞かせください。

教育旅行民泊の基金について。

9月の議会でも池之上議員の民泊支援策として、答弁といたしまして、「貸付金制度を検討し、協議し、新年度予算に対応していきたいと思っております」と答弁されております。新年度に実施できるのか、お伺いたします。

森の駅のガス給湯器について。

森の駅のガス給湯器は、鉱泉を利用した給湯器であり、安全面は大丈夫なのか、お伺いたします。

南中学校跡地の利活用については、先ほどの田平議員の質問と重複いたしますので、これは割愛いたします。

社会教育関係について。

図書館の祝日開館について。

これまで、図書館開館については、開館の時間延長や祝日の春分の日・子供の日・海の日・秋分の日・文化の日の5日間を開館に取り組んでいただき、感謝しております。文化のまち、教育のまちを誇る我が垂水としまして、15日の祝日のうち5日間の開館は寂しいと思っております。全祝日開館に向けての考えをお聞かせください。

校区公民館について。

公民館活動は、社会教育の発展につながって

いくと思っております。各公民館の主事さんの仕事量も大変忙しく、特に垂水中央区の公民館では、他の地域に比べ仕事量も多く、大変苦勞されていると聞いています。何かいい方策はないか、お聞かせください。

次に、財政調整基金について。

財政調整基金は、第2次財政改革プログラムで平成26年度までで7億円の目標でありましたが、平成24年度決算では2倍近くの13億円に達しております。第3次財政改革プログラムが見直しの時期と思えますが、今後の見直しと目標額をお聞かせください。

○総務課長（中谷大潤） 北方議員の質問にお答えいたします。

市民への防災情報の発信につきましては、防災行政無線、ホットメール、緊急速報メール、コミュニティFM放送の通信や消防団による広報などの手段によりまして、幅広く市民へ周知するように努めています。

防災行政無線については、屋外子局が42局、急傾斜地区、土砂災害警戒区域など災害のおそれがある地域を中心に、戸別受信機を約1,800個設置しております。しかしながら、大雨や台風時など防災無線による放送が聞こえにくい場合もあり、垂水としては、人災ゼロを目指し、安心・安全のまちづくりのために、防災情報が確実に市民に伝わることを大切であると認識しているところでございます。

防災無線は、電波法などの改正により、平成34年までに現在のアナログ回線からデジタル回線へ変更する必要があり、そのデジタル化及び戸別受信機を各世帯に配布すると、多額の経費を要して市の負担が大きいために、コミュニティFMを活用して防災ラジオを各世帯に配布する方法が、防災無線と比べて安価で確実に市民に情報が伝わる手段であるということが、試算の結果、判明いたしております。また、昨年12月議会でもこの取り組みに前向きな回答をして

いるところでもございます。

その防災ラジオは、ふだん放送を聞いていなくても、割り込み放送という形で情報を流せば、防災無線と同様、自動的にラジオから防災情報が流れるものです。ただ、市内にはまだFM放送が届きにくい場所があることから、まず、そのような難視聴地域を解消する方策について、現在、総務省通信局と協議中でございます。その協議が調べば、中継局の移設などが予想されますので、そのための必要な手続を本年度中に終了する予定でございます。

26年度予算につきましては、防災ラジオ配布に必要な経費を要求していますので、今後、財政課と協議の上、必要な財源及び予算の確保を図り、コミュニティFMと放送の運用調整を行い、26年度中には難視聴地域解消のための中継局の移設などを行ってから、防災ラジオを順次各世帯に配布し、防災情報などが確実に住民に伝わるようにして、安心・安全な垂水のまちづくりの実現を図ってまいります。

続きまして、災害時の生活用水と井戸水活用について、お答えいたします。

さきの6月議会で答弁しましたことと重複いたしますが、災害時における断水時の対応とし、まして、飲料水につきましては、災害対策本部の水道対策部を中心に給水体制に取り組み、場合によっては自衛隊などへの要請を行って対応してまいります。ただ、生活用水につきましては、炊事、掃除や風呂水、特に水洗トイレ用など、飲料水の何倍、何十倍もの量を必要としますので、各家庭にあります井戸水の活用は、断水時には非常に有効な方策であると認識しております。

さきの6月議会にて、井戸をお持ちの家庭の調査を検討したい旨の答弁をいたしましたので、井戸水に関する所管課の生活環境課でアンケートを実施していただきました。現在、9割方の回収率とのことですが、飲料水として使用して

いる世帯は約300世帯余り、生活用水として使用できる世帯は1,000世帯余りとの結果が出ているようでございます。

災害発生時には、行政のみの対応だけでなく地域の協力が不可欠であります。断水時における各家庭の井戸水使用につきましては、今回のアンケート結果の活用も考えておりますが、地域のつながりから、過去の災害時と同様に今後も使用させていただけると思いいますので、共助の観点からも、自主防災組織の活動の1つとして地域で対応していただきたいところでございます。

生活用水としての使用につきましては、アンケートの回収が全て終了しましてから、井戸の所有者に対し、例えば井戸水を断水時の生活用水として提供をしていただけるのかについてのアンケートを再度とるなど、どのようなあり方で災害時の対応をお願いしていけばいいのか、協力家庭の認定や標識設置の方策など、また、個人情報保護の面から、どこまでデータを活用・公表できるのかも含めて、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の御質問にお答えをいたします。

北方議員には、特に観光事業に対しまして深い御理解をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

垂水しおかぜ街道構想は、県が進める錦江湾しおかぜ街道構想の中での垂水版として、平成21年度に垂水市観光開発審議会において決定されたものであります。主な整備は、県観光課の魅力ある観光地づくり事業と連携し、新城の宮脇公園の整備、海潟の脇登の旧道の整備、海潟漁港のさくら公園の整備、垂水フェリーターミナルの駐輪場整備などが行われてまいりました。

議員から御指摘がありました柇原から浜平の区間は、宮脇公園から延長部分として平成21年度以降に着手する予定であったことは承知をし

ております。構想の中では、護岸を使ったサイクリングロードの整備や、場所によっては橋梁の建設なども盛り込まれており、37キロの海岸線を持つ我がまちにとっては、海岸線を生かすということから非常にありがたい事業であると思っております。このような事業を推進していただいております県に感謝を申し上げます。

事業の着手の優先順位に関しまして、市より観光課に申請するわけですが、市としては、21年度に宮脇公園、22年度に海潟、脇登、23年度にさくら公園、垂水フェリーターミナルの駐輪場、24年度から25年度にかけて、海潟さくら公園から荒崎に至るルートのカラ塗装の整備をお願いしている状況でございます。

この間、魅力の事業では、平成22年度に千本イチョウ園の駐車場、平成23年度に埋没鳥居展望所、平成24年度に猿ヶ城溪谷森の駅多目的広場と、しおかせ街道事業以外を行っていただいております。他の市町村と比較しても非常に多くの事業を実施していただいております。

御指摘の区間につきましては、一部、護岸の部分私有地のように使用しているということは確認をしているところでございますが、さきに説明したとおり、質問のあった区間については、現在のところ事業計画に入っていないことから、直接交渉は行っておりません。同じような場所は中俣や海潟にもありますので、今後、事業を申請する際に、こうした土地問題を解決しなければ事業の採択を得られないことが判明しましたら、担当課と連携をして、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○水産商工観光課長（山口親志） 北方議員の観光に関する御質問にお答えいたします。

まず、サイクリングステーションの自転車貸し出しの件ですが、市長の答弁でもありましたとおり、魅力ある観光地づくり事業で駐輪場を整備していただきました。事業の目的で

もありました、ターミナルに観光用のレンタサイクルを置くということは、議員御指摘のとおり、駐輪場が整備されてからの課題であります。

レンタサイクルを置くことの是非については、これまでも検討してまいりましたが、受け付け、管理の問題、置き去り、乗り捨て、交通事故、既存の交通のタクシー等への営業妨害など、さまざまな問題が発生する危惧もありますことから、実施にまだ至っておりません。

今後については、管理面からも含めまして、観光協会及びターミナルを管理する岩崎産業と、早期の配備を目指して協議してまいりたいと思います。

教育旅行の民泊家庭への支払いのための基金についてであります。9月議会の池之上議員の質問、提案にもありました。一月の間に何組もの受け入れを行われた場合、受け入れ家庭の負担が非常に高額になること、一般的な市債での対応を行っても数カ月後には必ず歳入として入ってくるということが確実であること、26年度も今年度と同規模の民泊型教育旅行が実施される予定であることなどから、財政課としっかり協議し、受け入れ家庭の負担が少しでも軽減できるような対策をとってまいります。

それから、森の駅の温泉整備と給湯器の関係であります。本日いろいろ説明しております。森の駅たるみずの宿泊施設にせつかくすばらしい冷泉があることから、冷泉を利用した温泉整備を大隅地域振興局の地域振興事業として平成24年度設計を行いまして、今年度事業で泉源の整備、貯水タンクの設備、太陽熱を利用した温水器の設置、各コテージへの配管を終え、検査も終了いたしましたので、12月中には利用できると思います。

その中で、ガスの給湯器については、各コテージに1台ずつ設置したものであります。機種を選定する際に、設計事務所を介して温泉成分表を送り、耐久性について確認を行っていただ

きました。その結果、使用する鉱泉はカルシウムと硫黄を含んでおり、金属に関しては、腐食を生じる場合もあるが、どの程度の期間でそれが発生するかは限定できませんでした。備品としての耐用年数である5年間は十分対応できる見込みとして導入いたしました。また、腐食等による他の機器に影響が生じないように、従来の温水器等とは別に独立した配管・配線を行っており、定期的に検査を徹底し、事故に備えながら、初期の部品交換などを徹底して行うことで、器具の寿命を維持してまいりたいと思っております。

以上であります。

○社会教育課長（瀬角龍平） 北方議員の社会教育関係についての御質問にお答えいたします。

まず、図書館の全祝日開館についての御質問にお答えをいたします。

垂水市立図書館は、平成23年度より、年間14日ある祝日のうち、子供の日・海の日・秋分の日・文化の日・春分の日の5つの祝日を開館をし、住民の方々の利便に供しております。5日間の祝日開館を行ってから3年目となり、利用の推移を見守ってきたところではありますが、年度別の利用者数は、平成23年度372人、平成24年度334人、平成25年度は現在のところ299人で、合計1,005人です。また、貸し出し冊数については、平成23年度491冊、平成24年度439冊、平成25年度は現在のところ420冊で、合計1,350冊となっております。

このような利用状況にかんがみ、平成26年度からの全ての祝日開館につきましては、現在、関係課とも協議を進めているところでございます。

次に、地区公民館について、垂水地区公民館主事の職務は、他の公民館と比べて事務量が多いと思うがという御質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、垂水市内には、地区公民館が9つござ

います。それぞれ地域のコミュニティセンターとして、そしてまた生涯学習や地域文化を担う拠点として重要な役割を担っていただいております。中でも、垂水地区公民館は、担当戸数が垂水市全体の約半数を占め、そしてまた振興会の数も、市全体で148あるうち47振興会を占めておりますことから、他の地区公民館と比べて負担が多くなっております。したがって、今後、垂水地区公民館の主事の事務軽減につきましては、事務量を今後、詳細に把握をし、方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） 財政調整基金についての御質問にお答えします。

財政調整基金は、経済事情の著しい変動による財源不足や、災害により生じた経費の財源など、各年度間における財源の調整を図るために、地方財政法により設置を義務づけられている最も重要な基金でございます。平成24年度末の積立額は13億500万円で、前年度より1億3,400万円の増となっておりますが、これまでの行財政改革の成果や地方交付税の回復などにより、特に平成22年度以降におきましては順調に積み立てができております。

第2次財政改革プログラムにおける財政調整基金の目標額につきましては、平成20年度の県内各市の積立額を参考に、標準財政規模のおおむね13%から15%程度である7億円としたところでございます。その背景としましては、大きな災害があった平成17年度は財政調整基金を3億5,000万円取り崩しているため、せめて2年続きの災害に耐えられる程度の基金は必要というものでございました。7億円という目標は、十分ではないものの、4億5,000万円しかなかった当時においては現実的な目標の設定であったと考えております。

その後、既に平成22年度末で目標を超える10億円の積み立てができたところでございますが、

平成23年1月に財務省財務事務所の財政状況ヒアリングがあった際に、財務指標の1つである積立金等月収倍率が全ての積立基金の合計で1.1カ月分しかなく、危険な状態であるとの指摘を受けております。当時、財務省が目安としていたのが、月収倍率の3カ月分とされていましたが、本市に当てはめれば基金全体で20億円以上が必要ということでありました。平成24年度末の積立基金の合計額は21億9,000万円で、積立金等月収倍率はちょうど3カ月分となっておりますので、当面の目安は達成したと考えております。

県内の他団体との比較では、平成24年度末の基金全体の積立額が県内43団体中27位、財政調整基金の積立額が21位となっており、本市が必要以上に積み立てができていない状況ではないようでございます。

もちろん、地方自治体の責務は住民の福祉の向上を図ることですので、必要に応じて基金を使って事業を行うことも考えております。実際に、平成25年度当初予算においても1億1,600万円の財政調整基金繰入金を計上しているところです。

しかしながら、国の状況を見ましても、地方財政の好転を受けて、地方交付税の見直し論が出ているようでもございますので、三位一体改革のときのような急激な歳入不足に対する備えは必要でございます。また、本市は、市役所本庁舎を初め、公共施設の老朽化が進んでおりますので、市民の安全・安心のためにも、市有施設整備基金を中心に今後も計画的な基金の運営が必要であると認識しております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

安心・安全のまちづくり。防災ラジオの件に関しては、総務課の課長が前向きに取り組んでいただいていることはまず感謝申し上げます。

難聴地域とか、そういうところを解消からということですがけれども、それが済めば当然、目的である全戸配布を一層力を入れて予算獲得に邁進してください。

この点はこれで終わります。

生活用水と井戸水についてですけども、これも何回も質問するわけなんですけれども、先ほど言われたように、90%調査の中で3割方が飲める水だということで、残りは生活用水として使用できるわけなんですけれども、この中で、災害時というのは停電があったりするわけなんですよ。それで、大概が今、井戸水を利用されているのは電源を使ったポンプを使っておられると思います。災害時には停電とか、またそういう水害に遭って、電気は来ておるんだけど、水没したら使えないとか、そういうのが発生すると思います。そういうのが発生したら、せっかくあっても使えないわけですよ、その生活用水、飲料水として。

古い考えというか、災害時にはどうしても近代的なそういう機器が使えないものと思っておりますので、昔ながらの手押しポンプ、これを市長、考えて、災害のときの水の確保はしていただきたいのと、また計画に乗せていただきたいと思っております。なぜこう言うかといいますと、私も前言ったと思うんですけども、実際、牛根でそのとき全然電源が使えずに、手押しポンプで集落の方から大変役立ったということも聞いておりますので、その辺をちょっと検討課題としておっていただきたいと思っております。

それと、災害時の協力家庭の認定、これは個人情報という観点もあるかもしれませんが、やはりそういう協力家庭があつてこそ、やはり災害の軽減といいますか、被害の軽減といいますか、皆さんが有効に使えますので、この認定をまず考えていただきたい。

だから、これで安心・安全については終わります。前向きに取り組んでください。

次に、観光事業について。その中で、しおかぜ街道、これ市長は今し方、何と言いましたかね、現在、事業計画になっていないと言われたと思うんですけれども、現在という言葉を使われましたけれども、これ当初はここからやる計画があったわけですよ。しかしながら、そういう違法建造物があるということで県のほうがちゅうちょしたということで、錦町のところの川の2カ所も、川が2本あるわけなんですけれども、橋をかけるというような計画まであったと思うんです。しかしながら、先ほど言いましたように、違法建物があつたからこれもできなくなつたということです。

だから、今現在計画はないと言われましたけれども、やはり観光を重視するならば、市長の地元であり、トップ交渉ということは今後考えておられないか、ちょっとその辺を聞かせていただませんか。

○市長（尾脇雅弥）経緯については、今、北方議員がお話をいただきましたけれども、もちろん私がいろんな場面で出ていくことはあるんですけれども、まずは計画に従って担当職員なり関係者が協議をして、お話をされて、最終的にいろんな形で出ていったほうがいいという場合はそういうことも検討しておりますので、そのようなことと御理解いただければと思います。

○北方貞明議員 担当課に任せて、最終的なときには私が行くと言われましたけれども、やはり地元ですから、世間話ついでにもいろいろな話ができると思いますよ。だから、そういう形で前向きにこれも、市長、取り組んでください。地元ですから。よろしくお願いします。

次に、民泊基金の件に関しては、本年度、来年度の予算で獲得するとお答えがいただければ一番いいですけれども、そういう意気込み、もう一遍お聞かせください。

ということは、この間、最後の民泊が終わつたわけなんですけど、そのときの意見交換、反

省会で、大方の方が年金生活でやっておると、ふれあい楽しいだけども、やはりそういう何回もの出費が重なれば大変だということを皆さんが言うておられます。だからこれは、これからも民泊が発展するには、その人たちの負担軽減をするためにも、ぜひ来年度は基金を積み立てます、設置しますと、うれしい答えをいただけないでしょうか。

○水産商工観光課長（山口親志）さっきの答弁は、その気持ちで答弁したつもりでおります。

○北方貞明議員 大変ありがたい言葉を、二重丸をいただきました。ありがとうございます。

森の駅の給湯器なんですけれども、鉱泉を使用して、鉱泉は、給湯器は中のパイプは銅パイプで、そういう鉱泉とかそういうのでは大変腐食が進むと聞いております。道の駅でしたか、あのときはスケールと言いましたけれども、今回もスケールでしょうけれども、スケールがたまったり、そしてまた腐食すれば、ピンホールですか、小さな穴があいてそこから吹き出すというような危険性もあると聞いております。

その辺のところは十分検討されて、そういう設置されたと思えますけれども、私がこの間、ある民間の方から資料をいただいております。それで、私は今、鉱泉という言葉を使っております。この資料の中には温泉という言葉で述べておるんですが、給湯器には温泉水は使用しないでくださいというようなことも、これは温泉水と書いてあります。温泉水には使用しないでくださいと、そういうことを書いてあるんですけれども、温泉といたら、温泉と冷泉があるわけなんですけれども、温泉という言葉でいけば、25度以上が温泉かな、でしたかね。間違つたらごめんなさい。それで冷泉がその下、15度かどうか知りませんが、そういう分け方があつたと思うんですけれども、猿ヶ城の場合は冷泉ですよね。これには温泉と書いてあるんですけど、冷泉でも大丈夫というようなお墨つきが出

たんでしょうか。

○水産商工観光課長（山口親志） 先ほども申し上げますとおり、検査も終了しまして12月中旬に稼働の予定であります。まだ稼働しておりません。ただ、そうした中で、給湯器に冷泉をとということで心配はしておりますが、成分を少し調査してみましたが、厚生労働省が定めます飲用水の基準と比べましても、基準内の成分がほとんどでありますということ、それと日常的な使用頻度が低いことから、備品としての耐用年数の5年の耐用は十分できるということで決定をして、導入させていただきました。

ただ、そのような指摘をいただきましたので、運転の前に再度もう1回、うちの課もですが、設計をしていただいたところともう1回、再度そのあたりは協議をして、対応をさせていただきますと思います。

ただ、1回目でご答えましたとおり、そういったことが懸念されるようであります。先ほど申し上げますとおり、きっちりと定期検査やそういった検査等を実施していきまして、それと配管も今2つにしておりますので、そのあたりの予備の対応はできるかと思います。再度もう1回、検討をいたし、今の質問に対応していきたいと思っております。

以上です。

○北方貞明議員 事故のないようにしていただくために私もこういう質問をしておるわけなんですけれども、ちょっとつけ加えますけれども、この対策として軟水器を取りつけたら事故防止もできるんじゃないかと、軟水器を取りつけたらそういう問題点も解消するんじゃないかというふうな注意書きもここに書いてありますから、参考にしていただけたらと思っております。

次に、図書館。祝日開館に向けて努力されていることは十分わかっておりますけれども、今、それこそヒアリング中ですから、祝日開館すれ

ば雇用の面で費用もかかると思います。そういう面でヒアリング中ですので、ぜひ獲得してください。それも応援しますので、獲得してくださいよ、お願いしますよ。

主事さんのことですが、1つだけお聞きしたいんですけども、今現在、垂水の全公民館の主事さんには、社会保険等のそういう扱いはどのようになっているんですかね。以前聞いたところによりますと、何年か前か知りませんが、そういう主事さんの中で、そういう社会保険が欲しいなという人もおれば、いやいや、そんなのは要らないというか、必要ないというか、そう言われたというのもちらっと聞いておるんですけども、それらを兼ね合いして、今後、主事さんの社会保険制度的なことはどのように考えておられるか、ちょっとお聞かせください。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、北方議員の2回目の御質問ですけれども、社会保険等の福利厚生についてだと思いますけれども、今現在、これまで、公民館主事につきましては、発足当時から、国民年金そして国民健康保険の加入対象者としていらっしゃるところでございますけれども、今御質問がありましたように、いろいろな御意見がございます。そういうことから、今後、ほかの市町村の公民館主事の勤務形態、そして手当の支給方法、今申し上げましたけれども、社会保険とか年金の措置状況等を調査の上、検討をしてみたいと思っております。その中で、電話確認でしたけれども、19市の中でもそれぞれまちまちの状況であるようでございます。今後、今申し上げましたように、ほかの19市等を調査の上、検討をしてみたいというふうな思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 他の市の調査、対象にしてと、それはいいんですけども、やはり独自でしょうか。我がまちはこれでいくとかいうふうな方式

で、他の方式を勉強されるのも結構ですがけれども、まず独自の考えを示していただければ一番いいと思ったんですけれども、仕方ないかなと、今思っております。前向きにこれも取り組んでください。よろしくお祈りします。

その点は終わります。

次に、財政基金について。基金、市の貯金が多いのは本当にいいことなんです。私もお金があるほどいいです。ないよりあったほうがいいです。けれど、お金はやはり生きて使ってこそ、金の値打ちがあると思います。ためるのも結構です。けれど、ここまでたまったというのは、裏を返せば市民の辛抱があったからこそと思います。だから、還元する意味でもこういう、皆さん方には辛抱したけれども、目標の倍近くお金が、基金がたまったんだというようなのも発信していいと思います。市報で発信はされておりますけれども。

今まで、市民は、けさ方も誰か言いましたよね、同僚議員が。金がない、金がないと、合併のあれからマインドコントロールされて、ないものと思っておる人も多いです。それじゃなくて、皆様の辛抱のおかげでこれだけためましたと、今度はこれぐらい皆さんにお返ししますよと、そういうような発信もいいと思います。市長、市長が使いやすいように私は言うておるんですから、そういうような発信も結構じゃないかなと思います。

それで、例えば振興会の要望とか福祉関係、弱い立場の人とか、また教育関係では将来を担う青少年のために大いに使っていただきたいと思うんですが、そういう気持ちがちょっとでもあれば、市長、お願いします。

○市長（尾脇雅弥） まさしく同感でありまして、そういうつもりでこれまでやりくりしてきたところであります。やはり一定の財がないと、なかなかいろんな事業を展開するにしても難しいわけですので、当時、平成の合併が、し

ないという選択肢を垂水がしたときの状況から比べますと、今、北方議員がおっしゃったような、市民の皆さん、特に御理解をいただいて、役所の職員、議会の皆さんも、砂をかむような思いでこの約10年近くを取り組んでいただいたというふうに思っております。

そのおかげさまで一定の財を蓄えてきつつありますので、ただ、先ほど財政課長が申し上げたように、これまでと比較してということでありまして、他市町村、あるいは今後の状況もいろんな形で支出が出てきますので、その辺も踏まえながらしっかりと対応をしていかなきゃいかんというふうに思っています。

当時、昨年の中ぐらいでしたでしょうか、けさ川越議員の質問がありましたけれども、業界の皆様方と意見交換を11月ぐらいにさせていただきまして、市長、公共事業をいっぱい出してくれというような要望がありました。全く私自身もそういう気持ちでありましたけれども、当時、民主党政権の中で「コンクリートから人へ」というところで、国の予算としてもやっぱり半分ぐらいに減っておりまして、我々が単独でやってもなかなか投資対効果という意味で難しい面もございました。ただ、政権が変わりまして、アベノミクスの効果もありまして、いろんな経済対策事業もありまして前年比230%、さらにはいろんな業界の皆さんにおいても、100%隔々までということではありませんけれども、ある程度状況に来ているということを考えております。

ほかの分野に関しても、福祉でありますとか、いろんなこともやらなきゃいけないことはいっぱいありますので、貴重な財源をどういうふうにして有効に活用していくのか、また、新庁舎の建設でありますとか、老朽化したものの建てかえとか、いろんなことがありますので、その辺のものを精査して、優先順位を考えながら、また議会の皆さんに御提案申し上げて、少しで

も生きたお金という形で有効活用していきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 これで質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） 次に、6番堀添國尚議員の質問を許可します。

〔堀添國尚議員登壇〕

○堀添國尚議員 執行部の皆さんも、議員の皆さんも御苦労さまです。私がきょうは最後になるかと思いますが、しばらくの間よろしく願ひいたします。

早速ですが、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました案件について質問しますので、簡潔で明確なる答弁をお願いいたします。

まず最初に、人権擁護委員制度についてであります。

垂水市の定員は6人で、現在3人が活動していて、定年が75歳と聞いております。相談内容は複雑多岐であると思われるが、現在の3人で対応は十分であるか。十分であるとしても、委員の年齢がどのようなものであるかわからないが、定年が来た場合、3人が2人になり、経験不足であったりして戦力が落ちるおそれがあると思われる。ここが問題点であり、今後の対策が必要となってくるが、今後の対策はどのように考えているか、お尋ねいたします。

2番目に、市営住宅について、伺います。

いろいろ問題点があると思います。今回は、2階建て以上の建物の安全性のため、手すりを設置することが必要であると思います。設置の状況と今後の対策はどのように考えているか、お尋ねいたします。

また、屋根がスレートぶきの住宅が数カ所あります。ことしの夏は一段と暑い夏でしたが、部屋は物すごい暑さだったのではと思われます。部屋に何らかの断熱を施す必要があると思われます。安全性と居住性の向上というこの2点に

ついて、お尋ねいたします。

3番目ですが、国道220号の今後の整備計画ですが、中央より南のほうはほとんど整備は終わりに近づいてきたように思います。中央より北のほうはまだ道半ばという感じがします。海潟トンネル、牛根麓、辺田、上ノ原、二川、境地区の今後の計画をお知らせください。

また、雨量によって通行が制限されるところがあります。道路が整備されても、この問題が解決しなければ、牛根方面の道路の整備は未完成であるといっても過言ではないと思いますが、この点についての取り組み、今後の対策についてどのようなになっているか、お尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終わりますが、答弁の内容によっては再質問いたします。ありがとうございました。

○市民相談サービス課長（森下利行） 堀添議員の人権擁護委員制度についての御質問にお答えいたします。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として昭和23年7月に発足し、現在約1万4,000の方が法務大臣から委嘱されております。また、委嘱につきましては、市町村長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者を選び、議会の意見を聞いた上で法務局へ推薦を行っているところであります。

次に、人権擁護委員の活動でございますが、人権相談に応じるため市民館や牛根、新城地区公民館において実施しております特設人権相談所の開設や、小学生を対象にした人権教室の開催のほか、市民一人一人の人権意識を高めるための啓発活動に取り組まれております。年間の相談件数は約40件程度であります。3名の委員の方は人権擁護委員としての経験も長いことから、市民からの相談には十分対応できている

と思われまして。

しかしながら、議員御指摘のとおり、近年、人権に対する相談は、市民の権利意識の向上、社会生活の複雑化、価値観の多様化などを反映して、相談内容は多岐にわたってきており、人権擁護委員として委嘱されてもすぐに対応できるものではなく、相談者からの聞き取り能力や、的確なアドバイスなどを行うためには、実務経験を積み上げてからこそできるものだと考えております。

現在委嘱されている委員の中には、ここ数年で定年を迎えられる委員の方もおり、市としましては、人権啓発活動の一層の推進体制の充実や、複雑多様化する人権問題に適切に対処するためにも、識見が高く、人権擁護について理解をしていただける人がいらっしゃいましたら、議会の皆様方の意見を伺いながら、法務局へ推薦してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 堀添議員の市営住宅の安全性と居住性の改善についての御質問にお答えいたします。

まず、手すりの設置状況について、お答えいたします。

現在、4階建て市営住宅の海潟団地、元垂水団地の3号棟、旭町団地、下宮団地の4棟には、共用階段に手すりを設置してありますが、まだ設置していない団地、第2牛根境団地、城山B団地、元垂水団地の1号棟、2号棟につきましては、今後も、安心・安全を考慮して、毎年1団地につき1棟ずつ設置していく計画でございます。また、2階建ての団地の内部階段につきましては、既に設置済みでございます。

次に、市の所有している公営住宅及び定住促進住宅の全てにつきましては、平成24年度に公営住宅に対するニーズや財政状況を考慮しながら、既存の公営住宅を効率的に活用して、将来にわたって安全で快適な住まいを確保していくため、

団地別、住棟別の活用を定め、長期的視点に立った公営住宅の整備、維持管理を実現することを目的としているところでございます。

この計画では、市営住宅の状況を把握し、予防保全的な観点から、適切な修繕・改善の計画を定め、長寿命化のための維持管理による更新コストの削減と事業量の平準化を目指しています。また、建てかえ、集約化等を図る市営住宅については、従前居住者の状況や事情に配慮しつつ、効率的な活用プログラムを策定しているところですが、計画期間が10年と長いために、御質問の屋根がスレートぶきの市営住宅の断熱対応策も含めまして、工法や事業費等の問題もございますので、その間の維持修繕につきましては、状況に応じて対応していかなければならない問題だと考えているところでございます。

続きまして、国道220号についての御質問にお答えいたします。

一般国道220号の道路整備促進につきましては、毎年大隅河川国道事務所、九州地方整備局、国土交通省及び国会議員の先生方に、市長及び市議会国道特別委員会を代表しまして議長連名による要望書を提出させていただいており、整備促進が図られているところでございます。

具体的にこのことではございましたが、大隅河川国道事務所へ確認できました内容でお答えいたします。

現在、国道220号の垂水区間におきましては、6つの地区がございますが、その中で早崎改良、これは脇登から早咲大橋起点区間と、新城拡幅柘原地区でございますが、につきましては、平成25年度で完了する予定とお聞きしております。

その他の地区でございますが、牛根麓・辺田、二川、牛根境の3地区につきましては、全て歩道整備工事を実施中とのことではございます。

各地区の整備状況を説明しますと、宮崎小路地区につきましては、平成24年度に用地調査や境界立ち会いなどが行われまして、現在は用地

取得の交渉を始められているとのことでございます。

牛根麓・辺田地区でございますが、平成23年度に海側の歩道整備が完成し、平成24年度から山側の用地調査や境界立ち会いなどに着手され、本年度は一部で拡幅のために家屋の解体作業が始まっているようでございます。

二川地区につきましては、既に山側の歩道整備が完成しておりますが、海側につきまして、辺田地区同様、拡幅のために家屋の解体作業や移転が始まっているようでございます。

最後に、牛根境地区でございますが、海側の歩道整備から着手され、解体作業や移転が終了した箇所から工事着手され、一部につきましては完成しているようでございます。

なお、次年度以降の整備計画でございますが、予算成立後に公表を行い、とのことございましたので、議員におかれましては御了承いただきたいと思っております。

次に、遮断機の撤去でございますが、現在は2カ所設置してありまして、1カ所は浮津地区、もう1カ所は本市と霧島市の市境付近に設置してあります。この間約4キロメートルでございますが、議員も御存じのとおり、連続雨量200ミリで通行どめとなります。この交通規制を解除するためには斜面の防災工事が実施される必要がありますが、用地問題で事業が推進できない状況でございますので、議会国道特別委員会の皆様方のお力もおかりしまして、事業着手ができるように努力していきたくと考えているところでございます。

なお、一般的に遮断機を撤去するためには、斜面の防災工事完了後、一定期間斜面の安定状況を確認し、専門家の意見を聞くという手順が必要とのことがございます。

以上でございます。

○堀添國尚議員 人権擁護委員の問題だけど、75歳になったら定年になるわけでしょう。今3

人おって、2人になって、熟練と経験が必要なわけだから、75歳の人が定年になって新しい人を入れても、戦力は落ちるわけだから、それについてはサービス課のほうでは今後、改善するように取り組むということでよろしいですね。（発言する者あり）はい、よろしく願いたします。

それでは、土木関係について、市営住宅のこのことなんですが、いろいろありますよね。もう入居を断って建てかえるんだとか、そういう場所とかありますね。それと、今、「ももや」の前にあるスレートぶきとか、下宮とか、今の垂高の近くのあそこはそういうわけにもいかなんでしょう。現実には満杯なはずですよ。そうすると、あなたも認識していらっしゃるのとおり、先ほど川畑議員も、ことしの夏は暑かったということでした。記録としてもそれはもう記録的なものだったですよ。そういう中で、あそこの中に入っている人たちはすごい暑さだったと思うんですよ。

それについて長々と説明されましたけど、簡単に言えば断熱材を施すのか施さないのかと、そういう質問なんですから、そこを前向きに考えられたら、やりましょと、それこそ安心・安全、住んでよかった垂水市ということがうたい文句になっているわけだから、当然の答弁としてはそういうふうに出てくると私は想像していたわけですよ。だけど、後ろ向きで前に進むような答弁じゃないですか。

しかも、高齢の方が多いですよ。行ってみればいろいろあるの、炊事場が、その土台がもう崩れているからとか、いろいろ窓も、戸を自分たちで修繕したとかあるんです。だけど、今回のこの質問は、この屋根の塗装に限って私は質問をしているんです。2回目の答弁を求めます。

国道のことについては、道路の整備については、まだ国交省に聞いたほうが答弁はわかりやすかったです。それはもうそれでいいです。大

体あなたのおっしゃることと私が聞いたことと一緒にですから。

遮断機の件ですけれどね、2カ所ありますよ。牛根の境のほうと、先のほうにですね。どこが用地買収に支障を来しているんですか。

この2点について、スレートぶきの断熱材と、この遮断機の解除に向けての用地買収が困難なところ、どこなんですか。先のほうですか、手前のほうですか。

○土木課長（宮迫章二）まず、その市営住宅の断熱材の対応ですけれど、先ほども申しましたけれど、現在、市営住宅の長寿命化計画ということで、市内全域の市営住宅について建てかえか修繕か用途廃止かということで、している中で、計画期間が10年ございますので、今言われます断熱対応につきましても、それとは別に維持管理をしていかなければならないということで、今、やるということは答えられませんけれども、検討はしていきたいというふうに考えております。

それと、遮断機の問題でございますが、手前のほうが浮津港の横でございます。それを曲がって急傾斜が続いているわけなんですけれども、その防災工事をするという計画になっておりますけれど、その用地の関係がまだ承諾をもらえていないという状況でございます。

以上でございます。

○堀添國尚議員 ちょっと前向きになってきたですね。検討しますということは、やりますということをも前提にしての検討だと思いますので、そういうふうに理解してよろしいですね。

それと、今の遮断機の浮津のところですね、その用地買収が難しいというのは、もう皆さんがいろいろ対応されてみて不可能なような感じがするのであれば、ハマダタイヤのほうへ私はトンネルを通したほうが早いと思うんですよ。そこらあたりをどういうふうにお考えですか。

○土木課長（宮迫章二）この問題は、国道220

号の関係でありますので、また特別委員会や国道のほうに要望という形になりますので、ちょっと即答は避けたいと思います。

○堀添國尚議員 先輩議員が私に行けというふうにおっしゃいますけれど、トンネルのことは大きな問題でもあるので、また市長のお考えもあろうかと思えます。これはこれでいいです。

スレートぶきの屋根については、市長のほうも積極的に主管課を応援をしていただきませうようお願いいたします。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森 正勝）今日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（森 正勝）次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（森 正勝）今日は、これにて散会します。

午後4時55分散会

平成 25 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 25 年 12 月 11 日

本会議第3号(12月11日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長	北迫一信	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年12月11日 午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（森 正勝）それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、8番持留良一議員の質問を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、一般質問を行っていきたいと思います。

昨日は12月10日、世界人権デーの日でありました。私は、2つのことでこの人権デーを改めて考えるべきだなというのがありました。

1つは、特定秘密保護法の問題であります。この問題でもやっぱり基本は人権と民主主義の問題、このことが非常に叫ばれた問題であり、その後も、法案が通った後も国民の方々が、今度は廃止に向けて大きな動きが強まっています。それだけやはり人権ということが大きくこの問題で国民に提起されたんだろうなと思います。

もう1つは、垂水のフェリー乗り場のところに鹿屋支援学校の子供たちが作品を展示しています。見られた方も多いかと思いますが、大変力作というか、子供たちの生き生きした姿が映っていました。しかし、彼らをめぐる問題はなかなかまだ、人権の問題も含めて解決されない点が数多くあります。そういう意味で私は改めてこの問題、12月10日に当たりまして人権の問題をみんなとともに考えていかなきゃならない、そういう日だったなというふうに思います。ま

たこれを契機にしながら、その点もしっかり考えていかなければならないと思います。

それでは、通告に従い、議長の許可もいただきましたので、質問に入っていきたいと思いません。

先般、2014年度予算編成に当たっての申し入れを行いました。その中で、日本経済や地方経済の危機を打開し、健全な成長への好循環をつくるためには、消費増税をやめ、国民の所得を引き上げるなど、国民生活を直接応援することが必要と訴えました。来年4月には消費税の大増税を狙い、生活保護の改悪を初めとした医療、介護、年金などの社会保障の大幅な改悪、TPP参加交渉、原発の再稼働・輸出、憲法9条を狙った憲法改悪など、政治の暴走が始まっていると指摘をし、これらは全て市民生活に多大な影響を与え、さらに市民生活が悪化することが懸念されると訴えました。大事なことは、国民が主人公の政治への変換が求められている、そのために地方自治体は、このような国民いじめの政治から市民生活を守る役割を今こそしっかりと果たすべきではないかと、このように訴えたところであります。

そこで、最初の質問は、市民生活を守るために、来年度予算の基本的なあり方として、暮らし、福祉優先にすべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

2点目は、消費税の増税による市民生活への影響をどのように認識されているか、伺います。

さらに、一昨日の国会で強行採決された社会保障改革プログラム法ですが、国民の命と健康、生活を支える土台である社会保障の根幹を揺るがし、国民に自重を強制するものと考えます。この法の市民生活への影響について伺います。

今後、市民生活は新たな負担増と、年金など給付削減で大変深刻さを増していくと考えます。そこで、市として何ができるかです。それは行政の責任と役割をどう発揮するかが問われてい

るからであります。行政は、法や条例等でできることは自治体の責任として市民の暮らしを守り、支えることではないでしょうか。

そこで1点目は、昨年の6月議会で提起し、具体化を図ると約束された、税等が減免できる「公私の扶助」とは何か、どのように活用できるか、その後の経過も含めて伺いたいと思います。

市の条例にも、公私の扶助で減免できると記してあり、総務省の見解は、修学援助や児童扶養手当など、低所得者を対象としての制度を受けている人が対象としています。

2点目は、「非婚の母」のみなし寡婦控除を適用の取り組みについてです。9月最高裁が、「寡婦控除の適否が、婚姻届を出したか出していないかで不利益を生じるのはおかしい」と判決を下し、この判決を受けて、全国の自治体でものみなし寡婦控除の適用が進んでいます。法改正を待たず、寡婦とみなし、適用することが、判決や憲法14条、個人の尊厳、法のもとの平等の立場からも、またこれらの人々の暮らし、生活を守るためにも求められています。見解を求めたいと思います。

3点目は、積極的かつ早急な対策として一貫して求めている子育て支援対策についてです。特に経済的支援は緊急性があり、具体的かつ早急な取り組みが必要です。このような点から、どのような施策を検討されているのか、見解を伺います。

次に、地域経済活性化対策の目的を持って本年度スタートした住宅リフォーム助成制度の今後の方向性について、伺います。

そこで1点目は、予算の執行状況と経済効果はどうであったか。

2点目は、地域活性化、雇用と仕事おこしのためにもさらなる予算、特に補正予算での対策が必要と考えますが、見解を伺います。

地域活性化対策として、今回は、商店版リフ

ォーム助成制度を提案したいと思います。全国でも住宅リフォーム助成制度と抱き合わせて実施している自治体もあります。「垂水市でも支援制度があれば」の強い声があります。この制度の創設で商店も地域も明るくし、活性化と、集客力を図るためにも検討が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、福祉行政について、2点伺います。

最初は、生活保護行政についてです。

全国で生活保護申請者の親族に、扶養義務がほぼ受給の要件であるかのような扶養照会書や親戚の資産などを調査する扶養届書を送付している自治体が国会でも問題になりました。このことは、行き過ぎた調査であったり、申請権の抑制につながるということで大きな問題になった点であります。生活保護法の関係からも問題と考えます。

そこで、この問題に対して、1つは、11月8日付厚労省の事務連絡の内容について。2点目は、本市の内容及び実態。3番目は、「保護のしおり」等に明記されていなかったか。あったのであれば、今後の対応について回答を求めたいと思います。

2点目は、介護保険の問題です。

厚労省は、要支援者向けの介護サービスを全て廃止し、市町村の事業に丸投げする方針でしたが、市町村や利用者から批判や意見が相次ぎ、撤回しました。しかし、訪問介護、通所介護をあくまでも市町村に丸投げする方針です。このままでは保険あってサービスなしがさらに進むことになります。公的保険として存在意義が問われる事態であります。全国町村会では、サービスに格差が生じないよう国が責任を果たすようにと決議を大会で採択をしています。

そこで、訪問・通所介護の受け皿はあるのか。

2点目は、「訪問介護、通所介護の切り捨てをやめ、要支援サービスの拡充を」と国に求めるべきではないかと考えますが、見解を伺いま

す。

3点目は、さらに、必要なとき必要な人が必要なサービスを受けるための対策は不可欠です。それを保障するために利用料の軽減制度があります。本市も、介護保険施行規則で居宅介護サービスの負担軽減制度を持っています。全国では、低所得者への利用料の軽減対策は、特別の事情という形で取り組まれ、高齢者の生活を支援しています。これは、社会で支え合う介護保険の目的に合致する取り組みです。これまで対策を求めています、生活がさらに困窮する中、配慮ある対策が必要ではないでしょうか。見解を求めます。

次に、環境行政について伺います。

環境基本条例案が提案されましたが、条例の目的を達成するためには実効性ある条例案にする必要があります。そこで以下の点について見解を伺います。

1点目は、公共施設の整備等の推進。市は環境の保全のため公共施設の整備その他事業を推進するために、必要な対策を講じることが必要ではないでしょうか。

2点目は、年次報告、報告書の作成と公表。市民がチェックでき、情報の公開をする、そしてやはり環境の状況を知ることができる。そういう意味でも、市の責任をこの点で果たすことができる点であります。計画に基づき実施された施策の経過状況を明らかにすることが大切ではないでしょうか。

3点目は、国の位置づけです。国及び地方公共団体と緊密な連絡のもとに協力し、その推進に努める。このことがやはりなければ私は問題だと思えます。

また、財政上の問題として、施策を推進するためにはやはり財政上の措置が必要であります。そしてまた、市民や業者への支援のためにも財政的支援、これはしっかりと条例で明記する必要があると思えます。

また、最後の点では、開発事業等に係る問題、いわゆる環境への配慮ということで、これは実効性ある条例を保障するために欠かせない点だと思いますが、見解を伺いたいと思います。

次に、教育行政の問題で、学力テストの学校別の結果を教育委員会の同意を得て公表することを国は認めました。公表は、数値のみの公表は行わないことや、学校側との相談など一定の条件がつけられています。しかし、学校別公表は、子供と学校の点数競争をさらに激しくし、教育を一層学力テスト対策偏重でゆがめることになりかねません。教育研究者の多くが、豊かな学力を形成することの妨げになると指摘もしています。今、大事なことは、子供たちに豊かな学力を保障するために何に取り組むかです。教員をふやしたり、1クラスの人数を減らし、目が届くようにすることではないでしょうか。

そこで、公表による問題の認識についてと、公表の判断の方向性について伺います。

最後に、農業行政で、農地中間管理機構法について質問いたします。

この法は、国会で議論中でしたが、昨日の臨時国会での最終盤に採択をされ、法律としてこれが今、動き始めています。その内容は、財界代表の委員が多い規制改革会議などの議論を色濃くしたもので、農業や農地のあり方を根本から揺るがしかねない問題があると思えます。

農地中間管理事業は、離農者などの農地を借り受け、必要な場合には基盤整備を行い、その農地の利用を希望する農業経営者に貸し出すことが主な内容で、それを県に設置される機構が実施するものです。

政府は、この事業で農業の大規模化や農地利用の効率化、高度化を促進するとしています。しかし、地域の共同で維持されてきた農地・農業・農村に企業的論理を持ち込む懸念もあり、そのことで農村の崩壊を決定的に広げずにはおかない問題も出てくると考えます。そもそも、

農地の管理を農業委員会に委ねてきたのは、農業者や住民による自主的な取り組みがふさわしいからです。農地の実態や特徴を無視し、それに精通した農業委員会を排除し、農地の集積や有効活用が進むはずがありません。

そこで伺います。

この法で地域農業の振興につながるのか。そしてまた、地域農業を排除することにならないか。条件の悪い農地を切り捨てることにならないか。地域の権限、市や農業委員会の権限を奪うことにならないか。以上の課題や問題点があると考えますが、どのように認識されているか、見解を伺います。

不十分な点については、再質問をしたいと思います。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

来年度予算の考え方についての御質問にお答えします。

平成26年度予算の編成方針につきましては、11月1日の課長会で全課に示したところですが、総務省の地方交付税に係る概算要求の状況、本市の歳出の見込みなどを考慮して、各課に十分な検討を尽くした予算要求をお願いしたところです。

予算編成上の基本方針では、安心・安全な垂水のまちづくり、6次産業化と観光振興、子育て支援、高齢者対策、人口減少問題対策の4つの政策を重点施策としております。

市民の暮らし、福祉の予算につきましては、子育て支援、高齢者対策として重点施策としているところでもあり、本市の喫緊の課題と認識しておりますので、元気な垂水づくり事業のためにもこれらに対する予算編成を行いたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） おはようございます。

持留議員の御質問にお答えをいたします。

消費税は、法律に基づいて安倍総理が、来年

の4月には5%から8%への引き上げを10月1日に最終的判断をされました。

消費税の引き上げ自体は、私は、昨今の日本の経済情勢や社会保障のあり方などを総合的に判断すると、日本の長期債務の状況等から見て、世界の資本市場が揺らぎますので、そういう意味ではやむを得ないのではないかと考えております。

政府においては、12月5日の閣議において、来年4月の消費税増税の影響を和らげる狙いで、家計への現金給付や公共事業など効果の出やすい施策を盛り込んだ経済対策、5.5兆円の対策を決定しております。

この経済対策の内容を見てまいりますと、暮らしの部門においては、低所得者に対する1万円から1万5,000円の給付、住宅購入者に最大30万円の現金給付、中等所得者の子育て世代に児童手当の子供1人当たり1万円の上乗せなどが盛り込まれております。また、企業・雇用の分野においては、中小企業向けものづくり支援、女性・若者の雇用拡大、経済的な理由で就学が困難な生徒への教育機関確保の支援や保育所整備など、待機児童対策などが示されております。

さらに、経済や安全対策の分野においては、老朽インフラ整備など防災・減災対策、道路・トンネル・橋などの緊急的な補修、学校施設の耐震化、農業の大規模化や農産物の輸出促進などが主な中身となっております。

市民生活にどのような影響を与えるかということではありますが、それは、これらの全ての経済政策等の施策がどのような効果を示すかについては、実施の段階からその影響について今後、見きわめていかなければならないと思っております。

ただし、小売業や観光業については、3%をコストに乗せるのがなかなか難しいという、そういう面もあるかと思いますが、全体的に、よりスリム化し、ないしは効率化することによつ

て乗り切っていかなければならないという課題があるとも考えております。

もし本市において何か必要なことがあれば、それなりに対応してまいりたいと考えておりますが、今のところ、国において5.5兆円のいう相当規模の経済対策を講じるということもあり、また、地方自治体の負担や民間企業の投資など合わせた事業規模は18.6兆円にも上るようでございますので、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

消費税の引き上げ自体については、こういう国の大きな判断でもありますので、やむを得ないという面が強いのですが、ただ、消費税がふえることによって交付税が減るとなると、私どものような地方自治体は交付税減額の影響のほうが、より負担が重くなる可能性があります。もしそのようなことになってしまうと、自治体で独自に行っている市民生活へ直結する各種施策の実施に影響が出ることは必至であるからです。消費税の平準化機能や財源の均等配分機能よりも、交付税の減額の影響のほうが強く働きますので、私どもは、地方交付税の拡充・強化や地方自治体の財政格差の縮小について、市長会などを通じて国に対して何度も要請してきております。

そういう意味では、政府が先日、自治体に入る法人住民税のうち、年約6,000円億円分を一旦国が集めて、財政力の弱い自治体ほど手厚く配る地方交付税に振り向ける方針を固めたという報道もありますことから、まず、具体的にどのような形で最後のフレームができ上がるかというのは、その点についてしっかりと見守ってまいらなければならない問題であると考えております。

以上でございます。

○市民課長（白木修文）「社会保障で新たな負担は」についての持留議員の御質問について、市民課所管に関します部分についてお答えしま

す。

今国会で成立しました、今後の社会保障制度改革の全体像や進め方を示します「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」、いわゆるプログラム法によりますと、医療保険制度関連で新たな負担となるものは、高額所得者の保険料の引き上げ、特例措置で1割に据え置かれている70歳から74歳の窓口負担を2割に引き上げ、高額療養費で高額所得者の負担増の見直しなどが規定されております。

この中で、高額所得者の国保税課税限度額のうち、後期高齢者支援金分が14万円から16万円へ、介護納付金分が12万円から14万円へそれぞれ2万円の引き上げが、後期高齢者医療の賦課限度額も55万円から57万円へ2万円引き上げが、来年の4月から予定されております。

また、70歳から74歳の窓口負担は、来年4月以降新たに70歳に到達した人から段階的に2割に引き上げられる予定です。さらに、高額療養費の高額所得者の負担限度額の増の見直しが平成27年1月から予定されております。

今回のプログラム法とは関係ありませんが、現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準となっているため、平成24年度の法律改正で、平成25年10月分以降として支払われる年金額は、4月から9月までの額からマイナス1%となりました。今後は、平成26年4月マイナス1%、平成27年4月マイナス0.5%の改定が行われる予定でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 社会保障制度改革プログラムについての御質問にお答えをいたします。

先ほど市民課長が説明をいたしましたプログラム法の中で、介護保険分野につきましては、2014年度法改正、2015年度実施を目標として、3つの改革が提案をされております。1つ目が、

要支援者向けサービスを市町村事業とする案、2つ目が、特別養護老人ホームの入所要件の厳格化、3つ目が、高所得者の自己負担割合を1割から2割とする案でございます。

具体的な内容につきましては、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会で議論されておりますが、1つ目につきましては、当初は予防給付全般を移行するとしておりましたが、利用者に配慮し、訪問介護とデイサービスだけを2017年度末にかけて移行させるとする案でございます。

次の特別養護老人ホームの入所基準は、これまで要介護1から入所できた基準を要介護3からとする案が示されております。

最後の自己負担割合を1割から2割とする案は、一律1割としている自己負担割合を、各人の所得金額に応じて変化させる応能負担原則を導入しようとする案が示されております。

以上でございます。

○税務課長（北迫一信） おはようございます。

持留議員の市民の暮らしを守る対策に関する御質問の中の「公私の扶助」の具体化についてお答え申し上げます。

平成24年6月定例会の一般質問におきまして、生活支援対策に関する公私扶助の考え方と運用についての御質問がございました。この御質問に対し、市税条例等の条文に公私扶助の文言があるが、減免対象となり得る公私扶助についての定義が明文化されていないため、取り組む必要がある。また、延滞金の減免に関し、減免割合等に関する規定の調査を進め、規則もしくは要綱の制定に努める旨の回答をいたしております。

そこで、公私扶助の定義につきましては、1980年3月21日の衆議院地方行政委員会において、当時の自治省税務局長の答弁を参考とし、内規として定めるよう整備を進めているところでございます。

また、延滞金の減免につきましては、鹿児島市以外、県内17市について調査を実施した結果、延滞金に関する条例を制定し、減免規定がある自治体が2、条例制定はしていないが規則で定めている自治体が2、その他の自治体は延滞金の減免規定を廃止しているという状況でありました。

議員から、垂水市に合った形での公私扶助の範囲を決定すべきとの御指摘をいただきましたが、調査結果を踏まえると、延滞金の減免規定を廃止している自治体が多いこと、規定や規則があっても減免割合を規定していないことなど、さらに検討すべき課題として現在に至っております。

ただし、現時点では、市税条例の22条に延滞金の減免を規定しておりますことから、申請書様式につきましては、本税の減免申請をもとに作成いたしております。現在まで申請はございませんが、提出された際は、条例に基づき精査を行い、適正な執行に努めたいと考えております。

なお、本制度の周知につきましては、これまで同様、「納税のしおり」、市のホームページ等で掲載してまいります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 「「非婚の母」にみなし寡婦控除適用へ」との御質問にお答えを申し上げます。

平成25年9月8日、婚外子の遺産相続に係る最高裁判決において、法のものとの平等に反するとした違憲判決がなされ、今月5日にはその規定を削除する民法改正案が可決・成立したことは承知しております。

「非婚の母」に関する寡婦控除につきましては、さまざまな形で議論されておりますが、個人住民税の課税所得がさまざまな算定基準として用いられている場合があります、非婚の母が寡婦控除の適用を受けられないことにより、個人住

民税のみならず、ほかの制度においても、寡婦と比較して非婚の母の経済負担は重くなるような事態が発生するというこのようでございます。

私の重点施策の大きな柱であります子育て支援は、心豊かな人間性を持った親として育てるために、子供だけでなく親や家族とともに育っていける環境づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

そこで、本市の状況を申しますと、母子世帯は全体で179世帯、うち非婚世帯は7世帯であると担当部署から報告を受けております。全国的には、事業を限定し、みなし控除の適用をしている自治体もございますので、本市といたしましても、他市の動向を調査の上、関係課との協議を重ねながら、研究してまいりたいと考えております。

また、今回の件に関しましては、税法上の問題でありますことから、国に対し、九州市長会として要望いたしているところでございます。

○保健福祉課長（篠原輝義）本市の子育て支援策の充実についてでございますが、今年度同様、来年度も引き続き、児童手当や児童扶養手当の支給、乳幼児等医療費、ひとり親家庭医療費の助成等の経済的支援や、保育所における延長保育、一時預かりなどの各事業、乳児家庭全戸訪問や放課後児童クラブ事業など、子育て世代が安心して子供を産み育てやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

さらに、昨日、川越議員の質問でもお答えしましたように、子供の医療費の負担軽減を図るための乳幼児等医療費の中学校卒業までの全額助成につきましては、前向きに検討していきたいと考えております。

また、平成27年度からは子ども・子育て支援新制度が本格施行となる予定であります。現在、子育て世代、主に就学前の世帯に子育てに関するニーズ調査を行っており、この調査を集

計・分析し、子育て中の保護者がどういう支援の充実を願っているかを把握し、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）「非婚の母」にみなし寡婦控除適用へ」につきまして、市営住宅の住宅使用料を算定する際の寡婦控除に係る非婚のひとり親家庭のみなし適用についての御質問にお答えいたします。

本市としましては、公営住宅の住宅使用料を算定する際の寡婦控除につきましては、非婚のひとり親家庭を寡婦としてみなし適用はしていないところでございます。

非婚のひとり親家庭の寡婦控除をみなし適用している自治体では、住宅使用料の減免規定として適用しているようでございます。今後、他の自治体の動向を踏まえまして、調査・研究してまいりたいと思っております。

続きまして、住宅リフォーム助成制度の予算の執行状況と経済効果についてにお答えいたします。

この事業は、地域経済の活性化を主な目的とし、あわせて快適な住環境の整備を実現するため、市民の皆様が所有している住宅のリフォーム工事を、市内の住宅リフォーム促進事業登録工事業者を利用した場合に対して、補助金を交付するものでございます。

市民の方々への情報は、市報の4月号及び垂水市のホームページに掲載し、広報しているところでございまして、工事は、垂水市住宅リフォーム促進事業補助金交付に関する要綱に基づき実施しているところでございます。

12月3日現在の執行状況でございますが、申請件数は47件で申請額は518万3,000円になっており、残額が6万7,000円となっております。予算額が525万円でございますので、執行率は98.7%となるようでございます。

実施の内容でございますが、屋根のふきかえ

が15件、屋根・外壁の塗装が14件、台所・浴室の改修が9件、その他が9件ございます。

施工業者につきましては、23業者が事業登録者として登録を行い、うち15業者が施工を行っております。

経済効果としましては、総工事費が6,843万1,000円で申請額の約13.2倍になるようでございます。

次に、「地域経済活性化のためにもさらなる予算化を」との御質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、この事業は、2カ年事業として要綱を策定し、実施しているところでございますので、地域の景気対策、活性化のため平成26年度も予算要求する予定としているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 持留議員の商店、店舗等のリフォーム助成制度につきましてお答えいたします。

まちづくりのためにも、商店街の集客による活性化が当然であります。商店街の店舗のリフォームにつきましては、2～3年前商工会と協議した経緯があり、後継者もいなくなり、リフォームに対する頑張りがなく、やるとすれば住宅リフォーム助成事業を使いながらやりますとの意見が大半だったとお聞きしております。

しかしながら、先ほども言いましたとおり、どうかしなければ、まちづくりの基本である商店街がなくなりますことから、参考の市を商工会と一緒に協議・検討してまいりたいと思います。

以上です。

○保健福祉課長（篠原輝義） 生活保護行政についての御質問ですが、今回11月8日出された厚生労働省の事務連絡において、一部の自治体で使用されている扶養照会書等において、照会される扶養義務者に対して、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれ

のある表現が使われていることが判明したというものであります。

この内容は、扶養義務者に対する依頼文書において、「この保護に当たっては、民法に定める扶養義務者の扶養（援助）を優先的に受けることが前提となっています」との表現がされ、生活保護において、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれがある表現となっていた。そのため、扶養照会書等において同様の表現をしている場合は、局長通知様式第22号の「生活保護法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされており」と等の表現に改めること、また、「保護のしおり」等においても同様な表現が使用されていないか確認することというものでございます。

次に、本市の内容及び実態は。「保護のしおり」等に明記されていなかったか。あったのであれば今後の対応についての御質問ですが、本市におきましては、本来の表記である「生活保護法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされており」と記載をしております。「保護のしおり」についても、同様に本来の表記をしております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 「介護保険改革の中止を」との御質問にお答えをいたします。

国においては、医療、介護など社会保障の改革の道筋を示したプログラム法が12月5日に成立しております。内容については、先ほど保健福祉課長が申し上げましたとおり、3つの改正が提案されております。議員も御承知のとおり、介護保険制度は2000年に創設されたわけですが、利用者数は確実にふえ、給付費も10年間でほぼ倍増しており、今後も、長高齢化社会到来に向け、ハイペースでふえ続ける見通しが示されております。

また、少子高齢化に加え、核家族化により、ひとり暮らしの高齢者のみの世帯も増加を続けている状況でありまして、今後、高齢者等の在宅生活を支える介護サービスや、利用者が必要なときに必要なサービスを提供するためのさらなる体制づくり、質の高い介護サービスを実現するための人材確保や人材の定着など、さまざまな課題が山積みしております。こういった中で、制度のあり方を根本的に見直す必要性はあると思っております。

これから、法改正に向けた議論が本格化していくわけですが、訪問・通所介護の受け皿については、国の介護保険部会でも疑問視する声も上がっているのも事実でございます。私としても、介護保険に係る財政の安定した運営、並びに住み慣れた地域に暮らす方々が、将来に不安を持つことなく安定的で持続可能な介護保険制度にしていくためにも、今回示されているような市町村への移行が軽度者への切り捨てにならないよう、今後も国や県及び市長会等へ要望してまいりたいと考えております。

次に、低所得者への利用料の減免策については、厚生省令で定める特別事情に示された4項目を対象として、これまで、火災に遭われた方で保険料の減免を実施しているところでございますが、利用料については、利用実績があれば実施しております。

○生活環境課長（村山芳秀） おはようございます。

持留議員の環境行政に関する質問にお答えします。

本市では、現在、身近な環境問題として、ごみの不法投棄、河川の水質汚濁、悪臭、野焼きの苦情、また、担い手不足による遊休地や空き家・廃屋対策などいろいろ発生をしております。

これに対し、一般廃棄物や生活排水処理、地球温暖化・新エネルギー対策など、環境に関する個別の計画はありますが、地球規模で行政、

市民、事業者が取り組むべきこと、また地域で行っていくべきこと、将来の世代に継承していく責務など、環境に配慮した市民行動についてなどの基本理念や責務について、具体的に定めておりません。

そのため、悪化する環境の現状や、環境保全の必要性を述べ、持続的な発展が可能となるための環境形成を市民と一体となって推進することを目的に環境基本条例を制定し、その中で、環境保全に関する施策や実行計画を具体化する環境基本計画を策定しようとするものでございます。

今後、国や県の環境基本計画の基本目標、基本的方向を見ながら、各課での環境施策をどのように掲げ、実行するかはこれからです。来年度実施予定の市民や事業所、子供たちへのアンケート内容を含め、十分分析・整理し、庁内の策定委員会等で協議しまして、環境審議会に諮りながら、市民ニーズを踏まえた計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（長濱重光） 持留議員の学力テストの公表による問題の認識及び方向についての御質問にお答えいたします。

垂水市におきましては、これまでの文部科学省の方針に従い、学校別の公表を控えてまいりましたが、このたび市町村教育委員会の判断によりまして、学校別の成績を公表することができるようになりました。

しかし、学校別の成績を公表するに当たりましては、昨日の池山議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、学校の序列化や授業がテスト対策に偏重することなどが危惧されますとともに、小規模校にありましては個人が特定されることも懸念されます。したがって、垂水市における学校別の公表のあり方につきましては、垂水市の実情等を十分に考慮し、適切に対応してまいりたいと考えております。

私は、市全体及び学校の平均点を重視することも確かに大切ではありますが、それ以上に大切なことは、児童生徒一人一人の学力を伸ばすという視点に立つことだと考えております。児童生徒一人一人の結果を十分に分析し、授業はもちろんのこと放課後等を有効に活用しながら、個に応じた指導を徹底してまいります。

また、本年度初の試みとして実施いたしました「集まれわんぱく！夏の勉強会」のさらなる充実・発展に努め、児童生徒一人一人が抱える勉強への不安を解消できるように進めてまいります。

さらに、児童生徒を指導する教職員に対しましては、これまで同様、教職員の資質向上を図ることを意図して、県外派遣研修の実施など、学力向上を主眼とした各種研修会の充実・発展に努めてまいります。

そして、来年度は、学校と連携を図りながら、家庭の教育力向上にも努め、家庭学習を充実させてまいります。

以上、申し上げましたような取り組みを確実に推進するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を効果的に活用してまいれる所存でございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 持留議員の農地中間管理機構法案について、お答えさせていただきたいと思っております。

地域農業の振興につながるのかとのことですが、農地中間管理機構は、事業を適切に行うため、事業の実施基準等を設けることになっておりまして、1点目に、農地所有者と農業経営者の間に農地の賃貸借を通じて介在し、農地利用の再配分を行うこと等により、農業経営の規模の拡大、利用する農地の集団化、農業への参入の促進、その他の農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的として業務を実施。2

点目に、農地の利用の効率化及び高度化が効果的に促進されると見込まれる区域において重点的に事業を実施。3点目に、地域における農地の借り受けを希望する農業者の状況等を考慮して、借り受けを行うこと等により、滞留の防止を図る。4点目に、農地の借り受けまたは貸し付けを希望する者の苦情または相談に応じる体制を整備する。5点目に、都道府県、市町村、日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構等と連携・協力して、創意工夫を生かしつつ、業務の積極的な推進を図るなどとされておりまして、全国の市町村が抱えておりますさまざまな課題を解決するための対策が業務として掲げられておりまして、地域農業の振興に大きく寄与するものと考えられます。

課題や問題点の認識はあるのかとの御質問ですが、地域農家の排除にならないかということですが、農地中間管理機構は、農地に関して事業を実施するところがございますので、農業全体を考えたときには、本市の農業振興を図る上で、本市の持つ特性を十分に生かすさまざまな政策、施策、事業の実施があるわけがございますし、また、農業委員会を初めとして、土地改良区、農協など関係機関とも常に緊密な連携を図っていかねばなりません。そういう観点で申しますと、これからのものはお一層の地域農家の必要性、将来性というものとは動かしがたい貴重なものであり、本市の基幹産業として、また、本市の貴重な財産としても重宝されるべきものであると確信をしているところでございます。

条件の悪い農地の切り捨てにならないかということですが、確かに事業の実施に当たりましては、農業振興地域の整備に関する法律の規定により指定されました農業振興地域の区域内に限られておりますが、基本的に農地に関しましては、市町村の独立委員会として農業委員会が業務を行っているわけございま

すので、通常の業務として、そういうことにならないよう市と緊密な連携をとりながらやっていくことになると思います。

地域の権限を奪うことにならないかということでございますが、機構に関する市町村の役割としまして、機構は県段階に1つでありますので、人・農地プラン策定主体であります市町村と密接に連携をとって対応することが必要不可欠でございますから、機構は、市町村に業務を委託することを想定しているようでございます。

また、農業委員会の役割としまして、農業委員会は、市町村の独立委員会としまして農地に関する業務を行っており、農地に関する各種情報が集まっているところでございますので、市町村と連携して機構の業務に協力することが必要であり、特に農地利用配分計画を作成に当たっては、農地の地番、所有者等の情報を正確に把握していますことから、農業委員会の協力が必要不可欠なものとなってくるところでございます。

以上のようなことから、決して地域の権限を奪うようなことにはなりませんし、また、市農業委員会の意見も反映される形になってきます。

今までいろいろと報告、答弁をさせていただきましたが、機構はこれから準備、発足していくわけですので、これからもしっかりとした情報収集を行っていききたいと思います。

○持留良一議員 それでは、不十分な点について一問一答で再質問をさせていただきたいと思

います。
1点目については訴えだけしたいと思うんですけれども、けさほど、きのうでしたかね、7月期のGDPの問題が報道されまして、改定値が下方修正されると、要するに大変行き詰まってきたというような、景気が失速状況に入ったというようなことも指摘もされています。このまま消費税が増税になると、来年4月にどういう事態になるかというのは、もうこの状況

から見ても明らかだと思いますし、私たちの景気を冷え込ませていく、そのことはもうはっきりこのことから推測ができるんじゃないかなと思います。

あともう1点、社会保障改革プログラム、法律が通ったんですけれども、この負担・給付だけで少なくとも約3兆円、国民は負担をしなければならぬと、その一方で消費税で回すのは2.8兆円と。だったら、もう消費税をなぜ上げるんだと、そのお金は一体どこに行くんだという国民からも指摘があるように、大きな問題です。改めてこのことは我々に提起しているんじゃないかなというふうに思います。そういう意味でも、私たちは市のほうとして、こういう状況からどうしていくかというのははっきりしていると思うんですね。市民への支援対策と、またやっぱり雇用だとか景気対策、地域でのそういうことをしっかりしながら、そういう地域経済の安定と市民生活の充実を守っていくことが重要だろうと思います。

そういう点で、以下の質問をしていきたいと思うんですが、1つ目は、「公私の扶助」の問題、大変努力をしていただいて、いろんな点で前進をしてきているというふうに思います。ただ、問題は、これを本当に市民のために活用していくというのは、2つあると思うんですよ。1つはやはり来年の3月、4月に間に合わせるということが1つはあろうと思うんです。もう1つは、やはり市民にわかりやすくしていくということが大事だと思うんですよ。制度を利用するというのは、やはり市民がそれを理解しなきゃいけないし、情報も提供していただかなきゃならないということがあられると思います。

申請するというのはなかなか市民にとったら大変な問題だと思うんですよ。窓口に来て、それでこういうことをしたいということは、多くの市民の皆さんがやはりなかなか窓口に行けないということがありますので、そういう点でど

ういう配慮ができるのか、そういう対策をきちとしていかれるのか、その点について税務課長のほうに、手続的な点ですので税務課長のほうにお聞きしたいと思います。

○税務課長（北迫一信） 持留議員の2回目の質問にお答えいたします。

生活困窮で公私の扶助を受けて、納付が困難な人につきましては、納税相談や吏員の訪問等による実態調査を行いまして、納税者の滞納に至った原因や現在の経済状況の把握に努めております。その中で、納付困難な理由であると判断された方については減免制度等について説明し、可能な範囲で納税者の生活実態調査に沿った内容となるように、分割納付等に配慮してまいります。

ただ、窓口につきましては、災害減免等につきましては御理解がございまして、すぐ見えるんですが、先ほど言いました生活困窮、こうした補助を受けている方々はなかなか見えにくい面がございますので、先ほど申しましたように、市の広報等によります呼びかけ並びに吏員の訪問等によります実態調査におきまして、対処してまいります。

○持留良一議員 ぜひそのことを具体的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、「非婚の母」の問題について、寡婦控除の適用の問題についてお聞きをしたいと思います。

先ほどの回答だと、今後、研究して、ある意味での前向きな回答だったと思うんです。しかし、平成22年水迫市長は、保育料の点では、寡婦控除が適用されるとみなし保育料を算定するものとする、という形でもう進められているんですよ。平成22年にもう、みなし的に寡婦控除を適用するというふうになって、保育料は下げられているんですよ。だからそのことを考えると、今さら研究とかという段階ではないと。特に市長が言われたとおり、この人たちをめぐ

る生活は大変だということも市長も認識をされています。そうであるならば、もうすぐ具体化に入っていくということのほうが、もっとこの人たちを守るためにも、またこういう状況から、他の例えばさっき言った市営住宅との差別化をなくすためにも、早急にこれは具体化していくということに入りたいと思います。その点について。

○市長（尾脇雅弥） 先ほども答弁させていただいたとおりでございまして、実施に向けては関係課との協議が必要でありますので、法的整備も必要でありますので、その辺は前回の水迫市長の答弁も踏襲しながら、前向きに対応していきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 はい、ありがとうございます。

そういうことで、ぜひこのことは早急に解決し、この方々をめぐる生活を少しでも支えていける対策をぜひとっていただきたいと思います。

次に、子育て支援の点については理解したいと思います。

店舗、住宅、この点について。

店舗のほうについては、先ほど研究もしていきたいということでしたので、ぜひこれはしていただきたいと思います。というのは、きのうから観光の問題がいろいろと議論されました。非常に重要な点だろうと思います。しかし、中心街、いわゆるまちの顔である商店街がやっぱりこのままでいいのかということと、やっぱり文化をある意味での培っていく非常に重要な点がこの商店街だろうと思うんですよ。そこがやっぱりそういう形で閉塞的に衰退していくというのは、何らかの対策をとっていくことが必要だと思いますので、先ほど課長が言われた観点でぜひ取り組んで、前向きにこの点も研究していただきたいと思います。

ただ、住宅リフォームの問題なんですけれども、これは効果的な対策が必要だと思うんですよ。先ほど年2回だということを言われてい

ましたけれども、いわゆる来年度の予算で確保していききたいということでしたが、消費税4月になると8%に上がります。ましてや、執行率から見ても多くの方々が要望もされているというふうに思いますし、その2点から考えたときに、やっぱり私は本年度の補正予算、3月の補正予算で組むべきではないかと、そのことがやはりこの目的をより前に進めるし、経済的な対策という観点からも大変重要な取り組みだと思いますので、この点について市長の考えをお聞かせいただきたいということと。

もう1つは、利用者の方々から、また建設業者の方々から言われているんですけども、どうも使い勝手が悪いと、いろんな書類が多くて、もう途中であきらめたという方もいらっしゃったんですよ。せっかくつくっていただいたので、この2点について市長と担当部局で回答をお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥）実績につきましては先ほど答弁したとおりでございますので、必要に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。

○土木課長（宮迫章二）一応基準を設けてやっておりますので、市内業者という特定のところもございまして、そこら辺をチェックした上で対応することにしております。

○持留良一議員 その使い勝手が悪いというのは、いわゆる利用する方々ですね、建設業者じゃなくて、利用する方々が非常に使い勝手が悪いということを言われていましたので、改良の点があったら、ぜひそういう方々の声も聞いていただければと思います。

次、生活保護の問題について移っていききたいと思います。

生活保護の関係では、先ほど言われたとおり、本市はそういう状況じゃないということがありました。

私は、この問題をなくすやっぱり保証、担保

というのは何だということだと思っんですよ。そういう形で、なくすためには、やっぱり前も言いましたけども、申請権をしっかりと保護していく。このためにはやはり申請する意思があれば、すぐそのことが窓口でできるように、私は前、窓口にそういう申請書を置くべきだと言ったんですね。なかなかそのことはまだ具体化されていませんけれども、厚労省の課長会議の中で、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと、速やかに申請書を交付すること、保護者に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には、申請書を交付するという事なんです。

そうするために一番いいのは、やっぱり窓口はその申請書があるべき、このように考えますが、今のような問題点を解消するためにも、そういう形で担保していく、保証していくことが大事だと思うんですが、実務的なところの課長の考えを、するか、しないか、この点についてお聞かせください。

○保健福祉課長（篠原輝義）窓口で申請するかどうかということですが、現行で行っているところの、ちゃんとやっぱり来ていただいて、その上でいろんな内容等を聞いて、そういうことで現行どおりやっていききたいというふうに思っております。

○持留良一議員 それとですね、扶養義務者と相談してからでない申請を受け付けないとか、相談者に対して、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請をあきらめさせるようなことがないように、こういうこともきちんと配慮しろと言っているわけなんです。

そうすると、その配慮ということは、きちっと受け付けを窓口において、その人がいつでも持って帰って、そして申請に来る。このことが

最大の保証だと思っんですよ、このことを課長会で言っていることはです。そういうことがありますので、ぜひこれは検討を課内でもしていただきたいということを要望しておきたいと思っいます。

はい、あと3分です。

介護は後にしまして、環境条例の問題についてですけれども、るる問題点を指摘したんですが、総括して答えられたので、これは委員会に付託になりますので、また委員会への問題提起ということも含めて、このことは今後、進めていきたいと思っいますし、そこで不十分であれば、改めて私はこの条例についての修正動議を出していきたいというふうに思っいます。

学力テストの問題に移りますけれども、確認しておきたいんですが、適切に対応していきたいということはどういう意味をするのか、公表なのか、非公表なのか、この点についてお聞きしたいということと。

あともう1点、確認なんですけど、私は、最後、教育長が言われたとおり、豊かな学力を保障するためには、競争するものではなくて、やっぱり教員をふやし、1クラスの人数を減らして一人一人に目が届くような学び合う教育を進めると、そして教員が自主的な研修に参加できるような教育条件の整備をしっかり整えていくと、大体先ほど教育長の中身と同じなんですけど、こういう方向だということのを再確認したいんですけど、よろしいでしょうか。

○**教育長（長濱重光）** 適切に対応してまいりますということは、公表しないということではございません。先ほどもありました、公表をするということは、いかに生かすかという視点に立って公表することが大事だと思っっております。教育委員会にとってどうすれば生かすか、学校にとって何が生かすことになるのか、そして児童生徒一人一人にとってどうすれば生きるのか、そしてまた親としてもそれを踏まえて、公表を

踏まえてどう生かすのか、そのこの視点に立っての公表の仕方というものを考えていきたいというふうに思っいます。

それから、学校教育においては、国の定数改善、県の定数改善に基づきましていろんな、小学校の1、2年生を含めて30人学級とか、手厚い体制というのはできていると思っいます。そういうことを含めながら、我々もそういうことをまた国・県に要望しながら、我々も定数をもらいながら、学校改善に生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**持留良一議員** それでは、あと時間ありませんので、あとの問題についてはまた引き続き議論をしていきたいなというふうに思っいます。

きのうの財政調整基金の問題でも、市長が北方議員に対して、同感だということを示されました。いわゆる基金をどう今後、市民のために使っていくのかということがあります。特に介護の問題では利用料の問題等ありますので、そういう形での今後、問題提起もしていきたいというふうに思っいます。

そういう意味では、来年度の予算というのは、市長が今度4年目を迎えるに当たって、本来のやっぱり基本的な問題が問われる、そういうことになるかと思っいます。そういうことを中心としながら、今後、私も取り組んでいきたいというふうに思っいます。

それを訴えまして、私の質問を終わります。

○**議長（森 正勝）** ここで、暫時休憩します。

次は、10時45分から再開します。

午前10時33分休憩

午前10時45分開議

○**議長（森 正勝）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番宮迫泰倫議員の質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

抜けてやるというようなところは、やっぱりこれは市長の判断だろうと思いますけど、その点についてはどうですか、市長。

○市長（尾脇雅弥） 9月議会でも宮迫議員からも御質問がありました。

これまで、全庁体制による取り組みをより実効性のあるものにするために、関係課の役割分担を明確にしつつ、総合的な取り組みができるような体制整備、また現在、教育委員会所管の行政財産を普通財産への所管替えというようなことでありますので、今、御提案いただいた方向でかじを大きく切っていきたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 前向きな答弁だったと思います。よろしく願いいたします。

これについては、小学校統合はまた後々の問題でしょうから、そのときにまたいろんな知恵が出てくるだろうと思います。昔から3人寄れば文殊の知恵と言いますが、垂水市役所は垂水のエリートさん方が集まっているところですので、いい知恵が出るだろうと期待しております。

次、3番目ですね、中央運動公園について。

先ほどいろんな改修プランが出てまいりました。その中で、トラック競技についてはないと、少ないと、市民体育祭と小学校の記録会ですね、そのぐらいしかないなと私も今、思っております。そうしたときに、全天候型と言いやっだけ。

（発言する者あり）それじゃなかった。陸競を広げてサッカーとかそういうところを使えるような大きなところにするということです。そういう計画もいいだろうと、これからニーズに合わせていいだろうと。5月の鹿実のサッカーの合宿もありますし、サッカーでスポーツ交流人口をふやすということもできるだろうし、いい取り組みじゃないかなというふうに私は思いますけれども、その後の、じゃトラック競技はどこでするんだとなったとき、どういうところを考

えていらっしゃるのか。そういうのは何も考えないで、もうそれも全部やめるというようなところで思っていられませんか。代替案というか、そういうのがありますか。

○社会教育課長（瀬角龍平） 2回目の、トラック部分を利用している小学校の記録会、市民体育祭などの受け皿をどう考えるかというようなことだと思いますけれども、御質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、陸上競技場のトラックを利用しておりますのは、今、御質問ありましたように、年1回の小学校記録会と市民体育祭が主であり、このほか、本年度までは中央中学校のグラウンド整備に伴い校庭が使用できないことから、中学生が朝の練習や記録会に向けて使用しているところでございます。

仮に、陸上競技場のトラックをなくした場合でも、中央中学校のグラウンドや来年度運動場の改修予定の垂水小学校のグラウンドで開催は可能と考えております。その理由といたしましては、小・中学校とも運動場改修は暗渠排水施設や3つの土の層を入れる改修でございまして、これまでと違って水はけが格段によくなるため、前日多少の雨が降ったとしても競技に支障はないものと思われま

す。そしてまた、小学校の陸上記録会におきましては、垂水小学校そして中央中学校グラウンドはともに200メートルトラックと100メートルの直線コースがとれること、さらには、市民体育祭においては、少子高齢化により採点種目の多くはフィールド競技であり、トラック競技は1種目になっていること、さらにまた、今年度開催をいたしました市民体育祭は、参加者数が600人に対し、逆に垂水小学校で開催をされました垂水地区運動会は約1,000人の参加でありました。

このようなことから、小学校の陸上記録会及び市民体育祭は、垂水小学校及び中央中学校を利用して開催が可能ではないかと考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○池之上 誠議員 垂水地区の運動会のほうが多かったというのはちょっとびっくりですが、3年ぶりの市民体育祭でしたので、市民の方もびっくりして集まらなかったのかなというふうに思います。来年からまた1,000人程度集めるような努力を、社会教育課の皆さん頑張って、公民館の皆さんと頑張ってやっていただきたいというふうに思っております。

このことについても代替案もあるようでございます。立派な施設になるように私も見守っていきたく思いますので、頑張って、いい案をつくり上げていただきたいというふうに思います。

教育行政については、以上で終わります。

行財政改革についてですね。わたりが103人、大体半分ばかりおられるわけですね。そういう方たちが号給を下げて給料が減るとなれば大変でしょうから、今の給料は保ったまま、完全なもとの姿になるには10年ぐらいかかると。長い道のりですけども、やがては返していかないかなだろうというふうに思っております。

そういう中で、給与体系といいますけれども、けさ、新聞でもありましたけれども、職員の皆さんには悪いですけども、55歳で昇給が停止するとかそういう話もきょうの新聞にも載っておりました。そしてまたあと、給与体系もいろいろあると思います。正職員の皆さんの給与体系、あるいは現業職の皆さんの給与体系、あるいは臨時の方はもう大体決まっているだろうと思いますけれども、そういういろんな給与体系がある中で、今後、行財政改革と、組合の皆さんとまた話をしないといけないだろうけれども、そういう中で、まだ何か問題というか、解決できるようなのがありますか、総務課長。

○総務課長（中谷大潤） わたり以外の給与問題の改善点でございますが、本市が今後、取り

組んでいくべき問題としまして、まず、55歳昇給停止の問題があります。これは、国が平成26年1月1日から、55歳以上の国家公務員の昇給を停止することを決定したことに伴い、地方公務員においても、国と同様の昇給停止を実施するよう要請されているものです。

この問題につきましては、昨年11月13日の職員労働組合との交渉において申し入れを行い、現在、継続協議中となっておりますので、理解を得られるよう早急に協議を行ってまいります。鹿児島県及び鹿児島市が来年1月1日の実施、枕崎市が4月1日実施の条例改正案がそれぞれ12月議会に提案されているようでございます。

次に、技能労務職の給与の適正化の問題があります。

これは、現在、一般職と技能労務職は同じ給料表を適用しているところですが、この技能労務職の給与についてはラスパイレス指数が高いことから、国の定める技能労務職の給料表を適用するよう、国及び県から長きにわたり是正を求められているところです。この問題についても、わたりの解消とあわせて、技能労務職の給与の適正化として職員労働組合へ交渉の申し入れを行っておりますので、理解を得られるよう粘り強く交渉を続けてまいります。

以上でございます。

○池之上 誠議員 大変だろうと思います。きょう何か組合との話があるということで、市長、大丈夫ですかね、頑張っていたきたいと思います。多分難儀をされるだろうなど、こういうのが一番難儀をされるところでありますけれども、やがては垂水市のためにもなるだろうと。適正化、原則に反するということが大義にありますので、その辺はそこを頑張っていただきたいと思います。

その辺について、市長、何か一言あればお聞きしたいですけども。

○市長（尾脇雅弥） 御質問ありました。

本当にこれまで、同じ話をしますけれども、単独を選択するというので、この10年間で約50名の定員適正化計画ということで、職員の皆様にはそういった意味でも心配、苦勞をかけているのはそのとおりであります。また、独自の給与カットもこれまでやってきた中で、さらに国の原発、震災復興の関係もありまして、7.8%と大変重いことを御理解いただいて協力をしていただいているという中で、またこういう今、わたりでありますとかいろんな問題が連続的に来ております。

やっぱり生活給という意味もありますので、できるだけ減るほうじゃなくてふえるほうへという思いはあるんですけども、こういった世の中の動向等も踏まえて、こういう状況があるということでもありますので、ただ、ここでしっかりと連携をしてやっていかないと、将来に対してのいろんな意味での財政基盤、単独でやっていくためのいろんなものができていきませんので、そこは共通認識を持って、誠意を持っていろいろ話をしていきたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 全て将来の垂水のためということで頑張っていたきたいと思います。

最後になります。

住宅補助事業ですね。リニューアブル・ジャパンのメガソーラーの分の土地使用料とかその辺で賄うということ、最初からそういう話だったんですけども、着工もおこなっているし、本当に大丈夫なのかなという思いもあります。その辺についてはちゃんと大丈夫だろうとは思いますが、その担保ができていのかどうか、そこ辺をひとつ最後に聞かせてほしい。

それと、まだこれ続けていきますけど、合併処理浄化槽もことしは待ちが多いと、新築に限って補正を組んでいるというところだったんですけども、ということは、ことししたくてもできなかった方がいらっしゃるわけですね。そ

うした場合、4月になれば今度は消費税が上がってしまうと。そうなったとき、「もう消費税が上がったから、せん」となるかもしれん。せっかくの錦江湾のためにもいい環境条例をつかったわけですから、それにもマッチした事業です。今、待っている方々に対しては、4月からの新しい補助金なんだろうけれども、4月分の受け付けまでは垂水市の単独で上乗せというのを考えられないかですね、3%分ですよ。消費税5%の分を4月に限ってはやりますよと、その辺を13億円の中からちょっと出してもらえばできるんじゃないかと思えますけどね。その2つ、お願いします。

○企画課長（前木場強也） 住宅用太陽光発電設置事業補助金の財源確保についての御質問にお答えいたします。

昨日の川越議員の御質問にお答えいたしましたように、メガソーラーの完成がおこなわれているわけですが、土地の使用に関する契約は既に平成24年8月1日からの土地賃借契約を締結しております。昨年度分につきましては既に収納済みでございます。また、今年度分につきましても年度末に納めていただくことになっております。今後も財源の確保につきましては確実に行ってまいりたいと考えております。また、売電開始後には協力金も納入していただく契約となっておりますので、件数増加等による財源不足は生じないものと思っております。

以上でございます。

○生活環境課長（村山芳秀） 池之上議員の消費税の分の2回目の質問にお答えします。

現在、本市の小型合併浄化槽設置整備事業補助金につきましては、国の循環型社会形成推進交付金の交付基準額に基づいて補助を行っておりますが、きょう現在ではまだ、消費税増税に伴う交付基準額の増額についての情報は来ておりません。国の交付基準額が増額される場合は、本市においても増額を行う検討をいたしますが、

市単独での上乘せについては、市の財政状況からも厳しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 今、13億円あると言ったんですけどね。そこはもうちょっと話をして、4月まで待つ人がいるわけですから、そういう人たちが、せつかくしようと思った人たちが、「消費税が上がったから、もうしない」となったときは大きな痛手ですよ。環境に対しても、あとはそういう業者さんに対してもすごくデメリットばかりですよ。そこを3%分やるということは皆さんの知恵じゃないですか。そこ辺も、単独ではできませんと言わずに、できる方向で考えていただきたい。もうこれは答弁は要りません。

そういうところですのでひとつ、太陽光にしても住宅リフォームにしても合併処理にしても、市民のためになる事業だと思っております。どうぞ頑張ってくださいと思います。

そういうところでことしの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。次は、2時15分から再開します。

午後2時06分休憩

午後2時15分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまです。まずもって、今議会の一般質問の順番につきまして、私ごとの理由にもかかわらず変更を認めていただき、発言の機会を賜りましたこと、議長、議会運営委員長を初め、同僚議員の皆様におわび申し上げ、感謝する次第です。ありがとうございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今般、政府においては、安倍総理が座長を務める農林水産業・地域の活力創造本部の第9回会合で、米政策を大きく転換し、1970年に始まった生産調整・減反を5年後の2018年度をめぐりに約半世紀で廃止することや、補助金を見直す新たな政策が決定されました。また、日本型直接支払制度、農地中間管理機構の創設も決定しております。今国会で政策転換に係る補正予算も可決され、今後、平成26年度の予算案が設定されていくとのこととです。

大きな農業政策の転換を迎え、中山間地域である本市農業にも多大な影響が出るのではないかと危惧いたしております。市内でも「今後の方向性と経営計画が見出せない。もう米づくりはやめようか」との農業者の声をよくお聞きします。

そこで、農林課長に質問いたします。

1点目、今回の農業政策の見直しの全般の内容について。2点目、米政策の見直しによる本市水田農業への影響と今後の対策について。以上、2点お願いいたします。

次に、新規就農者対策について、農林課長に伺います。

平成24年度から人・農地プランが創設され、新規就農者の確保を目的に青年就農給付金が開始されました。経営開始型では年に150万円、最初5年間の給付と制度設計されております。農業者の高齢化と後継者不足が深刻な本市にとっても、新規就農者の確保につながるのではないかと期待しております。

しかしながら、農業経営開始に当たっては、農業機械、施設等莫大な初期費用が必要です。青年就農給付金はあくまでも当座の生活費であると考えます。自己資金を十分持たない若者にも、適性とやる気がありさえすれば門戸を開く支援策が行政に求められているのではないのでしょうか。青年就農給付金の活用とともに、本市独自の支援策を図り、後継者を育成していかな

ければ、市内全域で5年後、10年後、農地を守る人もなく、耕作放棄地がふえていく、それほど事態は逼迫しております。

そこで、新規就農者の確保の対策について、本市の取り組みの現状と課題、今後の対応の方向性について質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈） 感王寺議員の農業政策の見直しについて、お答えさせていただきたいと思います。

御存じのとおり、安倍政権下では、日米経済再生を最優先課題とし、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢、いわゆるアベノミクスを一体的に展開、農林水産省では2月18日、「攻めの農林水産業の展開」を公表し、3つの戦略としまして、需要フロンティア、輸出海外展開戦略等、バリューチェーン、6次産業化、生産現場の強化、担い手への農地の面的集積・集約等を掲げ、特に生産現場の強化を最優先課題に位置づけ、農地集積、耕作放棄地解消に係る数値目標の設定、農地の中間的受け皿「県農地中間管理機構（仮称）」の整備・活用、耕作放棄地対策の強化を掲げました。

また、自由民主党におきましても4月25日に農業・農村所得倍増目標10カ年戦略を決定、食料自給率の向上、日本型直接支払、農地集積、耕作放棄地解消、新規就農、主な品目別対策を掲げ、平成26年度概算要求、骨太方針、成長戦略等へ反映させていくと。これらを含めて、農家の高齢化、TPP（環太平洋経済連携協定）などの将来へ向けての課題の整理が今回の大きな見直しにつながっていると考えるところでありますが、まだ、国・県からの文書、それから主催の研修におきましても、その大まかな方針が伝えられるだけでございまして、まだ詳細には至っておりません。

そこで、今後の本市の農業政策のあり方も含

め、農家の皆さんがよい方向性を持って農業に従事できますよう情報の収集に努めていきたいと考えているところでございます。

議員におかれましても、市議会議員、農業委員会委員、そして畜産振興会を初めとするさまざまな要職につかれていますので、私どもより情報の収集の機会がたくさんあると思いますので、ぜひ今後とも情報の提供、アドバイスをよろしくお願いいたします。

それでは、大変大まかではございますが、見直しのあったところについて報告させていただきます。

まず、農地中間管理機構（仮称）の創設でございますが、都道府県のコントロールのもとに適切に構造改革、生産コスト引き下げを推進するため、都道府県段階に設置し、農地の借り受け、貸し付け、当該農地の管理、作業委託による農業経営を含む当該農地についての土地改良その他利用条件の改善を事業として実施します。

次に、新たな米政策としまして、米の直接支払交付金、減反補助金でございますが、平成26年度から交付単価を10アール当たり7,500円に半減し、29年度まで続け、30年度から廃止でございます。

次に、日本型直接支払制度（多面的機能支払）を平成26年度から創設しまして、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援するものでございますが、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します農地維持支払では、交付単価としまして10アール当たり田で3,000円、畑で2,000円。また、多面的機能を支える共同活動を担う集落等を支援します資源向上支払では、交付単価としまして10アール当たり田で2,400円、畑で1,440円を支払うこととなります。

経営所得安定対策としまして、畑作物の直接支払交付金の単価の見直しを行い、平成26年度は現行どおり、全ての販売農家、集落営農を対

象、平成27年度からは認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に、また、米、畑作物の収入減少影響緩和対策は、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施し、平成27年度から認定農業者、集落営農、認定就農者を対象、26年度は激変緩和策としまして、米の固定支払の加入者に限り、加入しなくても国費分相当の5割を交付するものとし、農家拠出は求めないようにしております。

4つ目に、食料自給力の向上に向けた水田のフル活用、転作補助金、水田活用の直接支払交付金では、飼料用米、米粉用米の数量に応じた支払いとしまして、10アール当たり10万5,000円から5万5,000円の上下限間で支払い、米や大豆、ホールクロップサイレージ(WCS)、加工用米の単価は現行どおり据え置きに、また、産地交付金(仮称)としまして、飼料用米、米粉用米への多収性品種の導入や、加工用米の複数年契約、3年間の取り組みに10アール当たり1万2,000円交付するようしております。

5つ目に、米価変動補填交付金につきましては、平成26年度から廃止になります。

6番目に、また、米政策の見直し、生産調整・減反としまして、需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給価格情報、在庫情報の提供等の環境整備を進め、こうした中で定着状況を見ながら、5年後をめどに、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や団体等が中心となって需要に応じた生産が行える状況にするよう、関係機関・団体等が一体となって取り組むようしているところでございます。

続きまして、米政策の見直しによる本市水田農業への影響と今後の対策はということでございますが、今回の米政策の見直しによります本市水田農業への影響と今後の対策については、

主なものにつきまして、まず米の直接支払交付金、減反補助金の平成26年度からの半減、そして30年度からの廃止につきましては、本市の農家にとりましては大きな問題となってくると思われます。

本市の稲作農家は耕地面積が少なく、ほとんどが自家用米であることか、採算ベースにはほど遠く、この交付金とその補填財源としての役割を大きく担っているところでございまして、これをきっかけに兼業農家などの稲作だけの農家などが、作付への意欲が減少し、ひいては耕作放棄地まで発展していかないか危惧しているところでございます。

また、水田活用の直接支払交付金では、飼料用米や米粉用米の数量に応じた支払いということで、本市にはまだ余りなじみのない作物であること、WCS用稲との兼ね合い、耕畜連携の強化が必要となってくること、加工ブランドなどの施設整備が必要となってくることなどがあり、将来におきまして、本市のみだけでなく近隣市町との広域での連携や課題を解決していかねばならないことが幾つもあるようでございます。

今後の対策としまして、米の直接支払交付金の影響につきましては、日本型直接支払制度との兼ね合いもあると考えられますし、今後も情報収集の強化を図っていきますとともに、農家の皆さんの意向の把握をしっかり行っていく必要があると思います。

水田活用の直接支払交付金の影響につきましては、本県の畜産におきまして、自給飼料基盤に立脚した畜産経営を実現するため、耕畜連携によります稲関連飼料、飼料用米、稲WCS、稲わらの生産や利用の拡大を一層推進し、自給率向上を図っていくことが重要なことから、また今回の見直しにより飼料用米の生産、利用拡大が求められていることから、現在、市町村、地区、県で連携し、県内の飼料用米等の稲関連

飼料のマッチングを促進する観点から、需要者と供給者の情報を的確に把握し、マッチングシステムによる稲関連飼料の生産、利用拡大を図るよう推進しているところでございますので、これらの有効なシステムを本市におきましても推進していきたいと考えております。

影響と今後の対策も含め、詳細につきましてはまだこれからだと思いますので、しっかりと情報収集を行っていききたいと思っております。

続きまして、新規就農者対策についてお答えさせていただきます。

まず、現在の新規就農者数について報告させていただきます。

青年就農給付金の経営開始型の給付対象者数で報告させていただきますが、平成24年度が10名、平成25年度が4名、合計14名が対象となっているところでございます。

新規就農者の現状といたしましては、青年就農給付金が150万円支給されますが、基本的な生活としての活用に重きが置かれ、また、新規であることから、初期費用や営農支度金工面の貸し付け対象にもなかなかないのが現状であります。

また、技術面におきましても、水稻、野菜、果樹、花卉及び畜産等さまざまな就農者があり、本課におきましても、相談に乗ったりアドバイスは行っておりますが、大隅地域振興局農林水産部農政普及課のお力添えをいただいているのも現状でございます。

今、現状を申し上げましたが、本市におきましては、この現状を少しだけでも緩和してあげられる対策が講じられなければ就農者増加へはつながっていかないと考えます。そこで、その対策の1つとしまして、新規就農者の方々に、本人申請ではございますが、県認定の認定就農者に手を挙げていただきまして、本市も推薦をしていくと。そうすることで、県から認定を受けることによりまして、就農支援資金の借入

れができるような体制づくりをしてあげたらと考えております。

就農支援資金には、農業の技術または経営の方法を実地に習得するための研修に必要な資金としての就農研修資金や、資格取得等に必要な資金としての就農準備資金や、農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な資金としての就農施設等資金等があるようでございます。

また、技術面等におきましては、指導農業士によります巡回訪問や栽培講習会の実施、簡易簿記講習会の開催等も計画していきたいと考えておりますし、適切な人・農地プランの実行に向け、市の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制の強化を図るための地域連携推進員の設置もいたしましたので、その活用も視野に入れていただいております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 懇切丁寧にありがとうございます。農林課長につきましては、まだ国の説明、県の説明もない中で情報収集していただきまして、答えづらい部分もあったんでしょうけれども、感謝申し上げます。

一問一答方式で早速入らせていただきますけれども、まず、農業政策ですけれども、この部分の議論ですね、特定秘密保護法案の部分も公聴会もろくに開かずに決められたわけですけれども、この問題についても、自民党の農林部会で10月末に政府から説明があったんですね。その後、11月26日、先ほど私が言いました、安倍総理の座長を務める第9回の会合ですね、農林水産業・地域の活力創造本部の第9回の会合で方向性が示されて、今国会で補正予算の部分は認められたわけですね。

農業政策の上でも、食料安保政策の上でも非常に重要な問題が、農林族の力の低下もあるんでしょうけれども短兵急に進められたと、これが私は物すごく遺憾に思っております。ただ、

末端の行政である私ども本市にとっては、国にも意見具申していかなきゃいけないんでしょうけれども、ある程度の中身はもう決定されたようですので、それについていろいろ議論を闘わせていただきます。

この問題について、26日に決定があつて、先ほども少し説明があつたんですけども、米粉用米、また飼料用稲、これにつきましては、新しいといいますか、現状もあつたわけですけども、拡充されまして最大で10万5,000円と、平均収量で8万円ですか、一番下限が5万5,000円という形で提示がございました。その中で、私が会長を務めます肝属地区肉用牛経営者協議会にこのWCSの報道がなかったものですから、WCS用稲の補助金継続と拡充という部分ですね、肝属管内で約61.4ヘクタールつくられております。金額にして76億円と、和牛また酪農家にとっても、自給飼料を確保する対策の部分と、あと経営安定対策ですね、また地域経済の部分でも、金額にして70億円強のお金が地域に落ちておりますので、これは大変なことだということで、この部分をまず1点要望いたしました。

また、この議論が進む中で、面積要件の撤廃という部分で、面積要件を設けていくというような話がありました。1経営体当たり10ヘクタール以上でないと、転作を勧める、促す補助金は支給しないよという議論もございましたし、そういう話もありましたので、この部分の撤廃も要請いたしました。

結論を言えば、WCS用稲、この部分についても認められたわけですけども、また面積要件については、水稻作付からほかの作付をする部分については一応平成27年度から法制化ということが決定されたようです。私ども、酪農の部分でも、和牛の部分でもこういう大きな問題がありまして行動を起こしたわけです。

農林課長にお伺いします。

まず、経営所得安定対策、いわゆるならしの

部分ですか、この部分については先ほど農林課長答弁のとおり、当地区は飯米地帯ですので余り影響はないと私も考えているんです。ただ、減反に伴う水稻作付の定額補助の部分ですね、農林課長ありましたように、26年度が7,500円ですか、5年後をめどにゼロということになりますと、果たして水稻をつくる人がいるのかなという部分で、幾ら飯米地帯でも、もう水稻はつくらないぞという方向性になっていくと思うんですね。

そうなった場合、飼料用米、米粉用米ですね、この部分についても、先ほど言いましたように10万5,000円という部分、収量以上につくれば出るわけですけども、ただ、一応国のほうは、農林課長も御承知かと思えますけれども、平成12年度の部分で、飼料用米の生産量が18万トンと、備蓄米が2万トンと、ミニマムアクセス米が36万トンと、合わせた56万トンについて配合飼料として活用されたそうです。

農水省の考えとしては、採卵鶏、ブロイラー、養豚、乳牛、肉牛につきまして、潜在需要能力が450万トンあるからこの施策を進めていくんだということなんですけれども、ただ、1点だけ気がかりな部分が、配合可能割合があるわけですよ。ブロイラーについては、既存の飼料に対して50%米粉を、米を混ぜてもいいですよと、ただ、肉牛に至っては13%しかやれないと、養豚についても15%しかやれないという問題がございます。

それで、この分が一番大きい部分は、動物生理学の部分なんです。ブロイラーについては砂嚢がございますので、ある程度玄米の状態でも消化して身につけていきます。ただ、豚とか肉牛につきましては、この飼料の開発が進んでいないという問題点が1つ、あとまた畜種に合わせた飼料の形態ですね、圧ぺん状にするとか粉にするとか、そういうプラントがまず整備されておられません。また、流通機構についても整

備されておられません。

そういったことでこの部分について、本市での稲作が、作付が減っていく、耕作放棄地がふえていく方向性の中で、国が対策をとるべきだとは思いますが、本市も肝属地区の2市4町と手を合わせて広域で、ホールクロップの部分と一緒にやっておりますので、広域で。そういうような考え方はないのかということをお聞きします。

またあと、日本型直接支払制度についてちょっとあったわけですが、この部分についても、水稲作付ですね、田んぼのほうから収益が上がれば、集落全体としてやっていけるんでしょうけれども、赤字になれば維持管理はもうできないだろうという部分は当然予想されます。また、これについては集落全体に、集落団体に交付されるお金ですから、将来的に5年後、10年後、例えば1人である地区を10ヘクタールまとめてやりますよと言っても、このお金自体は多分出てこないお金だと思うんですね。この辺について、現在どう思われているかについてお聞きします。

もう1点、タイムスケジュールですね。明けてから、国、県への説明、それから県から市への説明があるわけでしょうけれども、早期地帯におきましては、もう海潟地区につきましては早いところで4月末から5月ごろから作付が始まるんですけれども、これについてタイムスケジュール的な問題点はないのか。

以上、3点お伺いします。

○農林課長（池松 烈）まず、稲WCS等も含めて、飼料用米のことに関しまして、ちょっと先ほど答弁したのと重なるかもしれませんが、お答えしたいと思います。

今、県のほうにおきましては、自給飼料基盤、自分たちでその飼料を賄っていきますよという目標のもとに畜産経営を実施するために、耕畜連携によります稲関連飼料の生産は、今、議員

のほうからも報告があったとおり広域的に実施をされているところでございますが、今回のこの見直しのほうでの飼料用米の生産、利用拡大が求められていることから、現在、市町村それから地区、これにつきましては振興局が取りまとめをすると、それと県、これは県の本課の畜産課のほうでございますが、ここが連携をしまして、県の飼料用米等の稲関連飼料のマッチングをします。飼料用米をつくりたい人、飼料用米を餌として必要な人という、この需要者と供給者の情報を結んであげようというようなことで、マッチングシステムというような形で推進をするようにしているところでございます。

これに関しましては、先週ですか、うちのほうにも報告が届きまして、今、うちの担当のほうで、これに関しまして農家の皆様方の要望というような形でアンケート調査を実施したいということで、今、その実施を行っているところでございます。

それから、日本型直接支払の件でございますが、これは先ほど申し上げましたように、自由民主党のほうから、農業・農村所得倍増目標10カ年戦略という形で、その中で日本型直接支払を実施をしていきたいというような報告がございまして、これに関しまして、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展というようなことで、農地が持っている役割というものをしっかりと認めてあげるといような形で、それを維持・発展させるために農業者が共同で取り組む地域活動を支援するもので、地域資源の質的向上を図る共同活動ですね、農地の維持をするために支払いをしますよということで、10アール当たり田で3,000円、畑で2,000円と。それから、多面的機能を共同で、集落等で支援すると、資源のほうの向上を図っていくと。これに関しましては、10アール当たり田で2,400円、畑で1,440円というようなことで予定を立てられているようでございますが、これが先ほど議員のほうか

らもありました直接支払交付金、減反補助金のほうが交付単価10アール当たりが平成26年度から7,500円に半減し、29年度まで続けて30年度から廃止になるというようなことでございまして、表現は悪いんですけども、その振りかえというような形で、内容的には新聞等のあれではそこの部分がちょっと、金額は定額になりますけど、同じような仕組みになるのではないかとというようなことが述べられているようでございます。

それからあと、この農業政策の見直し、今おっしゃったように、確かに今、12月のもう中旬でございまして、年が明けて田んぼ、畑それぞれ耕うんに向けて、春に向けての準備が進んでいきますので、それに対して、農家の方々の準備に合わせてそのタイムスケジュール、例えば市町村のほうへの説明・研修等があるのかということですが、実はあしたもこの総体的な件に関しまして研修の実施をするというようなことで報告があったんですが、内容的にまだ詰まっていないというようなことで、県のほうとしては、実施はするけれども、ちょっと予定と、年が明けてからの話になるのではないかとというようなことで、先日、電話のほうで報告があったところでございまして、このタイムスケジュールにつきましても、国の状況がまだはっきりしない中で、県のほうにも、また市町村のほうへもおおろしていくことがまだできないような現状であるかと思っておりますので、今後もそういうタイムスケジュール等も、農家の皆様方の今後の準備を含めて、ちゃんと見きわめた形で、県のほうにも早目の対応をしていただくようお願いはしていきたいというふうに考えているところでございます。

○感王寺耕造議員 3回目に入らせていただきます。

転作を促す補助金のほうですね、飼料用米、米粉用米ですね、あとWCSも含まれるわけで

すけれども、農林課長の答弁にありましたとおり、出らんでしょうけどね、もうそれ以上言えないことはわかっております。

ただ、県のマッチングの部分、その調査の部分は私のほうにもはがきが届きましたし、各農家やられているわけですけども、WCSについても、圃場がやっぱり狭いという部分で、なかなか畜産のほうと連携できないわけですね。一昔前と違いまして、和牛につきましても大型機械化しておりますし、カッティングから、調製作業から、また収納から積み込みまで全て機械化しております。そういう中でなかなかWCSは使えないわけです。それにかわって、また受け入れる部分も少ないと思うんですね、なかなか。

そうしますと、やはり現有機械ですね、田植機、コンバインを持っていらっしゃるわけですから、「水稻はつくれんけれども、WCSも面積が小さいからつくれんけれども、田を荒らさんために、10万5,000円出るんだったら一生懸命つくって、いっぱい飼料用米、米粉用米をつくりましょうよ」と、そういうような農家もやっぱりあると思うんですね。そうしないことには、そういう政策誘導をしないことには、本当に耕作放棄地でいっぱいになってしまいます。

そこで、私が先ほど言った部分ですね、市長。やはりプラントの整備ができていないという部分がありますし、それでまた畜種ごとの飼料開発もできていない。流通の部分も整備されていない。また、ミニマムアクセス米を米こうじに使ったりとか、事件もありました。そういう監視体制もできていないんですよ、はっきり言って。だから、こういう部分についてやはり広域で、2市4町でまず声を上げていただくと、県・国のほうに。「こういう形でやっていただくことには、耕作放棄地だらけになりますよ」という部分がありますので、その辺を市長のほうにお願いしておきたいと思っております。また、そ

の部分についての見解を求めます。私ども議員はまた別の部分で活動しますので、その部分を市長に1点だけお願いします。

あと、日本型直接支払制度ですね。この部分について農林課長から説明があったわけですが、農地維持支払の部分と資源向上支払の部分なんですね。水田の定額の部分を削るけれども、こっちへということなんです、あわせて中山間等地域直接支払制度についてと環境保全型農業直接支援は継続ということが決定しております。

そうなった場合、中山間直接支払の共同部分については使いやすい部分がありまして、みんなに配ってもいいし、どう使ってもいいし、何に使ってもいいんですね。ただ、環境保全型農業直接支払については、これはもう事業内容が極めて限られておりますし、それで今回の日本型直接支払もまだ表に出てこないんでしょうけれども、この部分についても、そういう部分で危惧しているところです。

制度の中身についてはおいおい出てくるでしょうから、1点だけ農林課長に聞いておきたい部分が、どこが受け手となってやるのかですね。中山間直接では、事務局を農林課で引き受けていただいて、事務経費もほとんどゼロということで助かっているわけですが、垂水市で1つのくくりと。そしてまた各支部があるわけですね、新城、海潟いろいろ、水之上。そしてまた環境保全型は土地改良区主体でやっております。日本型直接について、どのようなところが窓口なのか、現時点でいいですからお答えください。

あと、市長にもう1点お聞きしますけれども、今回の政策の転換の部分で、私はやはり小農の切り捨てが行われるのではないかと考えております。そうなった場合、後継者がいない、少ない、また法人企業は入って来づらい、単位面積の小さい本市にとっては大変なことなんですけ

れども、その点について市長の見解をですね。それで、今、市長自体がどういう形で耕作放棄地を解消していく方策をお持ちかについて、2点目お聞きします。

それで3点目、市長についてですね。今回、また農地中間管理機構とかが出てきました。鹿児島県の地域振興公社が県としては窓口になるんでしょうけど、また農業委員会であるとか土地改良区ですね、そういった形で耕地係も多分忙しくなるでしょう。そういう中、耕地係、大変仕事量がふえると思うんですね。先ほどの日本型直接支払制度、その部分についての人員確保が必要だと思いますけれども、財政上の問題もあります、人員増の考えはないのか、市長に3点お願いします。

○農林課長（池松 烈） 日本型直接支払制度の窓口は基本的にどこになっていくのかという御質問かと思えます。

この内容からすれば、農地の持つ特性、役割というのを評価しての制度となってくると思います。そうなるとももちろん、農地に関する事項でありますれば、本課のほうの耕地係か主体となっていく事業になっていくかと思えます。ただ、先ほど触れました減反補助金との兼ね合いがございます。そうすると、これが廃止になっていくと。その前に実質、この日本型直接支払につきましては26年度から創設されてやっていくということでございますので、そこの職員間の仕事を勘案しながら窓口を、基本的には耕地係のほうですとして、これを今度は農家の皆様方におろした際に、それをどこで取りまとめをやっていくのかということになってくるかと思えますが、これもやはり全体的なことを考えますと耕地係のほうでやっていったほうが、今後の運営上、また特に農地の維持のことに关しては、この事業でなし得ないもの等も出てくるかと思えます。それが耕地係のまた仕事にもなってきますので、そういうような方向性で、ま

た職員の配置等については、また関係課ともそこらあたりの事業実施に当たっての事業配分ですね、係間における事業配分等を勘案して、今後、詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の農業政策の見直しについて、全体的なこととしてお答えをさせていただきます。

安倍総理首相の3本の矢、いわゆるアベノミクス、農林水産省の攻めの農林水産業の展開、また自由民主党におきましての農業・農村所得倍増目標10カ年戦略など、さまざまな目標、方向性を勘案しての今回の大きな見直しであると考えているところでございます。

農地中間管理機構の創設でございますが、農地所有者と農業経営者の中間に立って農地に関する業務をやっていただくということでございますので、いい成果を上げていただきまして、耕作放棄地解消や、しっかりとした農業基盤の確立に貢献をしていただきたいと思っております。

それから、米の直接支払交付金、減反補助金でございますが、平成26年度から交付単価を10アール当たり7,500円に半減し、29年度まで続け、30年度から廃止ということでございますが、生産性の高い大規模経営農家では余り影響がないのかもしれませんが、本市のような経営面積の小さな農家の多いところでは、今でさえ生産性も低く、コスト割れの状態となっているわけでございますので、大きな影響を受けるのではないかと大変危惧しているところでございます。先ほど御提案がありましたように、近隣市町村との連携の中で、共通課題でありますので、今後、情報を共有して対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

耕地係の人員に関しましては、ただいま農林課長が答えたとおりでございますので、さまざ

まな状況を踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 小農の切り捨てではないかという部分を質問したんですけど、これはもういいでしょう、また後で議論いたしましょう。制度として見えてきていない部分もありますし、また別の機会に議論させていただきたいと思っております。

ただ1点だけ、方向性として市長にも農林課長にもお願いしたい部分があるんですけど、いかにしたら耕作放棄地をふやさないかと。水稲単作地帯が一番多い部分が水之上地区です。ほかは2つ使っていません。海潟、中俣、新城あたりは二毛作、三毛作を使って土地の有効活用が図られていますけれども、水之上地区につきましては米単作地帯ということで、米、水稲がだめだったら植えるものないんですよ。

だから、制度の問題についてもそうですし、それでまた地域で選定する作物もありますよね、農林課長、菜種とかですね、そういったところに方向転換していく必要もあると思うんです。そして米粉用米とかそっちのほうに特化していく方向もあるんです。機械はあるわけですから。水稲をつくっているわけですから。そういう部分が肝要かと思っておりますので、地域からもこれからいろいろ要望が出てくると思いますので、その点については、事情を酌み取って早急に対策を立てていただきたいと思っております。

時間がございませんので、2点目、新規就農者対策ですね、この部分についてお伺いいたします。（発言する者あり）はい、ちょっと体調が戻ってまいりました。

市長、先ほど農林課長からありました、24年度が10名ですね、25年度が4名です。私が冒頭言ったとおりなんです。農業開始の部分では莫大なお金がかかると。市長も6次産業の部分で一生懸命頑張っていらっしゃいまして、今回の12月の市報も立派なやつができました。主に

環境の整った部分ですね、水産部分から始められているということですね。グローバル・オーシャン・ワークスはもちろんですね。それで土地開発公社の錦江町公共用地ですね、さと丸さんもきちっとこういう形でできております。そういう部分では市長の頑張りを評価したいというふうに思いますし、土地開発公社にとっても、さと丸水産さんが起業されるという部分はよかったことだと認識しております。また、各種事業を商工観光課の事業を使っているいろんな方々が商品開発であったりとか、起業をなされていると。それと今回、「たるみず畑」ですか、建設業から転身なさって、私も帰り、きょう、ソラシドエアで帰ってきたんですけど、きちっと売っておりました。1つ買ってきました、はい。農業ではこういう部分があると思うんですね。

ただ、市長、先ほどの議論と一緒に、まず6次産業化の前には、1次産業を守っていかなくちゃ6次産業化なんてできませんよ、これは。そういう意味で質問させていただいているんです。そういう中で、施策、青年就農給付金、経営開始型また研修型出てきたわけですから、これを活用していくのは国のお金ですけども、あと、市のほうの後押しが私、市長、欲しいんですよ、欲しいんです。

具体的な例を言えば、私は近親者以外に畜産のほうで1人、そしてあと2人、これは露地野菜、園芸の子を2人面倒を見ております。そうすると、みんなお金がないものですからね、今、市長、私は何をやっていると思いますか。余り大きい声では言えないですけど、昔、ある事業で入れた方が高齢で使わない部分があるものですから、3メートルのトンネルですね、それをお願いしまして、焼酎2本ぐらい持って行って「分けてください」とお願いしている現状なんですよ、市長、お願いしている状況。

だから、私が言いたい部分は市長、若い人、やる気と資質があれば、その子たちに対して市

単独事業、今回はハウス事業だけ、防災営農の部分だけをお願いしておきます。今、防災営農の大型ハウスですね、補助残の部分で300万円程度かかります。そうすると一括で払えないわけですよ。その分を市が8年間の減価償却の部分で何らかの基金をつくって貸し付けていくと。そうすると新規就農者はその中で、10アールでいいですよ、最初は10アールで。そうすると、その中で実地の勉強ができますし、経営感覚も磨いていけると、そういう部分もあります。

だから、そういう制度を、リース事業を、補助残の部分は後々返ってくるわけですから、どうか3,000万円ぐらい基金を積んでいただいて、そういうことをすることによって1次産業を守っていくと。また、市長のいつもおっしゃっている3万人の都市づくりと、そういう部分に結びつくと思うんですけども、そういうハウスのリース事業ですね、そういう交付は考えられないのか、市長の答弁をいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）今、感王寺議員がおっしゃいました、6次産業化の前の1次ではないか、それはもう基本的にそのとおりだと思います。

私も就任してからいろいろ1次産業、大事な分野あるんですけども、ある程度形の整っている水産業から始めるということで、少し成果も出つつあるのかなというふうに思っております。ある面、今後、農業の分野において、どういったことの対策を具体的にやっていくのかというのは今後の課題だというふうに思っております。

その上で、現在、先ほどありましたけれども、新規農業者数が青年就農給付金の経営開始型の給付対象者数で平成24年度が10名と、25年度が4名と、合計14名が対象となっているわけですけども、新規農業者として農業に携わってくださる方々には、第1次産業、基幹産業としての本市の農業、そして本市の将来を担っていた

だかなければならないというのは共通認識でございます。

そのためには、その方々の就業環境の整備というのは重要な課題でございますので、実効性のある有効な制度や事業の導入も含めて、関係機関のお力添えをいただきながら、農林課や農業委員会で緊密な連携をとりながら、今、御提案があったことも含めて、今後、こういった形で取り組んでいけば問題解決につながっていくのかというのを、担当課を含めて指示をして対応していきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 3回目です。要望だけで終わらせていただきますけれども、市長、大体30アール、専業でインゲンをつくっていけば食べられるわけです。それとタマネギ、水稻複合型ですね。20アールでも可能でしょう。いきなり経験のない子たちに30アールは難しいですけども。ただ、市長、せっかく青年就農給付金が国で制度設計されて、実際活用していると。その中で、施設も何も持たないものですから、実際、経営的にも苦しい。そして何よりも私、悔しいのが、時間がもったいないですよ。市が単独でバックアップしていただければ、その分で経験値が上がって早く一人前になっていくんですよ。

だから、せっかく、現状でも10人と4人、いろんな経営体があるでしょう、園芸であったり畜産であったりいろいろあるでしょう。でも、今回は特に園芸については30アールで、市長、ハウスがあれば食べられますから、家庭を守っていただけますから。だから、そういう若い人たちをバックアップしていただけるよう早目の、市長、選挙ももうすぐです、市長選もですね。公約で3万人の都市づくり、1次産業、6次産業についても頑張っていくという部分を言われたんですから、ぜひとも1期目の任期中にこういう新しい部分を設計して、農地を守っていただきたい。若い農家を育てていただきたいと思っ

ております。

今回は一方的にしゃべりまして申しわけございませんが、来年度が本市にとってよい年でありますように、また議場の皆様の御健勝をお祈りしまして、垂水市が発展しますように祈りまして、今回の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。次は3時15分から再開します。

午後3時06分休憩

午後3時15分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番徳留邦治議員の質問を許可します。

○徳留邦治議員 議長の許可をもらいましたので、早速質問に入らせていただきます。

昨日来、いろんな議員の方々が質問される中でいろんな言葉が出てきます。古い風、新しい風、おもてなし、TPP、そういう中でどれが一番ことしの流行語なのかわかりませんけれども、そういうのもまたことしの1年の締めくくりとしてはいいのではないかと思います。

垂水市議会の平成25年度の最後の質問者として簡潔に質問しますので、執行部の方々の明確な御回答をよろしくお願いいたします。

それでは、さきに通告しておりました質問につきまして、臨時職員、公社職員の待遇についてを質問いたします。

今現在、垂水市役所管内における臨時職員、公社職員の数は、どれぐらい雇用されているのかを質問いたします。

それと、2点目の決算委員会の参考資料の提出については、いろいろと協議、打ち合わせをする中で、質問をするまでに当たらないのかなという感触を得ましたので、ただ、1つ要望だけを付して、これは割愛させていただきたいと思っております。

要望としましては、各課、いろんな課長が異動になります。そのときの異動のときのヒアリングとして、完全な打ち合わせができていない状況にあるのではないかと思います。なぜかという、この前、決算委員会があったとき、参考資料として出していただきたいと、今回の質問の中にもそういうことを書いていますけど、決算委員会は議員としては2年に1回ありますけれども、その中でやっぱり、前出ていた参考資料が今回は出ていない。その中で職員とのやりとりもありましたけれども、今回はそういうことがないようにお願いして、この問題は割愛をさせていただきます。

次に2点目、元気交付金の活用についてを質問をしておきます。

新聞等で、県下に交付された300億円、その中でも県が190億円、各市町村に110億円の振り分けがなされております。その中で垂水市における、きのう川越議員が質問されておりますけれども、その中で3億幾らかの割り当てがあったと聞いております。その使い道として各課にどのように振り分けられたのか。その事業内容が、要望がどれぐらいあったのかですね。それによっていろいろと振り分けられたんだらうと思います。

人口に対して垂水市に交付された元気交付金は、ほかの市町村と比べて相当な増額だと思っております。これもひとえに課長初めいろんな職員の方々の努力のたまものだと考えております。

これで、1回目の質問を終わりますので、関係課長の明確な御答弁をよろしく願いいたします。

○総務課長（中谷大潤）徳留議員の御質問にお答えいたします。

臨時職員、垂水市公営施設管理公社職員数について説明いたします。

まず、12月1日現在の臨時職員数について、

課ごとに申しますと、議会事務局1名、総務課6名、財政課2名、企画課6名、会計課1名、税務課3名、市民課14名、保健福祉課12名、生活環境課4名、農業委員会2名、農林課6名、水産商工観光課2名、土木課11名、水道課2名、教育総務課1名、教育総務課の学校主事等11名、学校教育課の給食センター8名、社会教育課、図書館5名、文化会館1名、体育館1名、大野自然学校1名、合計でちょうど100名でございます。

次に、垂水市公営施設管理公社職員数について説明いたします。

業務は本庁舎警備と管理作業があり、本庁舎警備は、閉庁時間の本庁舎の警備業務を3名で担っており、管理作業については、農林課所管の堆肥センターに職員5名、臨時職員1名、生活環境課所管の清掃センターに3名、火葬場に2名、環境センターに2名、社会教育課所管の中央運動公園に職員4名、臨時職員2名、文化会館に1名の計23名の職員が配置されております。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美）元気臨時交付金の活用についての御質問にお答えいたします。

地域の元気臨時交付金につきましては、川越議員への答弁でも申し上げましたとおり、本市の最終的な交付限度額は3億218万円ですが、実施計画に上げた全事業の事業費ベースでは3億6,206万円となっております。さきの新聞報道でもありましたとおり、鹿児島県内43市町村の交付額の合計は111億円でございますが、市の財政規模から見ると比較的たくさんの交付金をいただけるという結果になっております。

主な事業としましては、農道及び市道等の整備事業、市住元垂水団地の外壁改修工事、垂水小学校の屋体改修工事、水之上小学校の校舎屋根防水工事などで、基金を含め全部で14事業を実施いたします。

交付金事業の課ごとの実施状況でございますが、生活環境課が清掃センター計量器整備事業に256万円、農林課が堆肥センター経営改善事業に1,080万円、農道等整備事業に4,900万円、水産商工観光課が森の駅たるみず整備事業に1,700万円、土木課が市内交通網整備事業に1億1,190万円、市住元垂水団地外壁改修工事に5,820万円、教育総務課が垂水小学校屋体改修工事に1,800万円、新城小及び牛根小学校校庭整備工事に600万円、水之上小学校校舍屋根防水改修工事に2,330万円、社会教育課が市民館駐車場整備工事に390万円、市民館電気設備改修工事に2,000万円、水之上体育館改修工事に880万円（153ページの発言により訂正済み）、新城地区公民館屋上改修工事に260万円、最後に、財政課所管で基金に3,000万円となっております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 一問一答式でお願いいたします。

今、総務課長から説明があったわけなんですけど、臨時職員が100名、それに公社職員が23名ですね。その中で、正規職員と比率して何%になるのか。それから雇用の期間ですね、公社職員と臨時職員の違いの雇用の期間はどうなっているのか、まずこの2点で。

○総務課長（中谷大潤） 臨時職員、ちょうど100名でございます。現在、職員数が240名ですので、割合でいきますと、計算機がございませんので、また（発言する者あり）40%弱になるかと思っております。

それから、雇用形態でございますが、臨時職員の雇用形態は、原則3カ月ごとの契約としておりまして、その後、3カ月ごとで交代で1年間まで続く場合もございます。年次休暇制度なんかこの規則にのっとり付与しております。施設管理公社の職員につきましては、1年ごとの契約でしております。形態につきましては以上でございます。

○徳留邦治議員 その中で学校支援員、これも臨時職員に値するものだろうと思っておりますけれども、夏休み、休みがあるわけなんですよ。その夏休み、冬休み、休みの期間中は給料というか全然、報酬といいますかね、全然ないわけでしょう。そこらを今後、何とか市のほうで補助的なもので、手当等などでカバーはできないのか。

みんな支援員としましても、子育てとかそういうので大変だろうと思っております。その中で、市も42日ですかね、夏休みがあります。1円も報酬がない。その中で支援員はつなぎとめていかなければならないわけなんですからけれども、市長の考えとして、そこらの手当はちょっとできないものかですね。

それと、市の職員に対して臨時職員40%、ほかの市町村と比べてどうなのかなと。そしてまた、こういう支援手当、支援員要員とか学校教育関係に対するとところはもう休みのところはほとんど報酬が出されていない。ほかの市町村と比べてまたどうなのかですね。そこらがわかっていたらまた御説明をお願いします。

○学校教育課長（牧 浩寿） 徳留議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会では、特別支援教育の充実を図るために、小・中学校に特別支援教育支援員を配置しております。その主な業務内容は、支援を必要とする児童生徒の学習活動の支援、学校生活全般における安全管理や介助等を行うものでございます。特別支援教育支援員の勤務形態につきましては、垂水市特別支援教育支援員設置事業要綱にのっとり行っているところでございます。

また、雇用につきましては、ホームページや広報紙等で募集し、教育委員会で面接等を行いまして決定しておりますが、その際、勤務の内容につきましては御本人様たちに十分に御理解をいただいているところでございます。

議員からお話ございました、夏休みなどの

長期休業中の雇用につきましては、当該児童生徒が学校に登校しないということもございまして、現段階では実現が難しい状況でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、県下の状況でございますが、私が19市課長会議で同様の議案等について議論したことがございますが、その中で、この特別支援教育支援員の雇用につきまして、この長期休業中に雇用している市はございませんでした。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） ただいまの学校教育課長が答弁したような現状でございまして、特別支援教育支援員の雇用につきましては、必要な学校にはそれぞれ配置され、適切な対応がなされているというふうに考えております。心情的には議員からお話があったような気持ち、理解する部分もありますけれども、夏休みなどの長期休暇の雇用につきましては、その期間中に対象となる児童生徒が学校に登校していないという状況でございますので、その職責を果たすことができないというふうに判断をされます。よって、学校教育課長が申しあげましたように、現時点におきましては実現が難しいというふうに考えております。

○総務課長（中谷大潤） 臨時職員の他市の状況でございますが、鹿屋市、霧島市などにおいては、水道部局、教育委員会部局、それぞれ管理しておりまして、それぞれで人数がちょっと多過ぎて、総務課の管轄では把握できないというお答えをいただいておりますが、志布志市のほうでは約50%ぐらい、職員2人に対して1人の割合ぐらいの臨時職員がいるというふうに聞いております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 垂水市も職員の約40%は臨時職員だということであれば、やっぱり正規職員をふやしたほうがいいのではないかと、私はそう考える次第でございまして、臨時職員で今、

カバーなさっている。臨時職員も3カ月ごとに更新される。長く勤めてもらえたらそれ以上のことはないだろうけど、一からまたやり直しで何もかも覚えんとならんわけですよ。そうするよりも、市民にとって、なれた人のほうが有効活用ができるのが、市にとってもまた有効活用ができるんじゃないかと。ある程度のやっぱり職員数は確保していかなければならんんじゃないかと思っております。

これは市長の考え次第でどうにでもなることだろうと思いますが、そこらをもうちょっと、時期があつたら考えてもらいたい。早急にどうのこうのということじゃないけど、景気の回復、いろんな日本も変わってくる中で、ここ何年かは時代の移り変わりで最も激しいときじゃなからうかと考えています。その中で、やっぱり市民のニーズに応えるためにも、職員数のある程度ふやしたほうがいいんじゃないかということをお願いをしておきたいと思えます。

それと、支援要員の要綱がある。そういうことが説明がなされたわけですが、私は19市町村の市の中でもやっぱり垂水市がトップを切って、こういうこともやっていますというようなことは、1つの市としてのPRを兼ねて、こういう学校支援員でも、出校日があるわけですから、そのとき出校してもらって、支援員、図書員ですね。そういう方向で何らかの方向性を見つけたら、できないこともないんじゃないかならうかと思うんですよ。

過去を言えば、枝元市長時代、枝元さんが父子家庭見舞金を年間3万円というのをつくってもらいました。その中で、その後に、1年後に霧島市がその父子世帯見舞金という形でやっぱり3万円を支給されました。その点では私は、垂水は霧島市より、今の霧島市ですね、いち早く、決断が早かったなど。だから、その点では垂水市長をPRをしましたけど、国分市民に対しましても。

だから、ほかの市町村と見比べていくのもいいんだけど、やっぱりできることをやれば垂水市の株もそれだけ上がって、他市町村に見本的なものが出ていくんじゃないか。垂水も、ほかの市町村ができてから、後から順次、右へ倣えでやっていくような形もあります。その中で、やっぱり市長の度量、器量が問われていくんじゃないかと思うんです。市長、今後またそういう点では、市長の決断でひとつワンステップ上がってもらって、垂水の市民が1人も幸福に、幸せになるように努力して考えてみてください。

そして、臨時職員の3カ月ごとの更新、これももうちょっと見直してもらいたいかなど。制限なしにということではないでしょうけど、必要であるから臨時職員を雇うわけで、市役所の仕事というのは1年で切れるとか、そういうような臨時雇用体制ではないと思います。仕事はもう365日同じような仕事ばかり、普通の会社経営体とは大分違ってくると思うんですよ。だから、そこらの点を加味しながら雇用体制ももうちょっと、少しでも長く、そして職員が少しでも勉強ができ、なれた人を雇用できるような形をとってもらいたいと思います。

市長、この学校図書員、支援員に対してはそういう方向をお願いをしていきたいと思います。

それから元気交付金、活用については、財政課長から各課振り分けられて、うぜけんを、それが今、交付されていないんだけど、見通しとしても事業の割り振りがなされています。確かに今、うぜけんを車で回ってみたら、いろんなところで工事が行われています。建設業者に対しても、本当に今、忙しいんだなというのを実感ができます。これがまた垂水の活性、経済向上にもつながっていくんだというのをはっきりと確信をしていた。

その中で、3,000万円基金に残すということですが、来年度に以降がまた私は心配なんですけ

どね。ことしだけで相当の元気交付金が使われていますけど、3,000万円の基金で来年度以降、果たしてこれだけの事業がまたできるかというのと、そうでもないだろうなというのがあります。

そういう少しの基金で多くの事業を引っ張ってくる。それにはやっぱり県の事業で負担金ぐらいかならんのかなという思いがしておるわけなんですけど、来年度以降の事業についてはどのように、使う使途ですかね、考えていないのか。考えていなかったら別にいいんですけど、各課長、職員、努力が実ってこうなったわけなんですけど、これからの事業形態としてはどう考えておられるのか、質問したいと思います。

○財政課長（野妻正美） まず最初に、先ほど私の答弁で誤りがありましたので、済みませんが、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど各課の振り分けの答弁の中で、水之上体育館改修工事に8,800万円と答弁いたしました。ここにつきましては880万円の誤りでございます。申しわけありませんでした。（151ページで訂正済み）

御質問の元気臨時交付金の活用、交付金の残額は幾らぐらいかと。その使い道だったと思いますが、地域の元気臨時交付金を原資とする基金につきましては、国の制度要綱及び運用方針に基づいて設置いたしますが、原則として、平成26年度までに地方単独事業に充てるために取り崩すものとされておりまして、平成27年3月31日で失効するものでございます。今議会に基金としまして3,000万円を予算化しておりますが、工事の執行残など、その予算の範囲内で積む予定としております。

この基金を使って、平成26年度に実施する事業は、さきに国に提出しております実施計画で市道・農道等の整備事業に充てることとしておりますので、市道整備等の単独事業の財源に充当することになります。

以上です。

○徳留邦治議員 3,000万円となっていますけれども、基金がですね。入札残その他を合わせた金額なのか。結構入札残が出てくると思うんですけど、そうしたら基金が3,000万円以上になるんじゃないかと、私はそう思案しているわけなんですけど、その点についてはどう考えておられますか。

○財政課長（野妻正美）この臨時交付金の執行につきまして、ちょっとどの程度になるか試算をしましたところ、実際、ここにつきましてはそのほどは残額は出ないであろうと。そのために一応3,000万円、これだけ予算化しておればその範囲内で積むことができると判断して、予算計上させていただいたところでございます。

以上です。

○徳留邦治議員 見通しで3,000万円はあるだろうというような形なんですよね。だから、実際どれくらい出るかというのは、見通しだけで、実際はまだ上がるかもしれない。入札残がそれは1,000万円とか2,000万円出てくるかもわからんし、今後そういう、たくさん出たほうがいいんでしょうけれども、有効に活用していただいて、本当にことしのような景気浮揚はもう垂水市は来ないんじゃないかと思うぐらい公共工事も結構出ています。それがまた最後のことしの、市民の皆さんが少しでも裕福になって、税収も多くなればいいかなと考えておりますので、また今後の職員の皆さん、また市長の努力をお願いして、私の25年度最後の議員の質問として終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝）以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝）明12日から19日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、20日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（森 正勝）今日は、これにて散会します。

午後3時47分散会

平成 25 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 25 年 12 月 20 日

本会議第4号(12月20日)(金曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大菌藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長	北迫一信	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス係長	瀬脇幸一	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年12月20日午前10時開議

△開 議

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第73号～議案第84号、議案第87号～議案第90号一括上程

○議長（森 正勝）日程第1、議案第73号から日程第12、議案第84号まで及び日程第13、議案第87号から日程第16、議案第90号までの議案16件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第73号 垂水市地域の元気臨時交付金基金
条例 案

議案第74号 垂水市環境基本条例 案

議案第75号 行政財産の目的外使用料条例の一
部を改正する条例 案

議案第76号 垂水市後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例 案

議案第77号 垂水市社会教育委員条例の一部を
改正する条例 案

議案第78号 垂水市介護保険条例の一部を改正
する条例 案

議案第79号 垂水市病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例 案

議案第80号 垂水市地方卸売市場条例の一部を
改正する条例 案

議案第81号 垂水市給水条例の一部を改正する
条例 案

議案第82号 消費税法等の改正に伴う土木課所
管の関係条例の整理に関する条例 案

議案第83号 消費税法等の改正に伴う生活環境
課所管の関係条例の整理に関する条例

案

議案第84号 垂水市清掃センター集会施設の設
置及び管理に関する条例を廃止する条例
案

議案第87号 平成25年度垂水市一般会計補正予
算（第4号）案

議案第88号 平成25年度垂水市介護保険特別会
計補正予算（第2号）案

議案第89号 平成25年度垂水市簡易水道事業特
別会計補正予算（第2号）案

議案第90号 平成25年度垂水市水道事業会計補
正予算（第2号）案

○議長（森 正勝）ここで、各委員長の審査
報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長感王寺耕造議員。

[産業厚生委員長感王寺耕造議員登壇]

○産業厚生委員長（感王寺耕造）皆さん、お
はようございます。

去る11月29日の本会議におきまして産業厚生
委員会付託となりました各案件について、12月
13日に委員会を開き、審査いたしましたので、
その結果を報告いたします。

最初に、議案第74号垂水市環境基本条例案に
ついては、審査の過程でさまざまな質疑が行わ
れました。

主な質疑について申し上げますと、「環境審
議会委員の構成はどのようになっているか」と
の質問に対し、「環境審議会委員の構成につい
ては、学識経験者、関係団体の代表者、地域住
民の代表者、公募により選出された者などを含
み、専門的な部分等も出てくるので、あらゆる
分野の方に参加を願いたいと考えております」
との答弁がありました。

また、「条例制定後に実行計画を策定するま
での期間はどれくらいなのか」との質問に対し、
「基本計画を策定するに当たり、骨子案を作成
しており、計画の位置づけ、計画期間の設定、

アンケート、各課の環境保全に対する事業展開の検討などを行うため、予測として2年程度の期間が必要になるのではと考えている」との答弁がありました。

また、「年次報告と公表についての取り組みはどうするのか」との質問に対し、「特にプラン・ドゥー・チェック・アクション、計画・実行・検討・見直しのチェックにおいては、評価も含んでいるので公表していく。条例4条に市の責務を規定しているが、この規定の部分の中に環境保全に関する情報の提供、広報活動も規定している」との答弁がありました。

そのほか、本条例の前文・定義・基本理念に関する質疑、水質汚濁・悪臭等に関する質疑、中学校大規模改修における浄化槽の取り扱いについての質疑、県と国との連携に関する質疑、財政上の措置、財政的支援についての質疑等が行われ、意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第74号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、異議がなかったため、原案のとおり可決されました。

なお、この議案については、約1時間ほどの審査時間を要したことを付して報告いたします。

次に、議案第78号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案、議案第79号垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第80号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例案、議案第81号垂水市給水条例の一部を改正する条例案、議案第82号消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理に関する条例案、議案第83号消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理に関する条例案及び議案第84号垂水市清掃センター集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目については、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号平成25年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第89号平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案、議案第90号平成25年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 正勝）次に、総務文教委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎）去る11月29日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、12月16日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第73号垂水市地域の元気臨時交付金基金条例案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例案につきましては、挙手採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号垂水市社会教育委員条例の一部を改正する条例案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目及び歳入全款については、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 正勝）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、私は、議案第75号行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例案、議案82号消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理に関する条例案、議案83号消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理に関する条例案、これらについて、反対の立場から討論をしたいと思います。

議案83号については、異なる2つの議案が提案されていますが、市民への負担のことを考慮して反対することにしました。

さて、これらの議案は、国の消費税増税に伴い、利用料等に転嫁されている消費税を8%に引き上げるための関連の議案ですので、一括して討論をしたいと思います。

そもそも消費税には、低所得者ほど負担が重たい逆進性ととも、今回の増税は、震災からの復興にある被災地住民の暮らしを置き去りに増税の判断がされたという問題点がありました。また、消費税増税法案が国会で採択されたときに、附則で、ことしの秋の経済状況を見て増税するかの判断をするとされていました。経済状況が回復したのは大企業だけであり、多くの国民にはその恩恵は見えないばかりか、ガソリン代等を初めとした諸物価の高騰ばかりが押しつけられているような感じがいたします。

さらに、消費税は、社会保障のためと導入されて、またその後、増税されてきた経過がありました。しかし、現実にはそうなっていません。介護保険を初め、保険料や利用料の負担など自己負担がふえ、一方では、年金や社会保護の支給水準の削減などサービスの切り下げが進められてきました。来年度以降も、社会保障プログラム法に見られるように、社会保障の負担増と

給付減が計画をされています。その負担増と給付削減で約3兆円、これは、消費税増税で社会保障の充実に回ると政府が宣伝する2.8兆円を上回るものになります。

では、この消費税増税分はどこに回るのでしょうか。政府が主張している、消費税増税分は社会保障の財源に回すといった一体改革の口実は既に破綻していると言わざるを得ません。さらに、国はことし10月に、消費税転嫁を阻害することを禁止する特例措置法を制定し、増税の転嫁を強制しています。

そこで、議案79号、議案80号、議案81号については、政府が消費税増税を強行したものですので、対応によって民間の事業者等に影響を与えることになりかねない問題点もあることから、反対の立場には立ちません。

理由は、水道及び病院会計事業、地方卸売市場の特別会計に係る消費税については、消費税を納税する義務を負うことになっています。仮に消費税を使用料等に転嫁しなかった場合には収支不足が生じ、不足を補うために同等の料金値上げを懸念するからであります。その中で、水道事業については負担がふえ、生活に大きな影響を与えることから、高齢者や低所得者には何らかの補助や減免制度での生活救済できるような対策を強く求めておきたいというふうに思います。

しかし、議案75号、議案82号及び議案83号は、消費税増税分を一般財源に収入としますが、これについては消費税法により納税の必要がありません。確かに、消費税を利用料等に転嫁しないと、施設や行政サービスに関して、支出する消費税分をこれらを利用しない市民の税金で負担することになり、不公平ではないかとの指摘もあります。しかし、長い観点で見れば、行政施設はどの市民も活用する可能性があり、どの市民も利用し、恩恵を受ける可能性があります。そのことを考えれば、消費税分を転嫁しないと

いう選択をしても市民に不公平が生まれるとは考えません。

よって、消費税増税を転嫁しないという政策判断こそすべきであり、納税する必要がないものにかかわらず消費税を転嫁する議案75号、議案82号、議案83号については問題があると私は考え、反対いたします。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（森 正勝）以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

御異議がありますので、議案第75号、議案第82号及び議案第83号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第75号、議案第82号及び議案第83号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第75号は起立により採決をいたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森 正勝）起立多数です。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第82号は起立により採決をいたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 正勝）起立多数です。

よって、議案82号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第83号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 正勝）起立多数です。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり決定しました。

△議案第91号～議案第93号一括上程

○議長（森 正勝）日程第17、議案第91号から日程第19、議案第93号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第91号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第92号 垂水市議会議員定数条例の一部を改正する条例 案

議案第93号 垂水市議会委員会条例の一部を改正する条例 案

○議長（森 正勝）説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤）おはようございます。

議案第91号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、垂水市職員の給料に係る職務職階制度の適正化、いわゆるわたりの解消に伴い、垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、本議会において上程させていただくものです。

このわたりの問題につきましては、先日の池之上議員の一般質問においても説明させていた

だきましたが、わたりとは、給与上の処遇を主眼として、職務や責任の実態より上位の職や職務の級に一律に昇格させているもので、地方公務員法第24条第1項に定める「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とする職務給の原則に反するものです。例えば、主査である職員に係長並み、係長級の職員に対して課長補佐級並みの給与が支給されるといったぐあいです。

このわたりにつきましては、国及び県から強く適正化を求められており、これまで廃止を検討してまいりまして、他市におくれることのないよう、平成25年3月22日、正式に職員労働組合へ交渉の申し入れを行い、幾度となく交渉を重ねまして、平成25年12月11日の組合交渉において合意に達しました。

適正化の内容としましては、職務の級5級の係長、副主幹、副技幹を4級へ、4級の主査、技術主査を3級へ切りかえようとするもので、本市においては103人が対象となります。その切りかえに係る取り扱いについて、附則で追加したものでございます。

それでは、条例改正案の内容について、お手元の新旧対照表にて御説明いたします。

附則第34項は、平成26年4月1日を切りかえ日とし、わたりの対象者を適正な職務の級へ切りかえることを定めるものでございます。

附則第35項は、切りかえ日の給料の号給は、切りかえ前の給料の号給と同じ額の号給とし、同じ額の号給がないときは、直近下位の金額となる号給とすることを定めたものでございます。

附則第36項は、給料の切りかえについて、切りかえ前に受けていた給料月額に達しないものには、給料月額のほか、その差額分を経過措置額として給料として支給することを定めたものでございます。いわゆる現給保障のことです。

附則第37項は、給料月額に連動した、退職手

当を除く手当等の算定の基礎となる給料月額は、附則第36項による経過措置額を含んだものとするを定めたものでございます。

なお、今回の改正条例の施行日は、平成26年4月1日としようとするものでございますが、職員への周知期間の確保及び給料の切りかえに係る事務手続などを踏まえ、今議会に提案させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 おはようございます。

提案理由の説明の前に、まだ新しい方もいらっしゃるようですので、ここに至った経過だけ少しだけ話をさせてください。

前回の選挙後に、もう全国的に議会基本条例の制定が相次ぎ、県内でも相次いでおりました。それを受けまして私どもも、皆さん方の同意を得て議会改革調査特別委員会を設置をし、前回の議会で設置を認めていただいたところであり

ます。その中で、定数の問題、それから予算委員会の問題、特に予算委員会につきましては、これも全国的にも、県内にもそういう動きがあったということで話をしております。定数につきましては、前回の選挙におきまして5名の議員の皆さん方が公約として掲げられて、当選を果たされております。これも民意だということで、前回の改革委員会の中でお話をさせていただきました。という経緯であります。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第92号垂水市議会議員定数条例の一部を改正する条例案及び議案第93号垂水市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提案理由を、関連がありますので一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第92号垂水市議会議員定数条例の

改正内容は、現行の議員定数16を2減じまして、14に改めようとするものでございます。

改正に至りました経緯に触れますと、平成23年7月に設置されました議会改革調査特別委員会で、議員定数について検討を重ね、ことし5月には最終結果を前議運の委員長に報告をいたしました。その後、新体制のもと、定数減についてさらに協議を続けてまいりました。

議会基本条例に基づき議会改革を推し進めていく中で、適正な議員定数を求めた結果、前回の改選時に5名の立候補者が議員定数削減を公約に掲げ当選されていること、また、人口規模で見ましても、全国で議員定数16の市は平均で3万3,000人の人口であり、定数14でも2万5,000人規模ですから、本市の場合、定数14でも何らおかしくない状況であると考えます。

このことなどから、さきの9月議会初日の全協で議運委員長の報告を行い、最終日の全協におきまして、定数14とすることに御賛同をいただきました。

また、過去におきましては、さまざまな組織、団体等からの要請に基づく判断となったこともありましたけれども、やはり我々議会が変わらなければ垂水市は変わらないと、そういう思いから、議会の権限において定数を決定をしなければならない、そのように思います。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、施行日以後最初に行われる一般選挙から適用するものでございます。

次に、議案第93号垂水市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提案理由を御説明申し上げます。

議員定数条例の一部改正を行い、議員定数を14人とすることに御賛同をいただければ、委員会の委員定数を変更する必要性が生じるために、本条例の改正をしようとするものでございます。

内容は、各常任委員会の委員定数を、それぞれ8人を7人にしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後最初に行われる一般選挙で初めて招集される議会から適用するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、皆様方の御賛同を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集を願います。

午前10時26分休憩

午前10時50分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、議案第92号垂水市議会議員定数条例の一部を改正する条例案と、関連する議案93号垂水市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をいたします。

これまで、定数問題は、財政問題から政治不信や議会の閉鎖性など背景に、削減すべきというのが大勢になってきていました。しかし、議会も、この間の議員定数に関しての議論では、これらの視点には立たず、議員定数は議会制度の根本問題として十分な議論のもとに結論を出そうとしてきたと、取り組んでこられたという

ふうに考えます。

そこで、改めて定数問題を最終的に判断する上で考えるべき基本として、2点あると考えます。

1つは、地方議会は、住民の意思に基づく団体意思の形成機関として、住民自治を実現する代表機関であるということです。2つ目は、地方議会は、条例制定と予算決定の議決機関として自主立法権を担う機関でもあります。ゆえに、議会の定数はこれらの機能を十分に担保できるものでなければなりません。

定数問題は、さまざまな歴史的変遷を経て、さらに地方分権や地方主権の中で大きく変化してきました。そして今日では、法によらず自主的に定数を決められるようになりました。さらに、これまでの議員定数は、議会が成り立つ最低条件というべきものだったと考えます。

これらを前提にしたとき、4つの点から検討する必要がありますと考えます。

1つは、人口に基づく定数の意味です。住民の意思を正確に反映する必要があります。私は、類似都市と比較してもそう大きな相違はないと考えます。

2つ目は、市長と議会との並立、いわゆる二元制と議員定数のあり方です。独立した対等の代表機関として、互いに協力、またチェックし合いながら、自治体の発展に尽力することが求められています。議会は、集団的な審議と討論を十分に行った後に、多数決原理に基づく集団的な意思を決定していきます。この過程の中で、集団性が議会に存在する意義、住民の意思を最大限に代弁・反映することが求められています。さらに、施行部は議会に比べ多数の職員を要し、組織も複雑です。議会が対等の機関として働き、執行部に対する適切でかつ正確なチェック機能を果たそうとすれば、執行部の組織規模と事務量と財政規模に見合った議員定数が必要になります。現在の定数を最低基準と考えると、この

機能を果たすことを、私はこれを減らすということは非常にその機能を形骸化していくことになるというふうに考えます。

3つ目は、住民参加との関係です。特に女性や障害者の政治参加です。これは、私たちがどのような議会の構成を持つべきかの問題でもあります。議会基本条例の議論の過程の中で、どのような議会にしていくべきかを議論しました。それは、情報公開や政策立案、そして住民参加のあり方だったと思います。残念ながらこの点までは行きつきませんでした。定数問題を考えるとき避けられない点です。これ以上減らしたら、女性や障害者の参加はさらに困難になると考えます。

最後は、議会の専門性との関係です。議会基本条例では、議論の活発化と政策立案能力の向上が掲げられました。今日、自治体行政はさまざまな点からレベルアップが求められていて、議会の審議にも大きな影響を与えています。それは、議会としても専門性や政策立案能力がさらに一層必要であり、求められているからであります。それは、個々の議員だけではなく議会全体としてさらに一層必要であり、求められているからであります。議員定数が少なくなると、政策研究や専門的力量を得ることは物理的にも困難になることも考えられます。その結果、行政に対するチェック機能も甘くなり、求められる水準の到達も困難になると考えます。

以上のようなことから、冒頭述べた、1つは、地方議会は、住民の意見に基づく団体意思の形成機関として住民自治を実現する代表機関、2つ目は、地方議会は、条例制定と予算決定の議決機関として自主立法権を担う機関であり、議会の定数はこれらの機能を十分に担保できるものでなければならぬとさきに訴えました。私は、これ以上の定数の削減はこの機能を十分に担保できないと考えます。

よって、92号議員定数条例の一部を改正する

条例案と、関連する議案93号議会委員会条例の一部を改正する条例案については反対をいたします。

以上です。

○議長（森 正勝）以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 私は、この議案第92号、93号に賛成の立場で討論をいたします。

今、持留議員からは非常に説得力のある反対討論がありました。私も、ある部分賛成ではありますが、その反対討論の意見にですね。

しかしながら、今、他市の情勢、類似団体の情勢、持留議員はそれで遜色ないという意見だったんですけど、やはり世間の動向を見ますと、今回の議会運営委員長から出されました定数2減は仕方がないんじゃないかと、そういう意味で、あと市民感情、いろんなところからの市民感情からも、しょうがないんじゃないかと。

私は、個人的には1つ減でいいんじゃないかと思っていたんですけど、こういうふうに出されました。議会で改革のほうから話し合いがされて出されました。この点について尊重して、この件について賛成をしたいと思います。

これからは、選挙を経てのことですけど、少数精鋭で議会として勉強をしながら、また切磋琢磨して行政の執行部と対峙していく、そういうふう到我々も勉強していくべきなんじゃないだろうかと思います。

今回は、この提案された議案に対して尊重をいたします。そういう意味で賛成をいたします。

終わります。

○議長（森 正勝）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

まず、議案第91号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について、御異議ありますので、起立により採決をいたします。

議案第92号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森 正勝）起立多数です。

よって、議案92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号について、御異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第93号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森 正勝）起立多数です。

よって、議案93号は原案のとおり可決されました。

△陳情第20号上程

○議長（森 正勝）日程第20、陳情第20号川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の採択についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第20号は、産業厚生委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、陳情第20号は産業厚生委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本定例会に付議されました案件は全

部議了いたしました。

△閉 会

○議長（森 正勝）これをもちまして、平成
25年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時1分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員